# 子育て支援における幼保一元化・幼保一体化の研究 一豊田市における保育・子育て支援施策の事例検討を通して一

金城学院大学大学院人間生活研究科 博士課程・後期課程・人間生活学専攻 学籍番号 0804002 氏名 鈴木 順子

# 目次

| 第 | 1章  | 問題と目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                   | • 1  |
|---|-----|--|------|
|   | 第1節 | 節 幼保一元化をめぐる言説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・                              | 1    |
|   | 1   | 大正・昭和(戦前期) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・              | 1    |
|   | 2   | 戦後改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                     | 2    |
|   | 3   | 高度経済成長期以降・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                | 2    |
|   | 4   | 現在の議論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                    | 2    |
|   | 第2節 | 節 幼保一元化の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・              | 3    |
|   | 1   | 幼保一元化当初の理論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・               | 3    |
|   | 2   | 保育政策の位置づけの転換・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・             | 3    |
|   | 3   | 幼保一元化を含めた新たな取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・         | 4    |
|   | 4   | 幼保一元化と幼保一体化 (国の政策) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・      | 6    |
|   | 第3節 | 節 保育・子育て支援施策の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・         | • 8  |
|   | 1   | 保育・子育て支援施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・            | 8    |
|   | 2   | 保育・子育て支援施策に関する現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・         | 9    |
|   | 第4節 | 節 研究の目的と方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・              | • 12 |
|   | 1   | 研究の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                    | 12   |
|   | 2   | 研究の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                    | 13   |
|   | 3   | 先行研究の分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                  | 13   |
|   | 第5節 | 節 論文の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                 | 14   |
|   |     |  |      |
| 第 | 2章  | 豊田市における子育て支援の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・          | 22   |
|   | 第1節 | 節 豊田市における子育て支援の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・       | 22   |
|   | 1   | 豊田市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                   | 22   |
|   | 2   | 豊田市における子育て支援施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・           | 23   |
|   | 3   | 豊田市における保育の変遷-豊田市の幼保一体化に関わる取り組みー・・・                           | 27   |
|   | 第2節 | 節 豊田市こども園の取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・          | 29   |
|   | 1   | こども園の入園要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                | 29   |
|   | 2   | こども園に変更されたことによる新たな取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 30   |
|   | 3   | こども園の地域の子育て家庭への支援の活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 31   |
|   | 第3節 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                         | 31   |
|   | 1   | 保育園費について・・・・・・   | • 31 |
|   | 2   | 幼稚園費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                 | 33   |
|   | 3   | その他の経費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・               | • 34 |
|   | 第4節 | 節 豊田市こども園の実態調査(実際の聴き取り) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 35   |
|   | 1   | 豊田市の所管部局とこども園の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・         | 35   |

|       | 2 .  | ニーズとの関係、待機児童問題・     |           |       |     |      | •   |    | 36    |
|-------|------|---------------------|-----------|-------|-----|------|-----|----|-------|
|       | 3    | 幼保一体化についての「流れ」と「考   | え方」       |       | • • |      | •   |    | 37    |
|       | 4    | 職員の身分と研修について        |           |       |     |      | •   |    | 39    |
|       | 5 .  | 民間移管について            | • • • • • |       | • • |      | •   |    | 40    |
| 第 3 ∄ | 章 保  | R護者・保育者への調査(豊田市子育で) | 支援に関する市   | ī民意lī | 句調査 | :)/研 | 究(  | 本矿 | ff究の  |
|       | ア    | ンケート調査)             |           |       |     |      |     |    | • 42  |
| 第     | 51節  | 豊田市子育て支援に関する市民意向    | 調査報告書     | •     |     |      | •   |    | • 42  |
|       | 1 1  | 保育園や幼稚園のあり方に関する考え   | 方 ••      |       |     |      |     |    | 42    |
|       | 2    | 幼保一元化、施設の共有化への考え方   | について      |       |     |      |     |    | 44    |
|       | 3    | 民間移管に関するアンケート報告書    |           |       |     |      |     |    | 46    |
|       | 4    | 第 18 回市民意識調査報告書     |           |       |     |      |     |    | • 47  |
|       | 5    | 豊田市男女共同参画に関する意識調査   | 報告書       | •     |     |      | •   |    | • 47  |
| 第     | 52節  | こども園における保護者を対象とす    | る子育て支援に   | 関する   | る調査 | Ē    |     | •  | • 47  |
|       | 1 4  | 研究の方法               |           |       |     |      |     |    | 47    |
|       | 2 1  | 保護者調査の結果            |           |       |     |      | •   |    | 50    |
|       | 3 1  | 保護者調査の考察            |           |       |     |      | •   |    | 65    |
| 第     | 3節   | こども園における保育者を対象とす    | る子育て支援に   | 関する   | る調査 |      | •   |    | • 70  |
|       | 1 1  | 保育者調査の結果            |           | •     |     |      | •   |    | 70    |
|       | 2 1  | 保育者調査の考察            |           | •     |     |      | •   |    | 82    |
| 第 4   | 章    | 考察と提言               |           | • •   |     |      | •   |    | • 85  |
| 第     | 51節  | 幼保一元化と子育て支援の歴史から    |           |       |     |      |     |    | · 85  |
| 第     | 52節  | 豊田市の事例から            |           |       |     |      |     |    | 85    |
| 第     | 第3節  | 幼保一元化と幼保一体化         |           | • •   |     |      | •   |    | · 86  |
| 第     | 54節  | 提言                  |           | • •   |     |      | •   |    | · 89  |
| 第     | 55節  | まとめと今後の展望           |           |       |     |      | •   |    | 90    |
| 資料    |      |                     |           |       |     |      |     |    |       |
| 1     | 豊田   | 市周辺の広域地図と豊田市内の地図    |           | •     |     |      | • • |    | • 1   |
| 2     | 豊田   | 市と国の施策と保育の取り組み      |           | •     |     |      | •   |    | • 2   |
| 3     | 2007 | 7年度中核市保育料表          |           |       |     |      |     |    | • 5   |
| 4     | 2008 | 3年度中核市保育料表          |           | •     |     |      |     |    | • • 6 |
| 5     |      | 票(母親)               |           |       |     |      |     |    | . 7   |
| 6     | 調査   | 票(父親)               |           |       |     |      |     |    | • 13  |
| 7     | 調査   | 票(保育者)              |           |       |     |      |     |    | • 16  |
| 8     | 調査   | 票(園長)               |           |       |     |      |     |    | • 20  |

#### 第1章 問題と目的

1980 年以降は共働き世帯が増加し、乳児保育や延長保育等の保育サービスのニーズが高まるなかで、保育所入所児童数は増加し、幼稚園数、幼稚園在園児童数は減少している 1)注1)。現代では保育所待機児童の問題を初めとするいくつかの懸念されている事項が生じている。保育施策の方策として幼保一元化、幼保一体化がある。日本では、就学前の子どもを保育する場として保育所と幼稚園があり、二つの制度が併存している 2)。幼保一元化については二元制度の下で、以下で述べる様々な議論が積み重ねられてきた経緯がある 3)。しかし、日本において幼保一元化は実現していない。一元化ができない問題が存続しているからである。

第 1 章においては、本研究の背景と問題の所在、本研究の課題対象である 幼保一元化、幼保一体化と子育て支援施策についての先行研究、研究の目的及 び研究方法、論文の構成について述べていく。

# 第1節 幼保一元化をめぐる言説

幼保一元化は長年、議論されてきた。1930年代後半では社会事業法制定前後、1940年代後半は児童福祉法制定時で幼稚園と保育所の制度的位置づけをめぐる議論が中心に行われた。1970-80年代の高度経済成長期は共働き世帯の増加に伴う保育所増加を背景に、保育学関係者を初め、様々な方面からの議論となった。理念論から保育者の資格論までなされた。この数年の状況は認定こども園が法定化され、2006年10月から都道府県によるこども園の認定が始まった。この節ではそれぞれの時代において一元化について論じてきた主要な人物の言説を述べる。

#### 1 大正・昭和(戦前期)

大正、昭和期は一元化論の基礎となる議論がされていた。1921年には内務 省嘱託、中央慈善協会主事であった杵淵が幼稚園は 3 歳以下の保育を行う保 育所とは区別するべきであると述べている<sup>4)</sup>。

しかし、1923年には生江は、杵淵のような捉え方はせず、保育所は乳児を収容し、それ以上は学令までの幼児を収容するところとして捉えている<sup>5)</sup>。

日本の幼児教育の理論的支柱を立てた倉橋は「年齢別二省管轄一元論」と呼ばれる一元化論を提起し、教育の機会均等という観点から提唱されたが 4 歳以上の幼児については、共働きと専業主婦家庭の子どもと同一施設か別個の施設で保育するのか、具体的な事は全く問題とされず、強力な改革への共鳴を得るに至らなかった <sup>6)</sup>

また、制度的統一の私案が岡弘毅(東京府社会事業協会常務幹事)により 1930 年の第2回全国児童保護事業大会で主張されたが、実現には至らなかった<sup>7)</sup>。 1936年には城戸において、就学前の教育を家庭の事情、所得の有無で区別せず、国が低所得者に保育料を補助し、すべての家庭が貧富の相違なく、同質の幼稚園教育が受けられるようにすることを主張している<sup>8)</sup>。

# 2 戦後改革

1948年には幼稚園と保育所の制度化にあたった文部省初等教育課長坂本と厚生省児童局企画課長の松崎の各主管課長がともに幼保一元化を志向していたが、形式的には二元的に制度化した<sup>9)</sup>。

一元化の前向きな姿勢にも関わらず、文部省関係者の中には保育所を低所得階層の家庭が利用する施設という見解が支配的であったといわれている<sup>10)</sup>。

様々な全国児童福祉大会等においても児童福祉事業に従事している関係者からの一元化すべきという意見がだされ、議論が繰り返されてきた<sup>11)12)</sup>。

研究者については、持田や岡田が教員養成の共通化 <sup>13)14)</sup>、鷲谷の二元化に対する差別論 <sup>15)</sup>、岡田の一元化の困難を省庁間の問題 <sup>16)</sup>として捉えている論もあった。

# 3 高度経済成長期以降

戦後、文部省と厚生省の主管課長が同様な一元化を肯定する意見を述べ、議論が繰り返されてきたが、高度経済成長期を迎えて、より様々な方面から主張がされている。持田は日本私立幼稚園連合会の私立幼稚園の利益からの発想の指摘 <sup>17)</sup> や浦辺の運動家としての視点 <sup>18)</sup>、村山は従来の保育関係者に限らず、自治体関係団体、政党までもが幼保問題や一元化に対して積極的な発言・提言をしていることに対し、児童の権利保障と全ての保育施設に教育機能と福祉機能が統一的に保障するという理念を踏まえて、一元化の基本理念や視点をあらためて確認することが必要と主張している <sup>19)</sup>。

また一番ヶ瀬20)や村山21)は、物的、人的条件の整備の必要性を述べている。

# 4 現在の議論

一元化ができない状況の中、核家族化や少子化の進行、保育所待機児童(保育所待機児童を以下、「待機児童」という)の問題を背景に認定こども園や保育の質に関する様々な意見がだされている。

村山は、認定こども園では保育所入所の直接契約により、保育料を滞納した場合は、園から保護者へ退所を命ずることもできるとし、保育保障の観点から指摘している。さらに、保育者の仕事のあり方と保育の質の向上についても述べている<sup>22)</sup>。

村野<sup>23)</sup>や山内<sup>24)</sup>、実方<sup>25)</sup>も認定こども園の保育の質を議論すべきと主張

している。佐野も保育所の質の向上の必要性を述べている<sup>26)</sup>。普光院は保育の質の大きな部分を占めるのが、保育士の資質であり、保育現場の多忙さのため、研修の時間もとりにくいといわれるが、改善には自治体のサポートが不可欠だと述べている<sup>27)</sup>。吉田はライフスタイルや親の意識の変化は、保育所には多様で柔軟な保育サービスと質の高い教育・保育機能、幼稚園には家庭教育の補完機能が求められ、保育所的な保育機能の提供を主張している<sup>28)</sup>。

上村は幼稚園関係者にとって、幼稚園は早期教育の場であると捉えており、 幼稚園と保育所の関係者の意見が合わない状態であると語られている<sup>29)</sup>。

# 第2節 幼保一元化の流れ

#### 1 幼保一元化当初の理論

1926年4月、日本最初の幼稚園単独の勅令としての「幼稚園令」(大正十五年四月二十二日、勅令第七十四号)には、共働き家庭の多い地域の幼稚園では保育時間を定めておらず、3歳未満児の入園を認める等、託児所的性格を取り入れて幼稚園の大衆化を試みたがほとんど広がらなかった<sup>30</sup>。

幼稚園は 1947 年に「学校教育法」が制定、学校教育機関として位置づけられ <sup>31)</sup>、託児所は 1947 年公布、1948 年の児童福祉法施行により、その名称が保育所に統一され、児童福祉施設として位置づけられた。保育所は国と地方自治体に設置や条件整備の責務を規定し <sup>32)</sup>、1948 年、児童福祉施設最低基準に保育所の運営に関する詳細が示された。

幼稚園は文部省管轄、保育所は厚生省の所管のもとに運営されることになり保育二元制度が発足した<sup>31)</sup>。また保晦という名称は 1947 年の教育職員免許法の制定により幼稚園教諭に変更し、児童福祉法制定により、保母と規定された<sup>33)</sup>。

# 2 保育政策の位置づけの転換

1951年2月に児童施設研究会が文部科研費により、厚生省担当課の援助を受けて調査した「保育施設に関する研究資料」によると「保育児の年齢層は5~6歳に大体集中している」(5歳児28.8%、6歳児48%)、母親は無職が47%という結果がある<sup>34)</sup>。これは幼稚園との混乱を招くということで1951年の児童福祉法改正で第37条(現在は第39条)に「保育に欠ける」という規定が設けられ、この条項は幼稚園と保育所の相違の根拠となった<sup>35)</sup>。1952年には「保育指針」が公布された。

1958年には「保育所措置費単価制」となり、父母の所得により応能負担となった。所得が高い階層は高額となり、保護者の負担は増大した<sup>36</sup>)。

1960年代は「国民所得倍増計画」(1960年 12 月閣議決定)を機に、既婚女性のパートタイマーが増加し、保育所の設立要求が増大、そして増設、普及し

た。政府は保育所予算を縮小する方向で保育政策の転換を強行した。

1968 年に発表された「当面推進すべき児童福祉対策について(意見具申)」では、乳児期は家庭において保育されることが原則であり、それが不可能な場合には親密で温かい養護が与えられる必要があるとされ、「子育ては家庭で母親が」という考え方が基本的に存在していることを示している<sup>37)</sup>。

1963年には文部・厚生両局長共同通知「幼稚園と保育所の関係について」 (1963年10月28日、文初発第400号・児発第1046号、各都道府県知事あて 文部省初等中等教育・厚生省児童局長連盟通達)が出され、幼稚園と保育所の 機能は明らかに異なるが、保育所機能のうち、幼稚園該当年齢の教育に関して は、幼稚園教育要領に準ずることが望ましいとし、保育所保育の教育的機能を 認める譲歩を行い、制度的二元化、保育(内容)一元化の方向性が示された 38)。

1964年には幼稚園教育要領が告示化し<sup>39)</sup>、1965年は保育所保育指針が刊行された<sup>40)</sup>。

1997年の児童福祉法の改正(1998年施行)では措置制度から利用契約制度 (選択利用制)になり、父母が保育所入所を選択できるシステム作りを図ったが 待機児童問題もあり、必ずしも選択できるとは限らない。市町村の保育保障責任は存続する。

1997年には文部省の「預かり保育推進事業」により、幼稚園の「預かり保育」の普及にともなう幼・保のみかけ上の機能の近接化も進んだ<sup>41)</sup>。

1998年には文部・厚生両省の担当局長連盟通知「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」(1998年3月10日文初幼第476号、児発第130号、2005年に改正)が示され、二元化制度を前提とした共用化や一体的運営に関する方針が打ちだされた<sup>42)</sup>。

#### 3 幼保一元化を含めた新たな取り組み

2003年の保育所の設置主体制限の緩和による基準の緩和と三位一体改革による公立保育所運営費と施設整備費の一般財源化が行われた。公立保育所の運営費等の一般財源化の進行は自治体間において格差の拡大が進むといわれている<sup>43)</sup>。私立保育所は国庫負担金が行われている。

保育所の保育料については、児童福祉法第56条3項で「保育費用を支弁した市町村の長」は、当該保育費用を「家計に与える影響を考慮して」保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができるとしている。国の示す徴収基準額表の保育料が高額で、保護者への負担が大きいため、多くの市町村が軽減した保育料を定め、差額は市町村が独自に財政負担する。幼稚園については、保護者と幼稚園との自由契約の下で保育料額が設定され、園により異なっている。

私立幼稚園の運営費は都道府県が助成し、設置者と保育料で賄われている。

公立幼稚園に関しては設置者である自治体に任され、運営費を対象とした国の補助金はない。就園奨励事業で所得水準の低い家庭の幼稚園児の保育料を府県や市町村が減免している 44)45)。

幼稚園は学校教育法に基づき、設置者負担主義を原則として運営され、親との直接契約により入園が決定する。幼稚園に対して、保育所は児童福祉法第24条の市町村の保育実施責任に基づき、運営が行われている<sup>46)</sup>。職員の配置基準については、保育所では「児童福祉施設の設置及び運営に関する基準」(改正平成24年5月31日厚生労働省令第88号)の第33条職員の第2項に「保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。」と明記されている<sup>47)</sup>。

幼稚園は「幼稚園設置基準」(改正平成 23 年 10 月 19 日文部科学省令第 35 号)の第 3 条に「1 学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする」と記されている 48)。また幼稚園と保育所では保育時間や保育日数も異なる 46)。

公立保育所と幼稚園の民営化も進んだ。少子化や待機児童問題という社会の背景の中で、2002年「地方分権改革推進会議最終報告」では厚生労働省は両制度の一元化ではなく、両者の連携強化を図る方向で施策を進める方針であった<sup>49)</sup>。

2003年の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」において、「就 学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」について待機児童対 策、地域の子育てニーズに応える観点から検討された。2005年に総合施設モ デル事業(文部科学省/厚生労働省)として、都道府県、指定都市及び中核都市に おいて幼稚園、保育所等の全国 35 か所の施設で実施した。その評価を行い、 2006年6月に「保育所・幼稚園の共有化として就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律」を公布し500、2006年 10 月に施 行し、認定こども園制度が開始した。認定こども園は就学前の教育、保育を一 体として捉え、子育て支援事業を提供する施設である。直接契約を導入し、保 育料の設定、徴収は施設の責任で行われる 51)。親の就労に関わらず、入園で き保護者の選択肢が広がる 52)、保育内容を等しく提供、運営の効率化が図ら れる53)、保育士の人事交流ができる54)等のメリットがあるが、次のようなデ メリットもある。子どもが通う家庭が経済的困難な場合、退所させることもあ りえることや同等な保育と教育を受けながら保育料が異なる 55)、都道府県で 定めるため、自治体格差が拡大し、質の低下に繋がる可能性 56)、最低基準が 緩和され、職員の配置基準等において幼稚園と保育園のどちらか低い方の基準 に合わせればよい 57)、同じ施設において、保育時間の長短の異なる子どもが いることで質を維持した保育が実施できるか580という懸念もある。

2011年4月1日現在の認定こども園の認定件数は、全国の総合件数は762件中、愛知県は14件である<sup>59)</sup>。

2010年6月の「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」では全ての保育所を幼稚園と保育所の一体化施設に移行することを発表し、子育て家庭への多様な支援サービスの拡充を試みている。また、幼稚園は教育施設、保育所は児童福祉施設と位置付けられ、保育者の資格も別であるが幼稚園教諭と保育士資格を統合し、新資格を総合する案もだされたが実現できなかった。

### 4 幼保一元化と幼保一体化(国の施策)

政策の流れの一元化と一体化はどのように使用されているのかを試みる。 2009 年に自民党から民主党に政権が交代した。自民党政権下では、認定こど も園に向けての一体化が進められていた。自民党下では、幼保一元化という言 葉を使用し、民主党政権下では幼保一体化という言葉を使用されるようになっ たといわれているが、実態は異なると筆者は考える。

1990年代以降の政策の流れにおいて検討すると(表 1 参照)、幼保一元化は「制度の幼保一元化」や「財源の一元化」として使用されている。一方、幼保一体化は「建物及び設備の一体的運営」や「施設の一体化」、「学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する」として使用されている。政策の流れの中では、長年、幼保一元化すべきと議論されていた国の制度や財政等の解決できない問題が幼保一元化として使用されていると考える。つまり、幼保一元化を制度として捉え、第 1,2 節の文献を通して考えると一元化されていない事項、厚生労働省と文部科学省の省庁を統一すること、児童福祉法と学校教育法、職員の配置基準等の法的根拠を一つにすることが幼保一元化であると筆者は捉えた。また幼保一体化は二元化制度の下での教育と保育を提供する施設の一体的運営、家庭における養育支援を一体的に運営することとして捉えた。

表 1.1990 年代以降における「幼保一元化」及び「幼保一体化」に関する政策の流れ

| 年 月      | 事 項                                     |
|----------|---|
| 1998年3月  | 「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」(2005年に改定)が出され、二 |
|          | 元制度を前提とした共用化や <b>一体的</b> 運営に関する方針の表明。   |
| 2002年10月 | 財政支出縮減のため、地方財政問題を論じた提言に幼稚園・保育所の両制度の     |
|          | 一元化論が唐突に示されたことがその端緒である。                 |
| 2002年12月 | 総合規制改革会議「規制改革に関する第2次答申」公表、幼保の一体的運営の     |
|          | 措置や保育所の規制緩和の措置、 <b>幼保一元化</b> の検討を主張。    |
| 2003年3月  | 厚生労働省全国児童福祉主管課長会議で雇用均等・児童家庭局長は「幼保一元     |
|          | 化・一般財源化で 16 年度は大きな論議になる」と発言。            |

| 2003年6月  | 政府は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003(骨太方針 2003)」決             |
|----------|---|
|          | 定、2006年までに地域のニーズに応じ、「就学前の教育・保育を一体として捉え                |
|          | た一貫した総合施設」の設置検討を明記。                                   |
| 2004年12月 | 中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同検討会議は「就                   |
|          | 学前の教育・保育を一体として捉え一貫した総合施設について(審議のまとめ)」                 |
|          | を公表。  |
| 2005年5月  | 地方分権改革推進会議「幼稚園・保育所制度の一元化」について将来的には幼                   |
|          | 保の制度一元化の実現に向けてさらに検討を進めるとした。                           |
| 2006年6月  | 法律第77号、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に                  |
|          | 関する法律」、この中で「一体」という表示は第1章第3条の2において「幼稚                  |
|          | 園及び保育所等のそれぞれの用に供される <b>建物及びその付属設備が一体的</b> に設          |
|          | 置されている場合における当該幼稚園及び保育所等の設置者は、その設置する幼                  |
|          | 保連携施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受ける                   |
|          | ことができる。」としている。  |
| 2008年4月  | 第7回社会保障審議会少子化対策特別部会の「地方分権改革推進委員会・中間                   |
|          | 取りまとめに対する検討状況」において認定こども園と <b>幼保一元化</b> に向けた制度         |
|          | 改革が検討。  |
| 2010年6月  | 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(少子化社会対策会議決定)では、                |
|          | <b>幼保の一体化</b> が明記された。「新たな次世代育成支援のための包括的・ <b>一元的</b> な |
|          | 制度構築に向けての検討事項」具体的には幼稚園、保育所、認定こども園のサー                  |
|          | ビス提供の仕方の一体化とともに、保育の内容もこども指針に一本化するとして                  |
|          | いる。保育士、幼稚園教諭の資格共通化、営利企業も含めた多様な事業主体の参                  |
|          | 入を可能とする等の内容が表示。                                       |
| 2010年9月  | 基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム、こども指針(仮称)                  |
|          | ワーキングチームにおいて「子ども・子育て新システム」関する中間とりまとめ」                 |
|          | を表明。幼保一体化の具体的な仕組みについて、質改善の在り方等のとりまとめ。                 |
| 2012年1月  | 全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)説明資料の中で「子ども・子育て新                  |
|          | システムについて」では子ども・子育て新システムの具体的内容(ポイント)には                 |
|          | 「幼保一体化」として、施設の一体化を推進の明記。                              |
|          | 「新たな <b>一元的</b> システムの構築」として、政府の推進体制・財源を <b>一元化</b> 。制 |
|          | 度・財源について包括的に、 <b>一元的</b> な制度を構築。子ども・子育て支援、サービ         |
|          | スを包括的、 <b>一元的</b> に実施。                                |
|          | 総合施設(仮称)の創設においては、学校教育(学校教育法に位置づけられる小学                 |
|          | 校就学前の子どもを対象とする教育をいう)・保育(児童福祉法に位置づけられる                 |
|          | 乳幼児を対象とした保育をいう)及び家庭における養育支援を一体的に提供する                  |
|          | 総合施設(仮称)を創設。  |
|          | 1   |

|         | 「新システムの実施に向けた考え方」についての主な内容において質の                      |
|---------|---|
|         | 高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の推進)をあげている。また国及び地方に                 |
|         | おける実施主体の一元化として「子ども家庭省(仮称)」の創設があげられた。                  |
| 2012年2月 | 「子ども・子育て新システムに関する基本制度取りまとめ」が公表されたことを                  |
|         | 受け、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」、「子ども・子育て新シス                 |
|         | テム法案骨子」を定め、これに基づき <b>幼保一体化</b> の具体的な仕組みは、施設の <b>一</b> |
|         | 体化、これは学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合                  |
|         | こども園を創設するとした。   |

# 第3節 保育・子育て支援施策の動向

#### 1 子育て支援施策の展開

1989年の1.57ショック以降、少子化対策が講じられた。日本の子育て支援 策が政策として本格的に始動したのは1994年の「エンゼルプラン(今後の子 育て支援のための施策の基本的方向について)」からである。エンゼルプラン の重点施策として、①仕事と育児との両立のための雇用環境の整備と②多様な 保育サービスの充実の2つを掲げていた。1995年度からは緊急保育対策等5 か年事業や地方版エンゼルプランの策定が始まった。

2000 年 4 月からの施行、改訂幼稚園教育要領では預かり保育を位置づけ、 保育所保育指針においても保育所の子育て支援を新たに位置づけた。

2003年には地方公共団体において地域行動計画を策定し、実施していくことをねらいとする次世代育成支援対策推進法を成立させた。2001年には児童福祉法が改正され、2003年に「子育て支援」事業が法定化された<sup>60)</sup>。保育士は国家資格となり、保育士資格が任用資格から名称独占の資格(児童福祉法第18条の23)の規定が位置づけられている。

2010年には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、新たな少子化社会対策大鋼として 2010年度から 2014年度までの施策内容と数値目標を設定している。主な数値目標の設定内容は、認可保育所の入所児童の受け入れや延長保育増大による保育サービスの拡充、地域子育て支援拠点の整備等である 61)。

2010年6月に決定された「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づき、幼保一体化を含めた包括的・一元的な制度を構築するための検討を進めている。2011年7月に「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」が少子化社会対策会議において決定された。子ども・子育て新システムにおいては、①質の高い学校教育・保育の一体的提供、②保育の量的拡大、③家庭における養育支援の充実を目的とする幼保一体化を推進するとしている。市町村は地域の実情に応じつつ、必要な施設、事業を計画的に整備することとしている。

# 2 保育・子育て支援政策に関する現状

#### (1) 少子化問題と子育て支援

1970年代後半以降、徐々に少子化が進行し、現在も少子化傾向である<sup>59)</sup>。 内閣府が実施した「インターネット等による少子化施策の点検・評価のため の利用者意向調査」(2009)によると、「子どもを持つ上での不安」として「経 済的負担の増加」、「仕事と生活・育児の両立」、「保育所などの保育サービスの 不足」が上位に挙がっていた。少子化の大きな要因となっている<sup>62)</sup>。

国の経済的支援に関しては子ども手当制度が 2010 年 4 月 1 日から施行し、子育ての経済的負担を軽減し、社会全体で子どもの育ちを支援するために 0 歳から中学校修了前の子どもを養育している父母が支給対象とされた。しかし、2011 年 8 月には子ども手当を廃止した。2012 年 6 月からは所得制限のある児童手当を拡充し、復活させた。児童手当の支給額に関しても国の財政の問題から子ども手当の金額とは異なっている 63)。

また国は子育て家庭に対し、子育て世代の父親に子育てに関わることを推進しているが $^{64}$ )、子育て世代の父親の労働時間がもっとも長い傾向にあるという統計結果があり $^{\pm 2}$ )、子どもと関わる時間がもてないことにも繋がっている。育児時間を国際比較でみても $^{6}$  歳未満の子どもをもつ男性の家事、育児時間は短く、欧米諸国と比べて $^{3}$  分の $^{1}$  程度となっている $^{\pm 3}$ )。日本は「男は仕事、女は家事・育児」という性別役割分業も根強く残っており $^{\pm 4}$ )、母親は育児負担を抱え、育児において孤立を感じている $^{\pm 5}$ )。今後、子どもを育てている家庭においては経済的負担の支援、仕事と生活・育児の両立支援、保育所の保育サービスの支援と地域の子育て家庭への支援が課題である。

# (2) 保育所と幼稚園の現状について

日本では就学前の子どもを保育する施設として厚生労働省が管轄する保育所と文部科学省が管轄する幼稚園の2つが設置されている。1960年以降の保育所、幼稚園の状況は施設数、入所児童数と共に1960~70年代の急増期を経て、少子化の影響もあり、1980年前後をピークに減少した。その後、1990年代後半から保育所の入所児童数は増加したが、幼稚園の入所児童数は減少傾向である<sup>65)</sup>。また共働き世帯の増加や保護者の就労形態の多様化、就労時間の長時間化により、保育サービスの充実が求められている。保育所においては延長保育のニーズが高まっている<sup>66)</sup>。

2012 年度の保育対策関係予算案においても、保護者や地域の実情に応じた 多様な保育サービスを提供するため、延長保育促進事業等の充実を図ることが 「子ども・子育てビジョン」の中に記されている<sup>67)</sup>。

幼稚園においては「預かり保育」を私立幼稚園の約8割が実施している<sup>68)</sup>。 保育所と幼稚園の保育サービスの類似化がみられるが、依然として保育所の 親の入所要求は増加している。幼稚園に関しては、少子化の影響から、園数、園児数の減少により、公立幼稚園は民間移管や認定こども園への移行がみられる <sup>69)</sup>。園数、園児数の減少は私立幼稚園に少なからず経営者不安を与え、父母の要求を可能な限り、保育に受け入れる努力をしている <sup>69)</sup>。それは「預かり保育」であったり、教育内容に英語や鼓笛隊等を取り入れ、独自の教育理念をもち運営されている私立幼稚園が数多くある。学校教育法第 22 条にも幼稚園の目的として、「幼児を保育し」と記され、幼稚園教育要領にも保育という言葉が使われている。しかし、わが国では、幼稚園は幼児を教育し、保育所は子どもを預かり、保護していると捉えがちであり、幼稚園のみが教育を担っていると差別的にみる動向があると考えられる <sup>70)</sup>。こうした動向は親だけでなく、保育者にもいえる。第 1 章の第 1 節で上村が語られているように、幼稚園、特に私立幼稚園は幼保一元化に異をとなえる傾向があるのではないか。

#### (3)待機児童問題について

共働き世帯の増加、結婚、出産に関係なく仕事を継続したいという女性の意識や男女平等に対する社会的な変化がみられる。またリーマンショック以降、夫の失業や夫の賃金の減少から母親が非正規職員やパート職員として生活の為に仕事に就くケースが増加している<sup>71)</sup>。そのため、保育所入所希望児童が増加し、待機児童も増加している<sup>72)</sup>。

2001年4月に発足した小泉内閣は「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革の基本方針2001(骨太方針第1弾)」(2001年6月)に「待機児童ゼロ作戦」の推進を掲げた。待機児童を解消することは、現行児童福祉法第24条と子どもの権利条約第18条3項を遵守すために推進しなければならない政策である。不況の深刻化の中で、待機児童問題は一気に深刻化し、社会問題化した。そのため、厚生労働省が2008年2月27日に「新待機児童ゼロ作戦」を発表した。「新待機児童ゼロ作戦」では、3歳未満児を対象に10年間で保育提供割合を20%~38%にするとしている73)。

待機児童は増加しているが受け皿になる認可保育所数は厚生労働省保育課(各年4月1日現在)によると1995年から2010年までの16年間で572ヶ所と微増に留まっている。その内訳は私立保育所は増大しているが公立保育所は15年間で2,000ヶ所減少している。保育所新増設が対策の主柱にならず、根本的な待機児童対策となっていない。それまでの待機児童ゼロ作戦をはじめとする待機児童対策は①2004年度以降、公立保育所の運営費が一般財源化され、地方交付税に組み込まれるようになってからは公立保育所が減少している。これまでの公費支出の増大をともなう認可保育所の増設をせずに年度当初の定員超過入所の規制緩和の拡大、いわゆる「詰め込み保育」を行った。②2000年度末から保育所設置主体については社会福祉法人に制限していた規制を撤

廃し、企業や団体の参入を可能とした。③民間委託の推進による規制緩和策が実施されている。これらにおいて待機児童の解消を図ろうとしてきた。これは保育の質の低下を招くのではないかと懸念されている。これらの取り組みは国の財政問題からの措置といえる。つまり、国が保育、子育てに対して十分な財源を投じていないからである。2002年には、「第三者評価事業」の実施についてのガイドラインが作成された。「2012年度保育対策関係予算案の概要について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課)」では、待機児童の解消を図るため、社会福祉法人等が設置する民間保育所の運営費について計上し、受け入れ児童数の拡大を図ることとしている。67)。

#### (4)保育所と幼稚園の保育者の役割

保育所は「保育に欠ける子ども」への支援が中心に行われてきたが、保育所保育指針の第 6 章「保護者に対する支援」において、地域の保護者と子どもに対しての支援も課せられた。共働きの増加や核家族化の進展とともに、保育所における保育士の業務は多様化している。保護者との関わりについては、保育所保育指針第 6 章-1「保育所における保護者に対する支援の基本」において、「子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること、また子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重すること。」と明記され、相談、情報の提供について努めることとされている 74)。

近年、保育所や保育士の役割が重要になっているにも関わらず、公立保育所においても保育士は非正規雇用による保育士が増大している。規制緩和政策は保育士にも及んでおり、従来は正規保育士の配置をパート保育士に変えてもよいとする短時間保育士導入施策を1998年度から保育士定数2割未満という制限で導入した。2002年度からは2割未満規制をも撤廃し、全国的にパート保育士が増加した。こうした状況は保育士が過重の負担をかかえることになり、子どもを保育する上での保育の質を低下する可能性もある。

また幼稚園の支援については幼稚園教育要領の第3章第2-2において幼稚園は子育て支援のために保護者や地域の人々に機能施設を開放することや相談、情報の提供をするように努めることとされている。また学校教育法の第24条に幼稚園が相談や情報提供に努めることが明記されている<sup>75)</sup>。

#### (5)保育園と幼稚園の保育者の相違について

保育所と幼稚園の保育者の相違については以下のことがあげられる。

#### 1)職員の給与について

保育所の保育士の所定内給与は 21.8.万円である(厚生労働省の「平成 22 年賃金構造は本統計調査」)<sup>76)</sup>。幼稚園教諭の平均給料月額は公立 35.6 万円、

私立 29.2 万円である(文部科学省「平成 19 年度学校教員統計調査中間報告」)。 幼稚園教諭と比較をすると、保育所の保育士の給与は低い。改善が求められる 水準にある <sup>77</sup>)。

# 2)保育士と幼稚園教諭について

資格について、保育士は児童福祉法第 18 条の 4 において、「保育士とは、第 18 条の 18 第 1 項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。」と定められている <sup>78)</sup>。幼稚園教諭は学校教育法第 27 条第 9 項にて、「教諭は、幼児の保育をつかさどる」と明記されている <sup>79)</sup>。

## 3)研修について

保育所保育指針第7章職員の資質向上、3職員の研修等(1)専門性を高める研修には「職員は子どもの保育及び保護者に対する指導が適切に行われるように自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修を通して必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。」と明記されており、個人の努力義務となっている<sup>80</sup>。

地域の自治体にも研修・研究の対応には格差があるが、法律的に鑑みると、 幼稚園では教育基本法第 9 条第 2 項において「教員については、その使命と 職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適性が期せられるとと もに、養成と研修の充実が図られなければならない」と明記されている。幼稚園の勤務時間内に子どもの保育にあたる以外の時間が確保されているのは、その職務が「研究や研修」を内に含んだ教育職だからである。それに対して児童福祉法の中では教育基本法のように研修・研究の職務は明記されていない。実際の職務内容には多くの共通点があるにかかわらず、保育士と幼稚園教諭には 職務待遇に差異が生じている 81)。保育士にも幼稚園教諭のように研修・研究 を保育に関わらない時間の中で行うために保育士の職務待遇の必要が考えられる。

# 第4節 研究の目的と方法

#### 1 研究の目的

第 1 節で述べたように、幼保一元化、幼保一体化が議論される中で、実現せずに現在に至っている。本研究では、政策の幼保一体化を先取りしたこども園を実施している豊田市に焦点を当てる。豊田市は全国に先駆けて幼保一体化を自治体独自に取り入れた。しかしながら、豊田市の保育・子育て支援施策のその成果と課題については十分な議論はされていない。そして国の政策としての幼保一体化が提唱されているにも関わらず、豊田市のように自治体レベルで

の取り組みを分析した研究論文も数少ない。

本論文では豊田市の保育・子育て支援施策をベースとし、豊田市こども園の 実態調査(実際の聴き取り)と保護者・保育者への調査研究(本研究のアンケート調査)の結果を検討する。さらに、豊田市の保育・子育て支援の開始から現在までを明確にし、豊田市独自で幼保一体化したことによる成果と課題を明らかにすることを目的とする。そのことを通して、幼保一元化、幼保一体化についての方策、提言をすることを試みる。

なお、保護者や保育者の調査を検討するにあたり、本論文では「保育・子育てに関する第二次全国調査」<sup>注 6)</sup> (2007-10 年) と比較検討を行うものとする。「保育・子育てに関する第二次全国調査」とは、全国規模の調査を初めて実施した「保育・子育てに関する全国 3 万人調査」(村山科研第一次 2003 年調査、2002-05 年度)を引き継いだ調査であり、中核市、政令指定都市等の地域を選定して調査されたものである。比較検討をすることにより、豊田市が幼保一体化した事例検討をすることが可能であると考える。

## 2 研究の方法

第 1 に幼保一元化と子育て支援施策について先行研究及び文献研究を行う。第 2 に幼保一体化に取り組んでいる豊田市に焦点を当てる。具体的には①以下の方法で研究を行う。

- ①豊田市の保育・子育て支援の施策について整理分析する。 豊田市の子育て支援施策において、幼保一体化以前の流れ、幼保一体化 の登場とその具体的内容を明らかにする。
- ②豊田市の職員からの聴き取り調査を行う。豊田市の子育て支援施策における幼保一体化とこども園に関する実態を明らかにする。
- ③保護者・保育者への調査(本研究のアンケート調査)を行う。 保護者と保育者を対象に豊田市と「保育・子育てに関する第二次全国調査」との比較をする。

第2の③豊田市の保護者・保育者への調査研究の内容と方法については第 3章第2節で詳細を記す。

# 3 先行研究の分析

地域子育で支援または幼保一元化、幼保一体化に関する研究論文はそれぞれ一般的には数多くある。しかし、客観的な指標に基づく、地域子育で支援の実態調査研究は非常に少ない。その貴重な評価の一つは大阪レポートと兵庫レポート <sup>82)注7)</sup>である。客観的な指標を示していることが貴重である。しかしこれは実態調査のみに留まっている。

またデータベースを用いて本研究の研究課題を以下のように検索した。

①地域子育で支援の言葉が含まれている論文の数、その後、地域子育で支援の実態調査の論文の数を把握した<sup>注8)</sup>。②幼保一元化又は、幼保一体化の言葉が含まれている論文の数を把握した<sup>注9)</sup>。③,①の地域子育で支援の実態調査に②の幼保一元化、幼保一体化の両方の言葉が含まれている論文の数を把握した<sup>注0)</sup>。①から③については、この 10 年(2001-11)においての論文を検索した。その結果、地域子育で支援または幼保一元化、幼保一体化に関する論文はそれぞれ数多くあるが、地域子育で支援に関する実態調査の論文は少ないことがわかった。それに加え、幼保一元化と幼保一体化が含まれると、検索する限りはない。

また、それぞれが狭い範囲での研究であったり、地域課題においての研究が少ない。さらに、本研究での考査対象である全国調査の研究は今までなされておらず、「保育・子育てに関する全国 3 万人調査」が初めてである。本研究では「保育・子育てに関する全国 3 万人調査」の第二次調査である「保育・子育てに関する第二次全国調査」で示された全国調査を指標とすると全国と豊田市の比較研究が可能である。

# 第5節 論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

#### 第1章 問題と目的

研究の背景と問題の所在、先行研究と文献研究、研究の目的と方法、論文の構成について述べる。待機児童や規制緩和等による保育の質の低下の問題があるが解消しない。それらの方策として、幼保一元化、幼保一体化がある。 先行研究と文献研究については、幼保一元化、幼保一体化の歴史的流れや子育て支援施策の取り組み状況について総合的に把握する。その上で幼保一元化、幼保一体化と子育て支援施策において、どのような問題があり、今後、どのような課題が残されているのかについてみる。

#### 第2章 豊田市における子育て支援の動向

豊田市においては、どのような保育・子育て支援施策が展開されてきたのか。先進的な取り組みをしている豊田市の幼保一体化施策の経緯をみる。また豊田市こども園の実態調査の聴き取りのデータをまとめることで、豊田市の保育に関して実際に行政がどのような意識をもち、展開されてきたかを把握する。

第3章 保護者・保育者への調査(豊田市子育て支援に関する市民意向調査)/研究(本研究のアンケート調査)

第1節では豊田市が実施した「豊田市子育て支援に関する市民意向調査」 を参考にし、幼保一体化を実施する以前の市民の意向や子育てに関する意識 をみる。

第2節では、幼保一体化を実施したこども園に通う子どもの保護者(父親と母親)とこども園に勤務する保育者に質問紙調査を実施し、こども園に関わる保護者と保育者の意識や実態について検討を行う。その際、「保育・子育てに関する第二次全国調査」と幼保一体化を実施した豊田市とを比較検討することにより、豊田市の保育・子育て支援施策の実態と成果、課題をより具体的にみることができるのではないかと考える。

# 第4章 考察と提言

豊田市の保育・子育て支援政策の開始から現在までの歴史的背景を踏まえて、豊田市こども園の実態調査(実際の聴き取り)と保護者・保育者への調査研究(本研究のアンケート調査)の結果を考察し、トータルとして豊田市の保育・子育て支援政策は日本の保育・子育て支援施策において、どのようなメリットがあるかを整理する。豊田市独自で幼保一体化したことによる成果と課題を検討することにより、方策としての一つの提言ができるのではないかと考える。

# 注

- 注 1)幼稚園数の推移は 1985 年の 1 万 5,220 園であったが 2009 年には 1 万 3,516 園となった。24 年間で 1,704 園減少した。幼稚園児数は 1985 年 は 206 万 7,951 人であったが 2009 年では 163 万 336 人となり、24 年間で 43 万 7,615 人減少した。
- 注 2)厚生労働省「2005 年労働経済の分析」によると子育て期にある 30 代男 性の働き方は約 4 人に 1 人は週 60 時間以上の就業となっている。
- 注 3)2010 年度版・子ども・子育て白書 (2010): 日本は 6 歳未満の子どもを もつ男性の育児時間は 1 日、平均約 30 分程度で、育児・家事時間は 1 時間程度となっている。欧米諸国と比較して 3 分の 1 程度となっている。
- 注 4)厚生労働省(2010) 男女共同参画社会に関する世論調査:「夫は外で働き、 妻は家庭を守るべきである」という考え方について「賛成」、「どちらか といえば賛成」の割合が女性は37.3%に対し、男性は45.9%となってい る。
- 注 5)平成 18 年度子育でに関する意識調査 (2007) 財団法人こども未来財団:「孤立感を感じる」ことが「ある」母親は共働きでは 46.6%で、専業主婦は 53.5%である。専業主婦の方が高い値ではあるが、共働きも孤独を感じている人が多い。

- 注 6)豊田市の状況を保育・子育て支援施策の全国的状況と比較するために、全国規模の調査を始めて実施した「保育・子育でに関する全国 3 万人調査」(村山科研第一次 2003 年調査、2002~05 年度)を引き継ぎ、「格差社会における子育で支援ネットワークのあり方と保育者の役割に関する総合的研究」(2007~10 年)を研究課題として、「村山科研第 2 次 2008 年調査」を実施された。「格差社会における子育で支援ネットワークのあり方と保育者の役割に関する総合的研究」をテーマに文部科学省所管独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助事業として 2007 年度から 2010年度までの 4 カ年研究事業(研究代表者 村山祐一、基盤研究(B)課題番号 19330179)に取り組み、第 2 次村山科研「子育でに関する共同研究プロジェクト」を立ち上げ「保育・子育でに関する第二次全国調査」を実施し、その調査報告書として「保育・子育でに関する第二次全国報告書」(2010)が公表されている。この「保育・子育でに関する第二次全国調査報告書」(2010)と照らし合わせて検討する。
- 注 7)地域の実態調査に関しては大阪レポートや兵庫レポートがある。これは 二十数年間で子育ての実態がどのように変化したかをみた実態調査であ る。またこの二つの調査の差異は地域差によるものか、時代の変化によ るものかという問題を検討した結果、地域差でなく日本社会のここ二十 数年の急激な変化によるものであると述べられている。大阪レポートと 兵庫レポートの比較に示された結果については、1970年代から母親たち の育児不安・育児ストレスについて全国調査を実施し、母親の子育て負 担感が年々、増加していることがわかっている。このような地域の実態 調査は全国的に少ない。
- 注 8) ①の「地域子育て支援」で検索すると CiNii 国立情報学研究所では 219 件、学術研究データベース・リポジトリでは 60 件、国立国会図書館サーチでは 135 件が検索された。
  - 「地域子育て支援の実態調査」になると CiNii 国立情報学研究所では1件、 学術研究データベース・リポジトリでは 0 件、国立国会図書館サーチで は1件が検索された。
- 注 9) ②の「幼保一元化」で検索すると CiNii 国立情報学研究所では 157 件、 学術研究データベース・リポジトリでは 46 件、国立国会図書館サーチで は 197 件が検索された。「幼保一体化」は CiNii 国立情報学研究所では 87 件、学術研究データベース・リポジトリでは 1 件、国立国会図書館サー チでは 92 件が検索された。
- 注 10) ①の「地域子育て支援の実態調査」と②の「幼保一元化」、「幼保一体化」の両方が含まれている論文では CiNii 国立情報学研究所では 0 件、学術研究データベース・リポジトリでは 0 件、国立国会図書館サーチでは 0

件であった。

#### 引用文献

- 1)水谷百合子(2010) 幼稚園の現状・制度の仕組みと課題. 全国保育団体連絡会/保育研究所(編).保育白書 2010 年版. ひとなる書房. 67
- 2)中山徹(2004) 幼保一元化-現状と課題-. 自治体研究社. 35
- 3)近藤幹生(2006) 保育園と幼稚園がいっしょになるとき-幼保一元化と総合施設構想を考える- . 岩波書店. 21
- 4)吉田久一(1978) 太平洋戦争下の児童愛護: 社会事業の諸問題.日本社会事業 大学研究紀要 24.54-55
- 5)同上. 55-56
- 6)岡田正章(1971) 日本の保育制度. フレーベル館. 118
- 7)村山祐一(2006) 日本の幼稚園・保育所の歩み. 諏訪きぬ(編).現代保育学入 門. フレーベル館. 127
- 8)城戸幡太郎(1938) 国民教育-幼稚園と託児所との問題-.保育問題研究. 2(11). 3-4
- 9)浦辺史(1983) 戦後改革と保育. 浦辺史・宍戸健夫・村山祐一(編).保育の歴史. 青木教育叢書. 125-126
- 10)前掲 6). 139
- 11)同上. 132-135
- 12)前掲 7). 122
- 13)持田栄一(1972) 幼保一元化. 明治図書. 58-59
- 14)前掲 6). 247-248
- 15)鷲谷善教(1978) 幼保一元化に関する覚書-戦前における幼保の制定論-: 社会事業の諸問題. 日本社会事業大学研究紀要 24.45
- 16)岡田正章(1960) 幼稚園令(大正十五年)成立事由の一考察-大正保育史研究序説-. 東京都立大学人文学報 22.68
- 17)前掲 13). 223-225
- 18)浦辺史(1978) 日本の保育問題. ミネルヴァ書房. 282
- 19)村山祐一(1983) 70 年代政策動向と保育. 浦辺史・宍戸健夫・村山祐一(編). 保育の歴史. 青木教育叢書. 268
- 20) 一番ヶ瀬康子(1973) 「保育」一元化へむかって,子どもの権利にもとづく 保育. 一番ヶ瀬康子(編).保育一元化の原理-子どもの全面的発達をめざ して-. 勁草書房. 180-187
- 21)村山祐一(1973) 幼保二元化をつく、幼稚園と保育所. 一番ヶ瀬康子(編). 保育一元化の原理ー子どもの全面的発達をめざしてー. 勁草書房. 101
- 22)村山祐一(2006) 地域社会の中の子どもと保育所・幼稚園の課題-子育て環

- 境格差の広がりと一元的児童福祉行政の推進一. 保育学研究 44(1). 26
- 23)村野敬一郎(2011) 就学前教育・保育制度のあり方を考える視点-幼保一元化、認定こども園の検討をふまえて-. 宮城学院女子大学発達科学研究 11. 30
- 24)山内紀幸(2010) 日本における幼児教育・保育改革: 2000 年度代を中心とする「幼保一元化」議論. 社会科学研究 30.51
- 25)実方伸子(2008) 子どもの貧困: 子ども時代のしあわせ平等のために子どもの場からみる子どもの貧困-子どもと家族をまるごと支える-. 東京: 明石書店. 64-83
- 26)佐野潤子(2010) 第一子出産時の女性の就労継続を促す要因について 働く母親と専業主婦の語りからの考察 . 家族関係学 29.98
- 27) 普光院亜紀(2007)変わる保育園-量から質の時代へ-.岩波書店.53
- 28)吉田正幸(2002) 保育所と幼稚園~統合の試みを探る~. フレーベル館. 114-115
- 29)上村初美(2013) 保育の今と未来を語る一北山浩士・上村初美・山縣文治ー. 保育の友. 全国社会福祉協議会. 61(1). 17-18.
- 30)前掲 7). 122
- 31)野口伐名(2003) 保育の歴史と現状. 関口はつ江・手島信雅(編著).保育原理 実践的幼児教育論-第3版. 建帛社. 29
- 32)前掲 7). 132
- 33)森上史朗(2013) 保育制度. 森上史朗・柏女霊峰(編).保育用語辞典. ミネルヴァ書房. 32
- 34)橋本宏子(2006) 戦後保育所づくり運動史. ひとなる書房. 47-48
- 35)山縣文治(2002) 現代保育論. ミネルヴァ書房. 73
- 36)前掲 34). 75-76
- 37)前掲 35).77
- 38)前掲 7). 143
- 39)前掲 31). 28
- 40)前掲 6). 247-248
- 41)櫻井慶一(2006) 保育制度改革の諸問題-地方分権と保育園-. 新読書社. 161
- 42)前掲 7). 148
- 43)同上. 155
- 44)中山徹(2004) 幼保一元化-現状と課題-. 自治体研究社. 56-61
- 45)若林俊郎・逆井直紀(2011) 保育制度・政策の原理と動向. 全国保育団体連絡会/保育研究所(編).保育白書 2011 年版. ひとなる書房. 42

- 46)村山祐一(2011) たのしい保育園に入りたい!.新日本出版社. 205-206
- 47)森上史朗(2013) 最新保育資料集. ミネルヴァ書房. 132
- 48)同上.42
- 49)山野則子(2008) 児童福祉の現状と課題. 山野則子・金子恵美(編著)児童福祉. ミネルヴァ書房. 85
- 50)前掲 8). 154
- 51)逆井直紀(2011) 認定こども園・幼保一体化. 全国保育団体連絡会/保育研究所(編).保育白書 2011 年版. ひとなる書房. 93
- 52)同上.94
- 53)前掲 35). 21
- 54)大谷由紀子(2006)「幼保一元化」と認定こども園. 大阪保育研究所(編). か もがわ出版. 44
- 55)中山徹(2006)「幼保一元化」と認定こども園. 大阪保育研究所(編). かもが わ出版. 103
- 56)同上. 115
- 57)同上. 114
- 58)前掲. 51). 96
- 59)厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課(2011)平成24年度保育対策関係予算概算要求の概要について、保育の友.全国社会福祉協議会.59(12).8-9
- 60)村山祐一(2006) 日本の幼稚園・保育所の歩み. 諏訪きぬ(編著)現代保育学 入門. フレーベル館. 152
- 61)中村強士(2011)保育制度・政策の原理と動向. 全国保育団体連絡会/保育研究所(編). 保育白書 2011 年版. ひとなる書房. 46-48
- 62)内閣府政策統括官(共生社会政策担当)(2009) インターネット等による少子化施策の点検、評価のための利用者意向調査 ・中間報告.3
- 63)中日新聞 2010 年 6 月 25 日. 子ども手当. 22、2011 年 12 月 25 日. 2012 年度暮らしこうなる、2012 年 3 月 20 日. 社説・子ども手当改称. 7
- 64)中日新聞 2010 年 7月 23 日. 社説・イクメン. 7
- 65)逆井直紀(2009) 幼稚園の現状・制度の仕組みと課題. 全国保育団体連絡会/保育研究所(編).保育白書 2009 年版. ひとなる書房. 79
- 66)実方伸子(2011) 保育所の現状と課題. 全国保育団体連絡会/保育研究所 (編).保育白書 2011 年版. ひとなる書房. 60
- 67)厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課(2012) 平成 24 年度保育対策関係 予算案の概要について、保育の友.全国社会福祉協議会. 60(3). 8-9
- 68)逆井直紀(2010) 幼稚園の現状と課題. 全国保育団体連絡会/保育研究所 (編).保育白書 2010 年版. ひとなる書房. 87
- 69)村山貞雄・岡田正章(2000)保育原理〔五訂版〕.学文社.124

- 70)同上.55
- 71)勝連千賀子(2010) 幼い子ども・家族の今. 全国保育団体連絡会/保育研究所 (編).保育白書 2010 年版. ひとなる書房. 9
- 72)伊藤周平(2010) 新保育制度案から新システムへ. 全国保育団体連絡会/保育研究所(編).保育白書 2010 年版. ひとなる書房. 109
- 73)逆井直紀(2010) 保育所の現状・制度の仕組みと課題. 全国保育団体連絡会/保育研究所(編)、保育白書 2010 年版. ひとなる書房. 42
- 74)厚生労働省(2008) 保育所保育指針解説書. フレーベル館. 182
- 75)前掲 47). 29
- 76)小山道雄(2011) 保育所の現状と課題. 全国保育団体連絡会/保育研究所 (編).保育白書 2011 年版. ひとなる書房. 70
- 77)逆井直紀(2010)幼稚園の現状と課題. 全国保育団体連絡会/保育研究所(編). 保育白書 2010 年版. ひとなる書房. 88
- 78)前掲 47). 56
- 79)同上.30
- 80)前掲 74). 210
- 81)大宮勇雄(2010) 幼保一体化・新システムと保育のゆくえ. 全国保育団体連絡会/保育研究所(編).保育白書 2010 年版. ひとなる書房. 120
- 82)原田正文(2006) 子育ての変貌と次世代育成支援-兵庫レポートにみる子育て現場と子ども虐待予防-. 名古屋大学出版会. 249-251

# 参考文献

- (1)汐見稔幸(2008) 子育て支援シリーズ 1・子育て支援の潮流と課題. ぎょうせい
- (2)木下竜太郎(1983) 戦時体制下の保育. 浦辺史・宍戸健夫・村山祐一(編).保育の歴史. 青木教育叢書
- (3)大宮勇雄(1980) 城戸幡太郎の幼児教育制度論-戦前の「幼保一元化」動向をめぐってー. 東京大学教育学部教育行政学研究室紀要 1
- (4)山縣文治(2008) 保育サービスの展開と地域子育て支援. 保育学研究 46(1)
- (5)全国保育団体連絡会/保育研究所(編)(2010)保育白書 2010年版.ひとなる書房
- (6)全国保育団体連絡会/保育研究所(編) (2011) 保育白書 2011 年版.ひとなる 書房
- (7)近藤幹生(2006) 保育園と幼稚園がいっしょになるとき-幼保一元化と総合施設構想を考える-. 岩波書店
- (8)山本真実・尾木まり(2001) 地方自治体の保育への取り組みー今後の保育サービス提供の視点ー. フレーベル館

- (9)近藤幹生(2010) 保育園「改革」のゆくえ-新たな保育の仕組みを考える-. 岩波書店
- (10)普光院亜紀(2007)変わる保育園-量から質の時代へ-. 岩波書店
- (11)岡崎祐司(2009) 岐路に立つ保育園 社会保障審議会少子化対策特別部会 はどんな未来を描いたか-. かもがわ出版
- (12)小宮山潔子(2005) 幼稚園保育所保育総合施設はこれからどうなるのか. チャイルド本社
- (13)中山徹(2005) 子育て支援システムと保育所・幼稚園・学童保育. かもがわ 出版
- (14) 普光院亜紀(2012) 日本の保育はどうなる-幼保一体化と「こども園」への展望. 岩波書店
- (15)保育の友(2013) 幼保連携型認定こども園とは何か.全国社会福祉協議会. 61(8), 10-25

# 第2章 豊田市における子育て支援の動向

豊田市においては、どのような子育て支援施策が展開されてきたのか。幼保 一体化を初めとする子育て支援施策において、先進的な取り組みをしている豊 田市の子育て支援施策の経緯を考察し、その取り組みを明確にする。

### 第1節 豊田市における子育て支援の動向

#### 1 豊田市の概況

豊田市は名古屋市の東方約 20~30km、愛知県のほぼ中央に位置し(資料 1-図 1-1 参照)、西は濃尾平野、東は愛知高原に接する自然に恵まれた工業都市で、1934 年に豊田自動織機自動車部の誘致に成功し、1938 年にトヨタ自動車工業株式会社(現: トヨタ自動車株式会社)の挙母工場が完成し、豊田市の自動車のまちとして踏み出した。それ以降、「自動車のまち」と呼ばれ、近代的な産業都市としてのイメージが強い。第二次世界大戦後、積極的な工場誘致策により、大小の自動車関連企業が立地し、以後、全国有数の工業都市として発展してきている。

豊田市の変遷としては、1951 年 3 月に挙母市として市制施行、1956 年 9 月には西加茂郡高橋村と合併、1959 年 1 月に挙母市から豊田市と市名変更をし、1964年 3 月は碧海郡高岡町と合併、1967年 4 月は西加茂郡猿投町と合併、1970 年 4 月は東加茂郡松平町と合併、1998 年 10 月には中核市に移行、2006年 4 月 1 日には西加茂郡小原村、藤岡町、東加茂郡旭町、足助町、稲武町、下山村の 6 町村と合併をした。そのため、面積は 918.47km²、愛知県全体の17.8%を占めている(資料 1-図 1-2 参照)。

世帯数は 1965 年には 2 万 3,463 世帯、1995 年には 11 万 8,549 世帯であったが 2010 年 4 月 1 日現在は 16 万 4,412 世帯と急速に増加をしている。また人口においても 1965 年の 10 万 7,455 人、1995 年の 34 万 1,079 人から 2010年は 42 万 2,956 人と増加している。これは「第 2 次豊田市児童育成計画素案(21 世紀未来計画)」(2004,豊田市)での将来の人口は平成 2010年に 36 万 7,000人、2025年に 37 万 1,000人という予想を既に上回っている。豊田市は地域により人口格差がある。例えば、上郷町の人口は 3,736人、その内、0~14歳は 561人であるが、松平町の人口は 237人、0~14歳は 27人である。豊田市全体の一世帯当たりの人員数は年々減少を続け、2009年には 2.57人となっている。また、家族類型別では、夫婦と子供の世帯が減少し、ひとり親家庭が増加する傾向にある。少子化に関しては、我が国では少子化が依然として進行している。豊田市の特殊出生率は国や愛知県全体に比べて高い水準で推移していたが、2000年以降は減少傾向となり、豊田市でも少子化の傾向がみられる。豊田市の合計特殊出生率は、1990年が 1.81、2000年は 1.62、2006年は 1.45と減少し、2005年には 1.44、2008年には 1.47と横這い状態となる。

就学前児童数は 3 歳未満児は 1 万 2,767 人、3 歳以上児は 1 万 3,074 人、0  $\sim$  5 歳児の合計は 2 万 5,841 人となっている(2008 年度)。

# 2 豊田市における子育て支援施策

# (1)豊田市の子育て支援策の成立期

豊田市総合計画(1966~80 年)においての児童福祉計画では次のように述べ られている。「豊田市は人口の増加、経済の発展により、都市化が進んできた ため、児童に健全な環境を与えることを重要視する必要性があり、そのための 整備が必要である。」としていた。豊田市の 1964 年時点において、総人口、 乳幼児の増加が予想されていた。また将来、共稼ぎ家庭の増加が予想され、児 童を健全に育てる施策を図らねばならないとし、1965 年において保育所数は 18 ヶ所(内、私立 2 ヶ所)であるが 1980 年には 50 ヶ所の数値目標を示してい た。収容人数は 1965 年では 2,141 人であるが、1980 年では 7,500 人を目標 としていた。私立(社会福祉法人)の設置する保育所も努めて援助する必要があ るとされていた。さらに保育所には乳幼児収容施設を設置し、共稼ぎ家庭の悩 みを解消する必要があると記されている¹)。また豊田市は義務教育前の教育機 関である幼稚園教育について特別に力を注ぎ、年々、市立幼稚園の数を増やし、 保育内容を充実し、幼稚園入園希望者を全員収容している。4,5歳児について は全員収容できる施設が必要であるとしている。幼稚園設置数は1965年では 5ヶ所、園児数は888人であるが、1980年は40ヶ所、6,000人を目標として いた。さらに、私立幼稚園の経営はその費用のほとんどが保護者の負担に依存 しており、保護者の負担能力にも限界があるので水準向上の整備投資のために 既設幼稚園の園舎等の整備に助成を行うように努力すると記されている<sup>2)</sup>。

豊田市新総合計画(1971~85年)において、「豊田市新総合計画実施計画書」<sup>3</sup>)の社会福祉部では「保育所に欠けるすべての児童を措置するため保育所の設置されていない地域と乳児保育の充実を計るための保育所の新設・また宅地開発にともなう保育対象児童の増加に対応する保育所の増築・改築をする。」と書かれている。保育所の定員は3才未満児について現行は187人、目標年次には358人、3才以上児について現行は4,409人、目標年次には5,194人としていた。新築は7ヶ所、増改築は11ヶ所となっていた。

第3次豊田市総合計画(1977~85年)では次のことが述べられている。教育内容の充実に関しては施策の方向として、4,5歳児の幼児教育にあたっては就学前の観点から幼稚園と保育園との教育内容の調整を図るとともに教諭、保母に対する研修を充実し、資質の向上を図る。教育機会の拡充に関しては施策の方向は、保育所との関連を考慮しながら4,5歳児の全員就園を目標に幼稚園の設置が進められてきた。1978~79年にかけてピークを迎えると予想され、1991年までにはこの時点で9園の整備が必要であるとされた。幼稚園整備に

あたっては、私立施設に対する助成策を講じ、私立幼稚園の誘致を図り、就学前教育機会の拡充をめざすとしている<sup>4)5)</sup>。社会福祉の充実として、1991 年までに新たに必要な保育所は大規模団地の建設に伴い、8 園を設置する予定である<sup>6)</sup>。私立保育所の育成のため、施設設置の協力、運営の助成を行うとされている<sup>7)</sup>。

第4次豊田市総合計画(1984~90年)では、家庭環境の変化や共働きの増加、 地域の連帯意識の希薄化等がみられる。特に豊田市は他市町村からの転入者が 多いため、保育園の施設や長時間保育整備が実施された。

第 4 次豊田市総合計画の成果については豊田市レポートで述べられている \*) \*)。第 4 次総合計画に掲げた目標値と実績値との比較を行い、達成度を評価すると共に今後の行政運営に必要な新たな行政需要を知るために作成された。

就学前児童(4~5歳)の就園状況については、1982年は 4~5歳児の児童数は10,880人で、その内、就園児童数は10,766人であり、99.0%の就園率である。保育園は4,843人、幼稚園は5,923人が入園している。1987年の就園率は98.6%、1990年の就園率は97.2%と横這いとなっている。保育園及び入所児童数は1982~90年まで公立保育園の保育所数は44園、私立保育園数は7園と変化はない。公立保育園の定員数では1982年は5,010人、1990年は4,150人、私立保育園は940人から970人となっており、公立保育園の定員数は減少しているが、私立保育園の定員数は増加している現状である。乳児保育の実施園数は1984~90年で25園と変化はないが1984年には287人、1990年は318人と増加していた。

### (2)展開期

豊田市は家族形態の変化や市民意識の多様化が家庭の養育機能の低下を引き起こしていると考え、子どもが健やかに成長できる社会、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを自ら産み育てることができる社会の実現に向け、地域の特性や課題に即しながら、国の「エンゼルプラン」や「緊急保育対策等5か年事業」に基づき、子育て環境整備に向けた施策推進の方向を示す指針として「豊田市21世紀未来計画」が策定された。

豊田市は「豊田市 21 世紀未来計画」(1991~2000 年)では、地域における健全育成事業の推進、保育の充実に基づく分野別計画として 1998 年 3 月に豊田市児童育成計画「こども・家庭元気プラン」を策定し、子育て支援の充実を図った。その基本理念は「心身ともに健やかで個性豊かな子どもを育む家庭環境の整備」が謳われている。第 6 次豊田市総合計画の分野別計画の重点政策、少子化高齢化への対応として民営化推進事業(公立園を民間事業者へ移管)が明記された。第 6 次総合計画の分野別の計画の具体化として(仮)第 2 次豊田市

児童育成計画素案が示され、2005 年度から実施の「豊田市次世代育成支援行動計画(とよた子どもスマイルプラン)」の策定に繋がっている。

(仮)第2次豊田市児童育成計画素案の中で、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりの推進の基本施策として①拡大・多様化する保育ニーズへの対応、②保育サービスの質の向上をあげ、民間移管計画や幼保一元化の推進、第三者評価事業の推進、保育園・幼稚園の人事交流の推進をあげている。

2003 年から豊田市立保育園・幼稚園民間移管計画において、民間移管をする理由は待機児童解消、保育サービスの充実である。保育需要の拡大に対応していくためには労働面に限界があること、市は市民ニーズに対応した保育サービスを高い水準で提供するために民間活力の導入を決めた。豊田市の就学前児童は減少していたが 1996 年以降は増加している。

待機児童は 2002 年 10 月の時点で約 200 人であった。他方、保育サービスの充実に対する要望も高まり、3 歳児保育や低年齢児保育、延長保育の拡大のほか、休日保育、夜間保育、病後児保育などの新たなニーズにも対応していく必要があるにもかかわらず、このような保育需要の多様化への対応力が公的サービスは民間と比較して弱い。また、公的保育は保育内容等が横並びで競争原理が働きにくいため、競争原理により保育の質の向上を目指すことを目的としている。

民間移管に際しては、市は優良な民間事業者を選定し、円滑な移管ができるようにしていくと説明している。移管当初は公立園の土地と施設を民間事業者に無償貸与し、一定期間経過後、経営に特段の問題がなければ建物を無償譲渡するとしている。そのため、私立幼稚園に移行しても授業料の保護者負担を抑えることができ、就園奨励金(授業料の補助)制度により保護者負担の軽減に努めている。市独自の第三者評価制度を民間移管法人に義務付け評価結果を公開している。また市民が求めている以上のサービスを供給していく考えはなく、市民ニーズを的確に把握し、サービスの適切な供給量を検討し、施策に反映していくことを明らかにしている1°0)。

#### (3)現代の施策状況とこども園の登場

第6次豊田市総合計画(2001~10年)の中では子どもの育成支援において保育サービス等の市立保育園整備事業や子育て支援サービスの充実を掲げている。

2000年、市内の公・私立保育園において子育てひろば事業を開始した。

国の次世代育成支援対策推進法の制定により、豊田市は「豊田市次世代育成支援行動計画(とよた子どもスマイルプラン)」が策定された。計画期間は2005~14年度までの10年間とし、5年ごとに見直しをすることになっている。重

点事業では、親育ち支援の充実、保育サービスの充実を初めとする 9 つの項目を掲げているが、そのなかに「幼保一体化の推進」がある。幼保一体化総合施設設備の推進として「幼保一体化計画」に基づき、既存の保育園・幼稚園の再整備により就学前の保育と教育を行う「総合施設」の整備を進めるとある。考え方は①保護者の就労状況によらない就学前の子どもへの等しい養育機会の提供、②地域における親子の交流の促進、③施設の有効活用が計画されていた。この行政の計画について市議会での答弁があり、「幼保一体化についての考え方」の質問に対して社会部部長は「依然として、国の所管による壁は厚く、今は各自治体レベルにおける幼保の相互乗り入れなど、可能な範囲での独自施策を推進しています。本市におきましては、希望すれば基本的には自宅に近く、幼保の区別なく、入園できるよう名称も幼保の役割を包括した新たな名称とさせていただくなど、市民の皆さんにより身近な園となりますことを目指し、幼保一体化施策を推進しているところです。」(2001年9月4日定例会)と述べている。

幼保一体化に取り組んできた経緯についての市議会の答弁に対して子ども 部部長は「市では、子どもは皆同じという基本的な考えのもと、保育カリキュ ラムの統一や人事交流、所管の統一など幼保一体化に向けて、運用を進めてま いりました。幼保の枠組みにとらわれない就学前の子どもに対する教育と保育 の一体的な提供と子育て支援の充実が求められる時代となってきております。 子育て支援の充実と子育て世代の経済的負担の軽減、さらには保育サービスの 充実による仕事と子育ての両立支援が緊急の課題と認識しております。そこで、 平成 20 年からは、過去に実施してまいりました幼稚園と保育所の運用の集大 成としまして、保育料統一による保護者負担の公平性の確保、配置基準の統一 による保育環境の均一化など、残された課題の解消に向けまして、その運用を さらに進めていきます。」(2007 年 9 月 12 日定例会)と述べている。

後期計画として、2010年度からは「豊田市子ども総合計画(新・とよた子どもスマイルプラン)」が策定され、計画期間は 2014年度から 5年間としている。その中で 4.施策の取組方針では(3)保育・幼児教育の充実と親の仕事と生活の調和においてこども園について述べている。「豊田市では従来から保育・幼児教育の機会均等といった視点に立ち、保育園で保育に欠けない 4,5 歳児の受け入れや幼稚園の預かり保育の実施、保育カリキュラムの統一等、保育園・幼稚園の一本化に取り組んできた。2008年度からはこども園として、市独自の一体的な運用を開始した。今後は待機児の解消に向けた園の環境整備の他、園評価の導入や職員研修の充実を図る等、保育・幼児教育のさらなる質の向上が図られるように取り組む。こども園での親の保育参加事業の推進により、親の子育て力の向上を図るとしている。また、男性を含めた親の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をはじめ、企業におけるワーク・ライフ・バラ

ンスの理解の促進とその支援策の充実に取り組む。」としている。

豊田市では以前から子どもは地域社会全体で育てるべきものという考えのもと施策を実施している。子ども総合計画の中では家庭、地域、学校、職域その他の場において、「子育ち」、「親育ち」、「地域力」を柱に一人でも多くの市民が次世代の育成について夢をもち、積極的に関わることができるように推進している。

## 3 豊田市における保育の変遷-豊田市の幼保一体化に関わる取り組み-

豊田市の最古の保育園は 1948 年に設置、最古の幼稚園は 1925 年に設置さ れた(豊田市と国の施策と保育の取り組みについては資料 2-表 2 参照)。1966 年には4,5歳児の保育園と幼稚園全員就園施策(第1次豊田市総合計画)におい て、保育園での積極的な私的契約児の受け入れを始めた<sup>注1</sup>)。1970 年には保 育園、幼稚園の人事交流が始まった。1970~79年は第2次ベビーブーム対応 の施設増設期であり、公立保育園 14 園、私立保育園 2 園、公立幼稚園 12 園、 私立幼稚園 7園の計 35園を設置した。1961年には低年齢児保育を開始し、 1968年には長時間保育が開始された。1970~80年には保育園の低年齢児保育 や長時間保育の充実を図った。1973 年には「豊田市学校法人助成条例」(昭和 48年条例第50号)の施行により、学校法人に対する助成を開始し、1973~88 年までの16年間で私立幼稚園10園を誘致した。1991年は「豊田市幼稚園・ 保育園教育課程」の策定を行い、保育カリキュラムを統一した。2001年、2004 年には改訂をしている。1994 年、公立幼稚園保育時間を全 20 園で午前 8 時 30 分から午後 2 時 30 分とした。1995 年は幼稚園における保育時間の延長を 段階的に午後3時まで実施となった。1996年は保育園における私的契約児の 入園調整を段階的に実施する。

1998年には、豊田市児童育成計画「こども・家庭元気プラン」を策定し、保育園、幼稚園の連携強化と運用の弾力化を重点施策として位置づけた。また、公立幼稚園保育時間を全20園で午前8時30分から午後3時とした。1998年は行政改革大網を改定し、第3次豊田市行政改革大網「豊田がんばるプラン」を取りまとめる。「豊田がんばるプラン」においての10年間で保育園、幼稚園の5園の公設民営化、共用化、統廃合を目指すこととした。

2000年の時点では幼稚園は教育委員会・学校教育部学事課・幼稚園、保育園は市長・福祉保健部児童家庭課・保育園という流れであった。2001年には教育委員会から市長に幼稚園事務の補助執行、社会部子ども課・幼稚園、保育園となった。つまり、保育園と幼稚園を所管する部署を統一し、市長部局(豊田市社会部子ども課)に「子ども課」を創設した(表 3 参照)。こうした設置に関しての質問に対し、市議会での答弁において、市長は「子どもを取り巻く環境が大きく変化して参りますなかで、福祉部局や教育委員会など施策分野で分

断されていましたものを一箇所に集中させていただいたものでごさいます。保育園・幼稚園の一本化など、子どもの立場に立脚した、そして子育てのニーズに沿った施策を一体的をとりたいという思いでございました。市民側からも窓口が一本となったということも含めて、一定の評価をちょうだいしております。子ども課設置の成果は上がりつつあると私は今、考えているところでございます。」(2003年3月6日定例会)という経緯があったことを述べている。

こども課は「少子化、核家族化の進行、夫婦共働き家庭の増加を背景に低年齢児及び3歳児保育の需要が年々増加している。待機児童の発生が予測される地域の近隣公立幼稚園において3歳児保育と預かり保育をセットで実施し、保育サービスの充実を図る。」とし、2002年には3歳児において保育要件を必要とする3歳児保育と預かり保育を実施する公立幼稚園が8園となり、これ以後、増加していく。保育園私的契約児の保育料減免制度を創設する。また、教育・保育職員の意識改革を進めるため、保育士・教諭の職名を総称して「保育師」とした。2004年には保護者会組織「豊田市保育園父母の会連絡会(公立及び私立保育園)」、「豊田市立幼稚園 PTA連絡協議会(公立幼稚園)」を「豊田市保育園・幼稚園保護者の会」として統合した。

2005 年 2 月「とよた子どもスマイルブラン(豊田市次世代育成支援行動計画)」を策定し、幼保一体化の推進を計画の重点事業として位置づけた。同年、4 月には国が実施した「総合施設モデル事業」において豊田市渡刈保育園が指定を受ける。2005 年 10 月には幼保一体化検討部会を設置し、幼保一体化の推進にかかる審議を行った。2006 年 3 月までに計 6 回開催された。2006 年 12 月には「これらの市の幼稚園と保育園を考えます、保育園・市立幼稚園の一体的な運用について」パブリックコメントを実施され、その結果報告として、2007 年 5 月に「パブリックコメントの結果を報告します(保育園と公立幼稚園の一体的な運用について)」の市民意見が公表された。以下のようである。「保育料についての保護者負担の抑制、待機児童の解消、保育師の資質向上、1 クラスあたりの園児数(職員配置基準)を減らし、手厚い保育をしてほしい」であった¹¹¹)。

2007年1月には保健福祉審議会に保育料の統一を初めとする幼稚園・保育園の一体的な運用について諮問し、同年3月、一体化を推進する旨の答申を受ける。

2007年9月には市議会に施設名称の変更、保育料の統一に係る関係条例の一部改正議案を上程し、可決された。この経緯についての質問に対しての市議会の答弁において、子ども部部長は「幼稚園基準より手厚い保育園の国基準の範囲内で市の配置基準、いわゆる一人の職員が何人の子どもをみるかという配置基準でございますが、その統一を行うことを前提にしまして、平成17年度から平成19年度にかけまして検討を重ねてまいりました。検討にあたっては、

外部有識者を招いて開催しました。幼保一体化検討部会、市の保健福祉審議会のほか、パブリックコメントを実施し、広く皆さんの意見も求めました。また、私立保育園の園長先生も含む幼保園長会を始めとしまして、現場保育師からも多くの意見を聞き、参考にしました。」(2007年9月12日定例会)と述べている。条例に関しては、豊田市立保育所条例、豊田市立幼稚園規則、豊田市児童福祉法施行細則、豊田市立幼稚園保育料条例等において設置根拠が記されている。

2008年からは「就学前の子どもに対して等しい保育の機会を提供する」という基本方針に基づき、一体化を市独自に推進するとしていた。公立の幼稚園、公・私立保育園を「こども園」に名称変更をした。2012年度現在のこども園は保育園が52園、私立保育園13園、公立幼稚園が15園である。こども園は計80園で、こども園に通う園児は1万2,430人である。私立保育園に関しては補助制度を創設し、「こども園」への名称変更を促進した。こども園(公立保育園と公立幼稚園)の教育保育職は毎年、50名程、採用している。

| 兼3   | 豊田市における | 促杏周レ     | 分雅圏の         | 答 柱 郊 翠 亦 1                                  | 更の流れ.    |
|------|---------|----------|--------------|--|----------|
| ax o | 食田川にぬりる | 1木 月 凩 乙 | シリ 作用 「尿」 Vノ | 17 15 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 | 丈 リノカにょし |

| 2000 年度以前 |       | 2001~2007 年度 |                    | 2008年度以後  |      |
|-----------|-------|--------------|--------------------|-----------|------|
| 公立保育園     | 市長    | 公立保育園        | 市長部局**             |           |      |
| 私立保育園     | 福祉保健部 | 私立保育園        | 社会部                |           |      |
|           | 児童家庭課 |              | 子ども課               | こども園*     |      |
| 公立幼稚園     | 教育委員会 | 公立幼稚園        | 教育委員会              |           | 子ども部 |
|           | 学校教育部 |              | 市長部局               |           | 保育課  |
|           | 学事課   |              | (教育委員会の補助          |           |      |
| 私立幼稚園     |       | 私立幼稚園        | 執行)<br>社会部<br>子ども課 | 各私立幼稚園の名称 |      |

<sup>\*</sup>私立保育園 2 園は名称変更はしなかったが、内容等は同じである。

## 第2節 豊田市こども園の取り組み

#### 1こども園の入園要件

こども園(公・私立保育園)は「保育に欠けている」乳幼児を受け入れ、こども園(公立幼稚園)は3歳児を受け入れている。入園要件を満たしている必要があり、証明書が必要である。入園要件は①保護者が昼間会社等に勤めているか入園までに勤める予定の場合、②保護者が昼間家庭で児童と離れて日常の家事

<sup>\*\*2000</sup>年度以前は福祉保健部が業務を行っていたが、2001年度からは市長部局が作られ、実際の業務は社会部が行っている。

以外の仕事をしている場合、③母親の出産予定月とその前後 2 か月を含めた 5 か月間、④保護者が病気中か心身に障がいがある場合、⑤家庭内に病人、入院患者、障がい者がおり、付き添いが必要な場合、⑥そのほか家庭で保育ができない場合となっている。

保育園では 1965 年から私的契約児として「保育に欠けていない児童」の 4,5 歳児を受け入れている。公立幼稚園は 3 歳児のみに保護者の就労等の入所要件が必要である。これは私立幼稚園との関係で入所要件を求めている。公立幼稚園の入所要件がなくなれば、私立幼稚園の入園が少なくなる。豊田市内の幼稚園の共存共栄のために公立幼稚園は 3 歳児の入園要件を設けている。私立幼稚園は 21 園である。この入園要件はこども園に移行してからも変わっていない。

# 2こども園に変更されたことによる新たな取り組み

2008 年から公立の幼稚園と保育園を「こども園」に名称変更をした。国が示す「認定こども園」制度とは異なっている。これは「就学前の子どもに対して、等しい保育の機会を提供する」という基本方針に基づき、一体化を現行法制度の範囲内で市独自に推進することを目的としている。

こども園での新たな取り組みは以下の3点である。①施設名称が「幼稚園」、「保育園」から「こども園」に変更された。②保育の質の充実と受入児童数の確保の双方の視点から、職員の配置基準とクラス編成を統一している。職員一人当たりの児童数は2007年度までは公・私立保育園は0歳児が3人、1歳児は5人、2歳児は5人、3歳児は15人、4歳児は25人、5歳児は30人であり、公立幼稚園は3歳児が17人、4歳児は32人、5歳児は32人となっていた。こども園になった2008年度からは0歳児3人、1歳児は5人、2歳児は5人、3歳児は15人、4歳児は28人、5歳児は30人と公・私立保育園と公立幼稚園は統一されている。③保育料の保護者負担を統一し、負担の軽減を実施している。延長、土曜日、夏季休暇時等は保育に欠ける状況に応じて利用でき、その利用に応じて料金を求めている。つまり、基本となる保育時間以外の保育時間は利用に応じて負担を求め、夏季保育を利用しない場合の保育料を減額又は免除している。

公・私立保育園の基本的な保育料を求める保育時間は平日の8時30分から15時で世帯の所得税額に応じて学齢別に負担を求める。保育料はこども園に移行してから全体的に低料金となった。豊田市近辺の市と比較しても低料金である(資料3,4参照)。就学前の兄弟姉妹がいる場合には第二子は半額、第三子以降は無料となっている。母子、父子世帯等である場合、途中入退園時の保育料の日割り計算で行う。

早朝保育は 7 時 30 分から 8 時 30 分、延長保育は 15 時から 19 時で 1 時間

当たり月額 1,000 円の負担を求めている。土曜日の 8 時 30 分から 15 時の保育について 1 ヶ月に 1,600 円の負担を求めている。

給食費は3~5歳児は公立幼稚園同様に保育料とは別に徴収している。幼稚園の教材費については保育料とは別に400円程度を徴収していたが基本的な保育料に含むことになった。こども園になっても幼稚園、保育園ともに受入学齢や保育時間等は各園ごとに異なる。園が立地する地域の保育ニーズがそれぞれ異なるためであり、その実情に応じて実施されている。

こども園の今後の取り組みとして①地域のニーズに応じて、保育時間の延長等、保護者の就労に対応する。②保育の質の向上を図るため、保育師の人事交流を推進する。③園における保育の自己評価及び第三者評価受審を推進し、保育の充実を図る。④地域および保護者のニーズに応じた子育て支援の充実を図るとしている。

#### 3 こども園の地域の子育て家庭への支援の活動内容

豊田市内の全こども園は名称変更後、全こども園において未就園児の親子を対象に育児相談、親子遊び、園庭開放を地域の子育で支援として実施している。未就園の親子が集う場としての保育所併設の地域子育で支援センター13ヶ所、単独支援センター1ヶ所、つどいの広場1ヶ所が開設されており、育児相談、親子遊び、育児講座、自由来所、サークル育成、支援を実施している。地域子育で支援センターが併設されていないこども園においては、子育でひろば事業として、週に2回程度を原則として子育でひろばを開催し、こども園と共に、地域子育で支援を強化してきた。地域子育で支援センターのサブ・センターとして位置づけ、空き保育室や園庭開放、育児相談を行い、より地域に密着した子育で支援を実施するとしている。

子育て支援センターでサークル育成、支援を実施しているが、こども園(公立幼稚園)においても未就園の親子を対象とする 3 歳児サークルを実施している。

#### 第3節 豊田市における子育て支援関連の財政

# 1 保育園費について

豊田市の予算執行実績報告書を基に検討した。豊田市の予算執行実績報告書の中での保育園費について、こども園以前(2007 年度)とこども園以後(2009 年度)とで比較検討をした。2008 年度はこども園開始年度であるが、2008 年度は過渡期であり、予算が流動的であるため省き、2007 年度と 2009 年度を比較した。保育園費の諸費目を表 4 に示した。人権費は増加し、管理運営費は減少している。

人権費の内訳は保育園医報酬、保育園歯科医報酬は減少しているが、一般職

は増加している。さらに、2009 年度からは他の費目にあった非常勤一般職が 人件費に含まれるようになった。2007 年度と 2009 年度を比較すると、園数 と園児数は若干増加している(表 5 参照)。こども園以前では 2006 年度までは 人件費に保育園幼稚園移管法人選考委員報酬の明記があったが、民間移管後は 減少している。

管理運営費の内訳では、①保育環境の整備と保育内容の充実を図るため、各種教材備品等の購入及び安全快適な施設管理費、②保育職員の資質向上を図るため、公開保育をはじめとして各種の研修、③保育師の産休育休等の補充、及び保育需要の拡大に応えるための臨時職員を配置、④日系ブラジル人の臨時職員を雇用し、外国人児童の保育補助、保護者との連携、相談等であった。2009年度には③と④の費目が管理運営費の枠から外れ、人件費の中に非常勤一般職として、新たに追加された。そのため、2007年度と比較をすると 2009年度は減少している。

保育園費のその他の諸経費については表 6 に示した。私立保育園(こども園) 給食費、保育備品整備費は減少している。人件費以外の費用は、こども園以後 は減少している。しかし、聞き取りによると、経費の減少はリーマンショック 後の経費節約のためであるという。

休日保育費及び特定保育費は 2005 年度から実施開始されたため、決算額も 2005 年度は増額している。

施設整備費では、こども園の環境の向上及び施設の充実を図ること、老朽化のための施設の改善、保育ニーズへの対応のため歳出している。施設整備費の2007年度から2009年度は増加している。保育サービスや園舎改善のため、豊田市は歳出している。

表 4 保育園費 - 人権費と管理運営費 -

|          | 2007 年度              | 2009 年度              |
|----------|----------------------|----------------------|
| 人件費      | 35 億 59,28 万 2,187 円 | 42 億 90,02 万 4,746 円 |
| 管理運営費    | 14 億 57,46 万 2,214 円 | 6億78,29万4,680円       |
|          | 人件費内訳                |                      |
| 保育園医報酬   | 52 人                 | 36 人                 |
| 保育園歯科医報酬 | 52 人                 | 50 人                 |
| 一般職      | 581 人                | 597 人                |
| 非常勤一般職   |                      | 601 人                |

## 表 5 保育園の園数と園児数

|     | 2007 年度 | 2009 年度 |
|-----|---------|---------|
| 園数  | 52 園    | 53 園    |
| 園児数 | 4,948 人 | 5,238 人 |

## 表 6 保育園費の諸経費について

|           | 2007 年度              | 2009 年度              |
|-----------|----------------------|----------------------|
| 私立保育園給食費  | 8,724 万 2,222 円      | 8,322 万 4,661 円      |
| 保育備品整備費   | 2,162 万 5,905 円      | 1,525 万 9,544 円      |
| 施設整備費     | 2 億 6,593 万 4,791 円  | 5 億 4,028 万 1,866 円  |
|           | 2004 年度              | 2005 年度              |
| 保育サービス:休日 | 51 億 7,434 万 2,240 円 | 63 億 7,094 万 9,939 円 |
| 保育費と特定保育費 |                      |                      |

# 2 幼稚園費について

幼稚園費に関しては、公立幼稚園が対象となっている。園数と園児数は減少している(表7参照)。人件費は一般職として、2009年度からは一般職に加え、非常勤一般職が追加され減額している。管理運営費、決算額は減額している(表8参照)。2007年度の決算額が高い理由として、2008年度はこども園となった年度であり、幼稚園の1ヶ所が乳幼児を受け入れる保育園機能をもつ園となった。その幼稚園の改築内容は保育室7室、乳児室3室、長時間保育室、地域子育て支援センター等となっており、園舎建設費は6億6,136万6,173円であった。園舎建設費が歳出されたことが2007年度の決算額が高い一つの理由としてあげられる。また、2008年度には民間移管をしたことから、2009年度は園数が減少し、歳出が少なくなった。

表 7 公立幼稚園の園数と園児数

|     | 2007年度  | 2009 年度 |
|-----|---------|---------|
| 園数  | 18 園    | 15 園    |
| 園児数 | 1,628 人 | 1,240 人 |

表 8 幼稚園費 - 人権費と管理運営費、決算額 -

|       | 2007 年度              | 2009 年度               |
|-------|----------------------|-----------------------|
| 人件費   | 一般職 102 人            | 一般職 85 人、非常勤一般職の 58 人 |
|       | 7億3,331万3,061円       | 6 億 5,444 万 9,894 円   |
| 管理運営費 | 3 億 8,365 万 5,709 円  | 2 億 6,843 万 4,884 円   |
| 決算額   | 18 億 4,121 万 3,567 円 | 9億5,870万9,894円        |

#### 3 その他の経費について

私立幼稚園に関しては、私学振興費が拠出されている。その内訳は、私立幼稚園運営費補助金、私立幼稚園施設整備費補助金、私立幼稚園奨励費補助金である。私立幼稚園奨励費補助金の目的は幼稚園児の就園に伴う保護者の経済的負担を軽減するため、世帯の所得状況に応じて助成を行うこと、公立幼稚園授業料との格差相当を助成し、保護者の経済的負担を軽減するとしている。私立幼稚園運営費補助金は民間移管で私立幼稚園が増加したため、増額している(表9参照)。

私立幼稚園の園数と児童数については、2005 年度から増加している。児童 措置費に関しては私立保育園運営費(人件費、管理費、一般生活費)、保育園委 託運営費を拠出している。保育園委託運営費は、豊田市民であるが、やむを得 ず市外の保育園に通園した児童の保育実施に係る運営費を当該市町村に支弁 している。

児童福祉総務費は、2007年度において、次世代育成推進費 1 億 5,838 万 880 円内、幼保一体化推進費を歳出した。幼保一体化推進費の内容は、2005年度 から検討を進めている保育園と公立幼稚園の一体的な運用について、2006年 度に実施したパブリックコメントにより提出された市民からの意見を踏まえ、 保育園保育料と幼稚園授業料を統一する等、「こども園」としての一体的な運 用を進めるべきとの答申が行われ、2007年度には、行政経営会議への討議、 条例改正、看板、公印の作り替え等が行われた。

表 9 私立幼稚園関係

|         | 2005 年度         | 2006 年度         | 2009 年度         |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 園数      | 17 園            | 18 園            | 19 園            |
| 園児数     | 3,093 人         | 3,288 人         | 3,564 人         |
| 私立幼稚園運営 | 4,773 万 7,559 円 | 5,053 万 2,970 円 | 5,520 万 8,579 円 |
| 費補助金    |                 |                 |                 |

#### 第4節 豊田市こども園の実態調査(実際の聴き取り)

幼保一体化に取り組んでいる豊田市を事例的に取り上げる。 聴き取りの状況については、2009 年度時点において、豊田市保育課主幹からお伺いした。 2009 年 7 月 8 日に豊田市役所を訪問し、聴き取りを実施した。なお、インタビューに当たっては、本人の承諾を得て、随時メモをとった。

インタビューの結果をまとめると以下のようである。

#### 1 豊田市の所管部局とこども園の体制

豊田市の子ども部においては保育課と次世代育成課、児童家庭課がある。子ども部保育課は保育園機能と幼稚園機能をもつこども園と子育て支援センターを担当している。子ども部次世代育成課は学校教育そのものは教育委員会が行っているので、その他の放課後の健全育成、児童クラブ、地域の子供会、交流館を担っている。子ども部児童家庭課は中核市になったことにより、福祉保健部において保健所の機能を備えることになった。そのため、福祉保健部保健所長は福祉保健部に属している。子ども部児童家庭課は乳児検診、子どもに関する虐待関係の業務を行っている。

私立幼稚園の市においての管轄部署については教育委員会学校教育部学事課から市長部局に移され、実際の事務処理業務は社会部子ども課、こども園に移行してからは子ども部保育課が行っている。民間移管をした私立幼稚園及び、民間移管していない私立幼稚園においても子ども部保育課が事務処理をしている。窓口を一本化したことにより、保護者も保育についての相談等、どこで対応してもらうべきかがわかりやすく提供できるようになった。

豊田市は①保育料の統一、②職員の配置基準、③保育園と公立幼稚園の名称をこども園とした。①保育料統一については、幼稚園も保育園も豊田市内に在住する子どもが通うのに、保護者の負担が異なるのはおかしいのではないかという視点から統一された。内容については公立幼稚園の場合、こども園以前は保護者からの申請により、減免していたが、こども園以後は保育園と同様に所得税額に応じて保育料を設定している。保育料の基準は安く設定しており、こども園以前の保育園と幼稚園の保育料を超えない範囲で調整している。但し、延長保育や土曜日保育を加算すると、高くなるが、以前から延長保育等を利用していた人は保育料含め、それ以上を支払っていた。また保育園は以前より兄弟減免が設けられていたが、公立幼稚園にも兄弟減免が設けられ、第二子の保育料は半額、第三子以降は無料となった。

夏季保育の料金については、お盆や年末等、短い期間ではあるが、豊田市の保育園は昔から学校と同様に 7/21~8/31 は夏季保育を行う。夏季保育を希望する人は就労証明がある人のみである。公立・私立保育園、公立幼稚園は昔からこの期間に通園の有無にかかわらず料金は支払った。しかし、平成 20 年度

からは夏季保育を利用しない場合、7月分は減額、8月分は基本的な保育料を 免除することになった。②職員の配置基準は統一され、例えば4歳児クラスの 定員は28人で1クラスであるが、29人の子どもが在籍している場合、わずか 1人多いだけと思うかもしれないが、子どものために2クラスを設けている。

こども園の行事の日にちは園ごとに異なり、保育園機能をもつこども園でも 平日実施している。園長の裁量ではなく、長年の伝統とか地域の需要、園の需 要を考慮して保育をするということになっているため、保護者会でよく話し合 って需要を聞くことが必要である。

予算的には幼保一体化後も変わらない状況である。財政については運営費では、公立保育園は一般財源と保育料と市税から、私立保育園は国の補助金、公立幼稚園は以前と変わらずに市税と保育料で賄われ、私立幼稚園も就園奨励費として市が負担している。保育料についてはそれまで異なっていた幼稚園と保育園の料金体制を統一するために市が負担をしている。市としては市税を有効に使用するならば保護者のニーズに沿うものがよいと考えている。

豊田市の財政を支えているのはトヨタ自動車である。トヨタ自動車の下請けも多く、市民税や固定資産税よりも法人税が多い。ただ、リーマンショックの時は減少したが、今は需要も好転した。しかし、予算に関しては施設の場合、以前は全部、建て替えをしたが今は様子をみて、少しでも改修して30年、40年持続できるようにという方針で行っている。

#### 2 ニーズとの関係、待機児童問題

こども園に名称を統一したとき、幼稚園の 1 ヶ所が乳児クラスを作り、調理室等を設置して保育所認可を受けた公立の保育園機能をもつ宮口こども園となった。これは地域の需要があったからである。保育園も公立幼稚園も地域のニーズに応じて延長保育をしている。保育園においては幼稚園と同様な保育を実施している保育園もあった。それは夏季保育の来園は少なく、延長保育をやっていない山岳地域の保育園もあったため、そこでは幼稚園機能と同じであった。豊田市は専業主婦が多い。トヨタ自動車は事務の人もいるが工場勤務の人も多く、夜勤がある。2,3 交替が多いので共働きをしようとするとすれ違いになる。トヨタは夜勤や残業手当があるため、給料がよいこともあり、共働きをしなくてもよい場合が多い。それゆえ3歳未満の保育の需要が他市と比較すると、少ない。今は不況のために希望は多くなったがそれでも他市に比べると3歳未満児の保育の需要は少ない。しかし、待機児童は存在する。

待機児童については以前から母親の就労に伴い、増加していたが、リーマンショック以後も増加し、3歳児保育希望の需要が高くなった。4月当初は入園できるようにしているが、途中入園は難しい。

待機児童対策は施設整備や3歳児未満児保育の施設を増加し、実施してきた。施設整備は古くなった園舎の建て替えと同時に3歳未満児の定員を増やし、待機児童解消をしてきた。3歳児保育について、昔は幼稚園に通園している子どもの家庭は専業主婦が多かったため4歳児からの入園が多くいたが、現在は幼稚園でもパートで働いている人も増加した。待機児童に関しては保育園機能のこども園は定員が満員のため、公立幼稚園では預かり保育をする園を増やすと共に公立幼稚園の3歳児を2クラスに増やした園もある。現状では公立幼稚園の預かり保育は午後5時まで、保育園は午後6~7時までである。保育園の空きがない場合、幼稚園の預かり保育が午後5時ま行っているため幼稚園機能のこども園でも時間的にお迎えが可能な人には幼稚園入園を紹介している。

#### 3 幼保一体化についての「流れ」と「考え方」

豊田市は昭和 60 年頃に一元化を実施しようと議論された時期があったが実現せず、一体化に向けての方向が進められた。豊田市は実現できる部分について実施してきた。保育内容の領域別についてはその当時から同等の保育をめざしていた。昭和 40 年代から職員の採用は同等、教育保育職として採用をし、保育園と幼稚園の人事交流、研修や保育カリキュラムの統一、保育計画も一緒に作られてきた。こども園の父母の会、保護者の会の活動は各園で行っている。PTA 及び父母の会の連絡協議会については公・私立保育園と公立幼稚園でそれぞれ実施していたが、平成 16 年度から公・私立保育園と公立幼稚園の PTA と父母の会も統一して保護者の会総会が行われることになった。但し、私立幼稚園は市とは別に実施されている。

昭和 43 年から私的契約児を受け入れてきた。国は認定こども園の一体化施策をしたが、豊田市は子どもはみな同じで同等の保育を受けるべきだという考えの下に独自の一体化施策をすることで、自治体の方針、責任で実施した。また幼保一体化は市の方針、市長の公約、方針であり、子ども部保育課の意見でもあった(幼保一体化をした当時の市長は鈴木公平氏、2000 年 2 月に就任、第6 次総合計画を実施した。2011 年 3 月まで歴任)。市長のトップダウンでの施策であったため、進めやすかった。豊田市の施策としてあり、施策のメインは幼保一体化と子育て支援である。

平成13年度から所管部署も統一し、平成20年度に保育料と職員の配置基準を一緒にした。保育の質も保育の在り方も同等、職員も一緒ということにし、 豊田市独自における幼保一体化をした。

しかし、国は二元体制のため、保育園と幼稚園では補助金のあり方や文部科学省と厚生労働省への事務処理は幼稚園費と保育園費にわけられている。豊田市は市独自の名称である保育「師」を使用しているが、国への提出書類は保育「士」を使っているという現状がある。しかし、幼保の人事交流があることや

幼保の書類が統一されたことは、保育現場においても保育事務上、効率的になったと考える。また、市役所においても以前は幼稚園の運営管理費の担当と保育園の運営管理費の担当というように別々の費用として担当していたが、部署を統一したことにより、こども園の運営管理費担当として1つにまとめることができるようになった。

こども園となり、特に大きく異なっていた幼稚園授業料と保育園保育料の統一した意義は大きく、それにより保護者負担の公平性が確保されるようになった。保護者負担の統一を行う事で、基本的な幼稚園・保育園という意識を排除するために名称もこども園に統一をした。豊田市が 40 年前から独自に取り組んできたが、国の最近の動きをみると、認定こども園制度の創設、幼稚園と保育所の所管官庁の統一の議論といった就学前の子どもは皆同じであるという観点での話題がのぼるなど、幼稚園と保育所の一体化の議論が今後も進むであろうと考える。豊田市はそうした時代の流れを感じ、国に先駆けて取り組んできた経緯がある。そして、幼稚園・保育園の枠組みにとらわれない就学前の子どもに対する基盤ができたと考える。

稲武、下山、足助、藤岡等が合併し、地域の実情、保育の需要に応じて保育 を実施している。特に、山間部においては近くのこども園に入所できるように した。公立保育園の4,5歳児に関しては幼保一体化以前からであるが、国の基 準にもあるように定員に余裕がある場合は私的契約で入園させてもよいとい う事項があり、保育園は4,5歳児は働いていなくても入所ができるため、私的 契約人員が多い。全ての学区に幼稚園は 20 園、保育園は 43 園しかなかったの で、全ての学区に幼稚園がない所や保育園がない所もあった。幼稚園がないか ら保育園に行く人もいた。幼稚園も保育園も同様であるという考え方が昔から あった。私立幼稚園は別である。上郷地区は保育園しかなかったため、4,5歳 児は幼児教育の場として 4 歳になったら就労していなくても保育園に入園で き、4,5歳児ならば自分の近くの幼稚園か保育園に必ず入園することができた。 現在は就労している人が増加し、4,5歳児においても働いている人が優先であ るが、昔は保育園にゆとりがあったため入園ができた。今は保育園機能のこど も園にゆとりがなければ幼稚園を勧める。しかし、豊田市内には園が多いので 4,5歳児はほとんど入園でき、地元(地域)に入園ができる。4,5歳児は近くに 保育園があるので私的契約児で入所したいという人は沢山いる。保育園が近く にあるから保育園に通いたいという保護者もいる。学区が同じ園に通うことで 小学校への友だちの延長にもなる。また、遠方の園に通わなくても済むことは 地域の保護者同士の交流や保護者の負担も軽減すると考えられる。

また、子育て支援としての子育て広場は、幼保一体化以前の公立幼稚園では 登録した人のみを対象に行っていた。幼保一体化後は、公・私立保育園と公立 幼稚園の全園で週に 2 回程度を原則として実施している。時間帯は各園によ り、異なる。原則であるので、毎日行っている所もある。こども園の名称変更 後と同時に地域の子育て支援も充実させた。尚、子育て広場は園庭開放、手遊 び、読み聞かせや空き保育室、空き教室があれば提供している。

### 4 職員の身分と研修について

保育園勤務は保育士資格が必須条件である。豊田市は保育園が多いが、幼稚園免許のみである場合には乳児が担当できないという理由からである。昔は大学の免許取得の関係上、小学校教諭免許と幼稚園免許しか持たない人もいたが、今は保育士と幼稚園教諭免許を取得して大学を卒業する人が多い。なお、非常勤保育師についても基本的には保育士資格を持っていることが採用条件である。豊田市はこども園になったことで職員は増加した。保育園と幼稚園の保育師は教育保育職として40年以上前から採用し、給与体制も同じである。これは、正規保育師だけでなく、非常勤保育師も保育園、幼稚園どちらかに勤務しても同様な給与が支払われる。職員の身分保障が一緒であることが幼保一体化として先行的である。

研修について、保育園は以前より公・私立、民間移管をしたところも同様に、一緒に研修をしてきたものもある。昔は公立が圧倒的に多く、園長会、主任会、職員の配置基準は私立も全く同じに行ってきた。公立保育園においては市の予算で新任研修、乳幼児担当者研修等の研修会を開いている。私立保育園に関しては市から年に研修費として補助金がある。これにより、園内研修や園独自の研修ができる。公立は研修費から講師を呼び、研修を行ってきた。豊田市は昭和45年には全体研修や領域別研修等、いろいろな研修が整い、予算も確実に研修に使用されていた。公・私立幼稚園の研修費の補助金は県からの支出である。

幼稚園の研修はこども園になって増加した。幼稚園職員は県の研修に参加できる。保育園職員は社会福祉協議会が主催する研修会に参加できる。市の研修では保育園は公開保育の研修が以前からあったが、幼稚園は保育園で行っていた公開保育がなかったが、これを増やした。保育園は新任の保育師の研修が充実した。それまでも保育園の新任研修は施設見学研修、1泊2日の宿泊研修等を行っていたが、幼稚園の場合は県からの費用で指導員がつき、個別指導の研修と育成指導がある。保育園は幼稚園と同等にということで市の予算で幼稚園と同様に指導員をつけて個別指導の研修を増やした。保育園と幼稚園の両方の必要な部分を追加したので研修をする機会は増加した。

研修の機会に関しては一般的に他市では、保育園の保育時間が長いため研修の機会がなかなか得られない状況だと考えられる。 勤務時間=保育時間で勉強をする時間はほとんどないと思われるが、豊田市は延長保育にはフリーの保育師がつき、主任もフリーで職員の配置にはめぐまれている。そして夏季保育は

希望保育のため登園する子どもが減り、保育ニーズが少なくて済むため、保育師が交替で保育し、夏季保育の期間においても研修に参加できた。研修体制は保育園の保育師でも確保できている。

非常勤保育師、嘱託で勤務している人も研修ができるように市の体制の中で整っている。延長保育のパートを対象とした研修体制もある。非常勤の保育師が研修の時は正規保育師がクラスに入り、研修に行ってもらう。パートも正規保育師同様、質を高めてしっかり保育をする必要がある。公務士(豊田市は調理師を公務士と呼ぶ)さんも調理実習研修や園芸の研修も整っている。

## 5 民間移管について

民間移管は保育サービスを充実させるためである。市民の保育サービスの選択に自由度を求める声も増加していた。公立の特性ともいえる横並び志向に対しても民間法人の独創性が生かせるのではないかという考えもあった。民間移管計画の目的もここにあり、公立、民間法人のバランスをとることによって、より保育ニーズに対応し、選択肢も増やしたいという思いで進めてきた。

幼稚園で民間移管をした時は保育サービスの充実ということで 3 歳児保育の枠を増やしたりした。民間移管が地域に受け入れられ、地域の中で根付いていけるように手助けしていくことが必要である。民間移管しても保育の質は変わらない。2ヶ月に1度は市が指導に入る。保護者と地域との関連は同じである。ただ保育の延長保育が充実する。民間の力を大いに生かして幼児教育を充実させることが民間移管する意義である。

民間移管をする時にはその園の保護者に説明会に行く。民間移管すると市民が不安を感じることもあるため民間移管後は市の指導を行う。これまでと変わらず保育をしていくことで、2ヶ月に1度、指導に出向き、保育課と園の繋がりをつけておくことも大切である。平成15年度から移管した園は半年に1度くらい指導に赴く。私立幼稚園は学校法人の進め方があるが、民間移管の条件で豊田市の今の公立幼稚園の質や体制を引き継ぐことが条件で移管している。民間移管園が地元でも信頼を得て、地域とのつながりをつけるためには、地元理解のために行事や保護者との接点や地域の人たちとのつながりも大切にしてもらう。

公立の保育時間も全く引き継ぎ、同様には行うが、私立幼稚園になることは 私立幼稚園の特色をだすことであり、それまでの公立幼稚園とは異なる点も多 少ある。それは例えば、ある民間移管した幼稚園では園庭の中で畑を作ったり、 のびのびとした保育の中で廃材を利用したり等の工夫をして子どもがどのよ うに育つのかが目に見えてわかる保育をしている。そうした特色を大切にして ほしいと考えている。 市は民間移管をすることで民間の力を活用し、保育内容の充実をし、3歳児 保育を増やすことで、保育サービスが充実できればよいと考えている。

#### 注

注 1)厚生省児童家庭局保育課長通知「保育所への入所の円滑化について」の中で「私的契約児の入所について」の項目で「私的契約児については定員に空きがある場合に既に入所している児童の保育に支障を生じない範囲で入所させることは差し支えないものであること。」とされている。

### 引用文献

- 1) 豊田市役所編、発行(1966) 豊田市総合計画書(基本計画). 146
- 2) 豊田市役所編、発行(1966) 豊田市総合計画書(基本計画). 176
- 3) 豊田市総合企画部企画課編集·発行(1972) 豊田市新総合計画実施計画書. 21
- 4) 豊田市(1976) 第 3 次豊田市総合計画基本構想. 36
- 5)豊田市. 心のかよう市民のまちを、第三次豊田市総合計画のあらまし 1977 ~1985. 20
- 6)同上. 16
- 7)同上. 29
- 8)豊田市企画調整課(1988) 豊田市レポート'87 第 4 次豊田市総合計画第 I 期 (59~61 年度)の成果. 19-20
- 9)豊田市企画課(1992) 豊田市レポート'91 第 4 次豊田市総合計画(昭和 59~平成 2 年度)の成果. 20-21
- 10)豊田市(2003)広報とよた「市立保育園・幼稚園の民間移管計画を決定しました・市民の意見と市の考え」3月1日号.6-7
- 11)豊田市(2007)広報とよた「特集 保育園と公立幼稚園の一体的な運用・パブ リックコメントの結果と市保健福祉審議会の答申を報告します」5月15日 号.4

#### 参考文献

- (1)豊田市(2001) 第6次豊田市総合計画 豊田市 21 世紀プラン 2010
- (2)国立社会保障・人口問題研究所(2003)第12回出生動向基本調査
- (3)豊田市(2004)子育て家庭に対する支援策に関する調査研究報告書
- (4)豊田市/総合企画部広報課編(2004) 2004 予算のあらまし

# 第3章 保護者・保育者への調査(豊田市子育て支援に関する市民意向調査)/研究(本研究のアンケート調査)

幼保一体化に取り組んでいる豊田市の事例を試みる。

第 1 節では豊田市が実施した「豊田市子育て支援に関する市民意向調査」を参考にし、幼保一体化や民間移管を実施する以前の市民の意向や子育てに関する意識をみた。

第2節では、幼保一体化を実施したこども園に通う子どもの保護者(父親と母親)とこども園に勤務する保育者に質問紙調査を実施し、こども園に関わる保護者と保育者の意識や実態について検討を行う。その際、「保育・子育てに関する第二次全国調査」と幼保一体化を実施し、こども園となった豊田市とを比較検討する。保護者と保育者を対象に「保育・子育てに関する第二次全国調査」と豊田市を比較することにより、豊田市の保育・子育て支援施策の実態と成果、課題をより具体的にみることができるのではないかと考える。

# 第1節 豊田市子育て支援に関する市民意向調査報告書

# 1 保育園や幼稚園のあり方に関する考え方注1)

豊田市子育て支援に関する市民意向調査では、保育園利用者、幼稚園利用者 別で調査をしている。保育園利用者 367 名、幼稚園利用者 401 名の計 768 名 である。

# (1) 地域の子どもはできるだけ同一の施設に通った方がよいの考え方

保育園利用者は「賛成」、「どちらかといえば賛成」は 78.7%、「どちらかといえば反対」、「反対」は 19.6%であり、幼稚園利用者は「賛成」、「どちらかといえば賛成」は 71.6%、「どちらかといえば反対」、「反対」は 26.2%であった。「賛成」のみでは保育園が 30.5%、幼稚園は 17.0%であり、圧倒的に保育園の賛成意見が高い。「どちらかといえば反対」、「反対」は幼稚園の方が高い(図 2 参照)。

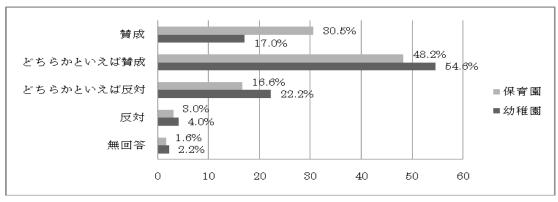


図 2 地域の子どもはできるだけ同一の施設に通った方がよいという考え方

「豊田市子育て支援に関する市民意向調査報告書 2004年」に基づいて鈴木が作成

#### (2)保育園と幼稚園の保育内容の差をなくすべきの考え方

保育園利用者は「賛成」、「どちらかといえば賛成」は83.7%、「どちらかといえば反対」、「反対」は14.2%であり、幼稚園利用者は「賛成」、「どちらかといえば賛成」は73.8%、「どちらかといえば反対」、「反対」は24.2%であった。「賛成」のみでは保育園が43.1%、幼稚園は29.9%であり、保育園の賛成意見が高い。「どちらかといえば反対」、「反対」は幼稚園の方が高い(図3参照)。

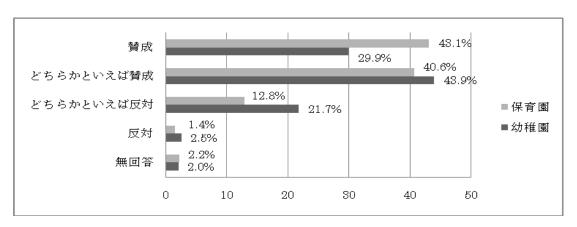


図 3 保育園と幼稚園の保育内容の差をなくすべきという考え方

「豊田市子育て支援に関する市民意向調査報告書 2004年」に基づいて鈴木が作成

### (3)役割と機能が異なると思うので、それぞれ必要であるという考え方

保育園利用者は「賛成」、「どちらかといえば賛成」は 56.9%、「どちらかといえば反対」、「反対」は 40.6%であり、幼稚園利用者は「賛成」、「どちらかといえば賛成」は 73.1%、「どちらかといえば反対」、「反対」は 24.4%であった。「賛成」のみでは幼稚園が 33.9%、保育園は 19.3%であり、幼稚園の賛成意見が高い。「どちらかといえば反対」、「反対」は保育園の方が高い(図 4 参照)。

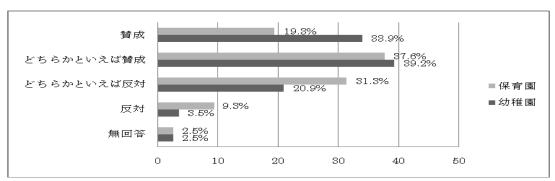


図 4 役割と機能が異なると思うので、それぞれ必要であるという考え方

「豊田市子育て支援に関する市民意向調査報告書 2004年」に基づいて鈴木が作成

(1)、(2)は保育園利用者が賛成の意見が多く、(3)は幼稚園利用者が賛成の意見

が多い。保育園利用者は保育園と幼稚園を同一施設や保育の内容にした方がよいという考え方が多く、幼稚園利用者はそれぞれの役割と機能が必要であると考えている利用者が多いという結果がでている。

## (4)保育園や幼稚園に関する考え方についての詳細な意見

「園庭開放は賛成、必要であると思う」33件、「保育園と幼稚園に差はない、何が違うかわからない」26名、「保育園、幼稚園の入園条件を柔軟にしてほしい」17名、「低年齢児、3歳児からの保育を行ってほしい、増やしてほしい」19名、「保育日、保育時間は柔軟に対応してほしい」17名、「保育料、授業料の格差(市立と私立も含め)は是正すべき、安くすべき」10名、「保育園と幼稚園のよいところをまとめて統一してほしい」8件、「幼稚園や保育園のスタッフを増やしてほしい」2件という意見があった。

# 2 幼保一元化、施設の共有化への考え方について注1)

幼保一元化、施設の共有化について、保育園利用者、幼稚園利用者別で調査をしている。保育園利用者 367 名、幼稚園利用者 401 名の計 768 名である。また、市立保育園は 280 名、私立保育園は 87 名、市立幼稚園は 177 名、私立幼稚園は 224 名の回答であった。

### (1)保育園、幼稚園別

保育園利用者は「賛成」、「どちらかといえば賛成」は 80.9%、「どちらかといえば反対」、「反対」は 15.8%であり、幼稚園利用者は「賛成」、「どちらかといえば賛成」は 72.9%、「どちらかといえば反対」、「反対」は 23.4%であった。 賛成意見が保育園、幼稚園共に高いが特に保育園が高い(図 5 参照)。

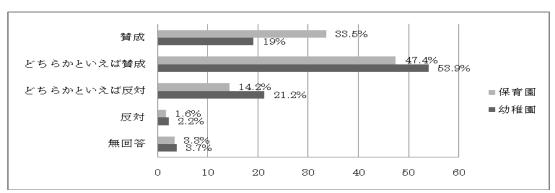


図 5 幼保一元化、施設の共有化への考え方(保育園、幼稚園別)

「豊田市子育て支援に関する市民意向調査報告書 2004年」に基づいて鈴木が作成

#### (2)市立・私立保育園、市立・私立幼稚園別

市立保育園では「賛成」、「どちらかといえば賛成」は 78.5%、「どちらかといえば反対」、「反対」は 17.1%、私立保育園は「賛成」、「どちらかといえば賛

成」は 88.5%、「どちらかといえば反対」、「反対」は 11.5%であり、市立幼稚園利用者は「賛成」、「どちらかといえば賛成」は 75.7%、「どちらかといえば反対」、「反対」は 22.0%、私立幼稚園利用者は「賛成」、「どちらかといえば賛成」は 70.6%、「どちらかといえば反対」、「反対」は 24.6%であった(図 6 参照)。

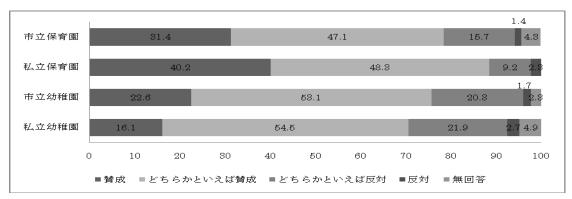


図 6 幼保一元化、施設の共有化への考え方(市立・私立保育園、市立・私立幼稚園別) 「豊田市子育て支援に関する市民意向調査報告書 2004年」に基づいて鈴木が作成

#### (3)幼保一体化、施設の共有化についての意見

幼保一体化、施設の共有化に賛成の意見として、「同じ都市の子どものため、保育と教育に差異はない方がよい」が 205 件、「家庭環境により、子どもが受けられる保育に違いがでるのはどうか(入園条件、保育料、保育時間等の差をなくし、柔軟な保育体制を作ってほしい)55 件、「地域の子どもとふれ合う機会が増えるから」38件、「幼稚園、保育園に具体的な差はない、分ける理由がわからない、分ける必要がない」29件、「一緒になれば通園距離で悩む必要はなくなるから」26件、「しっかりと子どもを預かってくれるなら、何の問題もない」14件、「経費削減、効率化のため」9件、「子どもを預かる施設はたくさんあった方がよいから、増やしてほしいから」3件があった。

幼保一体化、施設の共有化に反対の意見として、「保育園と幼稚園はその役割や機能が違うと思うから」20件、「入所条件、保育時間、料金、保育師や教諭の体制と質、子どもの年齢の幅等、現状で違うことが多いので難しいと思う。」6件、「保育内容だけでなく、保育時間や保育料等も一体化すべき」4件、「保育士の負担増も考えられるから」3件があげられていた。

### (4)保育サービスについての意見

「人員体制、保育士(教諭)の質を充実してほしい」が 20 件、「保育料・授業料を安くしてほしい」が 18 件、「子どもを預ける保育時間、保育日を柔軟にしてほしい」14 件、「低年齢児、3 歳児の受け入れが少ない、3 年保育を望む(幼稚園・保育園ともに)」10 件であった。

これらの項目についての具体的な意見は、「人員体制、保育士(教諭)の質を

充実してほしい」については「保育園の人数に対して先生の数が少ない」等、「保育料・授業料を安くしてほしい」は「保育料・授業料はなるべく安い方が助かる」、「子どもを預ける保育時間、保育日を柔軟にしてほしい」は「預かり保育に融通がきくようにしていただきたい」、「仕事が土・日・祝日がメインのため、土・日・祝日に預かってくれる施設があると嬉しい」といった内容があげられていた。

保育サービスについての意見は、保育士(教諭)の質を充実、保育料・授業料を安くしてほしいという意見、土、日曜日に預かる施設がほしい等の意見であった。幼保一元化の考え方は賛成は保育園、幼稚園別では保育園の方が高く、反対は幼稚園の方が高い。市・私立保育園、市・私立幼稚園別では私立保育園の賛成の割合が一番高い。私立保育園の88.5%、市立保育園の賛成は78.5%である。本研究の調査では市立保育園を調査した。現在、豊田市のこども園に通う保護者がどのように幼保一体化園のことをみているかを第3章の第2節で検討する。

#### 3 民間移管に関するアンケート報告書注2)

## (1)市立保育所・幼稚園の民間移管政策について

「子育て支援及び市立保育園・幼稚園の民営化に関する意向調査(2002)」は保育園・幼稚園及び健康診査受診児の保護者を対象に 2002 年 6・7 月に実施している。回答数は 1,319 名である。民間移管に「賛成」、「どちらかといえば賛成」が 44.4%、「反対」、「どちらかといえば反対」が 18.1%、「わからない」は無回答で 37.5%であった。このうち、現在子どもが市立保育園・幼稚園に通園している保護者の回答結果(回答数 624 名)では、民間移管に「賛成」、「どちらかといえば賛成」が 43.3%、「反対」、「どちらかといえば反対」が 21.6%と回答していた。 賛成が多いという結果であった。

#### (2)市立保育園・幼稚園の民間移管計画についてのパブリックコメント

民間移管計画の素案を公表(広報とよた 2002.10.15 号)し、市民に意見を求めた。これに対して、個人 37 件、団体(保育園父母の会、幼稚園 PTA、子育てサークル等)8 件の意見が寄せられた。これらの意見に対し、民間移管を推進する上で特に配慮する必要がある事項として市社会福祉審議会児童専門分科会からの意見が示された。「保育料、授業料等の保護者負担が増えては困る」という市民の意見に対しての回答は、「保育園の保育料の保護者負担は私立園になっても変更はないが、私立幼稚園では多くの園が入園料、施設整備費等を保護者から徴収しているのでこの負担が民間移管により、発生することになる。但し、当分は土地、建物の無償貸与や無償譲渡により、保護者負担を抑えることができると考える。また授業料については、就園奨励金制度により、引き続

き保護者負担の軽減に努めていく。」とした。

## 4 第 18 回市民意識調査報告書注3)

『施策の成果指標に関する調査結果―子育てのしやすさ―』の「豊田市は子育てのしやすいまちだと思いますか」では「子育てしやすいまちだと思う」、「どちらかといえば思う」を子どもの年齢別にみると「就学前児童がいる」では72.8%であった。全体的に子どもの年齢が低いほど指標値が高い傾向にある。

# 5 豊田市男女共同参画に関する意識調査報告書 注4)

「職場における男女の役割分担」について質問している。男女共に過半数の人が「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」と考えている。内閣府調査では「子どもができてもずっと仕事を続ける方がよい」と考えている人は男性では40.9%、女性は45.5%であった。豊田市では「子どもができてもずっと仕事を続ける方がよい」と考えている人は男性では16.7%、女性では19.5%となっている。全国と比べると低い結果となっている。豊田市では女性は結婚や出産を機に仕事を離れるほうがよいと考えている人が全国に比べて多くなっている。

# 第2節 こども園における保護者を対象とする子育て支援に関する調査

#### 1 研究の方法

第1章4節の1の研究の目的でも述べているが、今回、豊田市で行う本研究の調査と比較、検討するために「保育・子育てに関する第二次全国調査」を利用する。

## (1)「保育・子育てに関する第二次全国調査」

#### 1)調査方法

調査手続き、対象者と調査時期、発送数と回収数に関しては以下のように実施したと「第二次村山科研子育て支援に関する共同研究プロジェクト」<sup>注5)</sup>の公表資料にて記載されている。

調査対象のサンプリングについては調査対象地域が人口 50 万以上、 $30\sim50$  万、10 万~30 万までの自治体とし、保育園、幼稚園、子育て支援センターを対象としている。

なお、豊田市のこども園 (公立保育園)においてアンケートを実施したため、本研究で使用させていただいたデータは「保育・子育てに関する第二次全国調査」においての公・私立幼稚園と私立保育園を除外した公立保育園のみで検討した。

公式ホームページを開設し、調査の主旨や方法、調査研究の活用、調査への 協力のお願いについて公表された。 調査対象者は、公立保育園を利用している親を対象とした母親調査と父親調査、公立保育園に勤務する保育者である。保育者調査に関しては、人口別のデータがあったため、豊田市の人口と同様レベルである人口 30~50 万までの自治体のみで検討した。調査時期は 2008 年 11 月~2009 年 3 月であった。

調査対象への調査依頼は共同研究者が分担し、電話で依頼し、受託を得た園に対し、調査用紙が送付された。各調査用紙部数について保育者調査用紙は各施設の保育者数(非正規を含む)、母親・父親調査用紙部数は、各園の家庭数を原則とした。母親・父親調査は、家庭毎に一つの封筒に入れて園に提出された。調査用紙送付後 1 ヶ月を目途に回収して、園で調査用紙をまとめて返送してもらうよう依頼された。

公立保育園の回答数は表 10 の通りである。

表 10 「保育・子育てに関する第二次全国調査」の分析対象者

|     | 保育園数 | 母親  | 父親  | 保育者 |
|-----|------|-----|-----|-----|
| 回答数 | 32   | 692 | 555 | 196 |

## (2)豊田市の調査に関する項目

#### 1)調査方法

「子育て支援に関する研究」として、愛知県豊田市を対象に質問紙調査を行った $^{\pm 6}$ 。 実施期間は 2009 年 8 月~9 月であった。

配布手段は市役所子ども課にて手渡し、各こども園(公立保育園)に配布、又は直接園に持参した。回収については保育者、保護者が記入後、こども園にて回収、園に直接回収に出向く、又は園から市役所に渡してもらい市役所に出向いて回収した。調査対象は、豊田市 10 園の内、①豊田市のこども園(公立保育園)に通園する子どもの父親と母親。②豊田市内の保育者である。それぞれの回答数と回答率は表 11 の通りである。

表 11 豊田市の分析対象者

|        | 保育園数 | 母親   | 父親   | 保育者 |
|--------|------|------|------|-----|
| 発送数    | 10   | 205  | 205  | 226 |
| 回答数    | 10   | 197  | 177  | 226 |
| 回収率(%) | 100  | 96.1 | 86.3 | 100 |

#### 2)調査票

調査票は自記式で「保育・子育てに関する全国 3 万人調査」(村山科研第一次 2003 年調査、2002~05 年度)の報告書を参考に作成した。なお、豊田市との比較検討は「保育・子育てに関する第二次全国調査報告書」の結果を用いる。「保育・子育てに関する第二次全国調査報告書」は第一次の「保育・子育てに関する全国 3 万人調査」(第二次 2008 年度調査、2007~10 年度)より、やや詳細な内容となっているが、本研究では「保育・子育てに関する全国 3 万人調査」と「保育・子育てに関する第二次全国調査報告書」と共通の調査項目を使用している。

尚、「保育・子育てに関する第二次全国調査報告書」と本研究の調査を比較した理由は本研究の調査が2009年、「保育・子育てに関する第二次全国調査」が2008年度調査として本研究と近い年度に実施されたため、より比較に適していると考えたからである。また、この論文には記載していないが「保育・子育てに関する全国3万人調査報告書」と「保育・子育てに関する第二次全国調査報告書」の結果を比較検討した結果、全般的に結果には大きな差はなかった。また、追加項目として、豊田市こども園に関すること等の内容を設けた。

#### 3)調査内容

調査の内容については以下の通りである。

母親に関しては、

- ①対象者の基本的属性(年齢、家族構成、経済状況、就労形態と勤務時間)
- ②対象者の育児への関与
- ③対象者の子育て意識(「子どもが3歳になるまで、母親は育児に専念する べきである」という考え方について他、3項目)
- ④こども園サービスに関する内容(延長保育について)
- ⑤こども園との関わりについての内容(こども園に預けている時間、保育料等)
- ⑥保育者との関わりについての内容(担任の保育者と話す機会と時間、保育者に相談をする時の感情)
- ⑦園への改善希望(行事や送迎時の保育者の対応等)と具体的改善点の自由 記述欄
- ⑧入園以前に利用した子育てサービス
- ⑨こども園に変わった事への意識、子育てに必要な事についての自由記述欄である。

父親に関しては、

①対象者の基本的属性(年齢、経済状況、就労形態と勤務時間)

- ②対象者の子育て意識(「子どもが3歳になるまで、母親は育児に専念するべきである」という考え方について他、3項目)
- ③こども園との関わりについての内容(こども園の行事の参加の有無と参加 できなかった理由、保育料について)
- ④こども園に変わった事への意識、子育てに必要な事についての自由記述欄 である。

#### 保育者に関しては、

- ①基本的属性(年齢、経済状況、婚姻の有無)
- ②勤務状況(雇用形態、労働時間、有給休暇)
- ③保育者の子育て意識(「子どもが3歳になるまで、母親は育児に専念するべきである」という考え方について他、3項目)
- ④園への改善希望(園舎や園庭及び遊具などの設備、送迎時の保育者の対応等)
- ⑤研修について
- ⑥保育についての感情について
- ⑦こども園の子育て支援の役割についての自由記述欄

#### 園長に関しては、

- ①地域への子育て支援についての具体的内容
- ②地域の人たちと接する機会の行事について
- ③こども園に通う家族への子育て支援の具体的内容
- ④地域の人たちへのこども園の子育て支援の具体的内容 巻末資料として資料 5-8 の調査票(母親、父親、保育者、園長)を参照。

#### 2 保護者調査の結果

- (1)幼保一体化したこども園の保護者の背景
- 1)母親の基本的属性と父親への育児関与の希望

今回調査した豊田市の家族構成は「両親と子どもの家族」つまり、核家族が140人(71.1%)、祖父母同居世帯が37人(18.8%)と核家族が多い(図7参照)。

母親の勤務形態は正規社員が全国では 360 人(52.0%)、豊田市は 59 人(29.9%)、パート・アルバイトが全国では 221 人(32.0%)、豊田市は 80 人(40.6%) であった。豊田市のパート・アルバイト就労が多い(図 8 参照)。全国、豊田市の母親の職場の勤務時間では、豊田市は週 30 時間未満が多く、全国は週 30 時間以上が多い(図 9 参照)。

保護者の家庭の経済状況について、「深刻に悩んでいる」、「少し悩んでいる」の回答は全国が 381 人(55.5%)、豊田市は 108 人(55.4%)、「あまり悩んでいな

い」、「全く悩んでいない」では全国が 305 人(44.5%)、豊田市が 87 人(44.6%) と同じ傾向である。(図 10 参照)。

「配偶者にもっと育児をしてほしいか」において「とてもそう思う」、「そう思う」で豊田市の母親は 115 人(63.3%)、全国は 414 人(60.3%)でわずかながら豊田市の数値が高い(図 11 参照)。

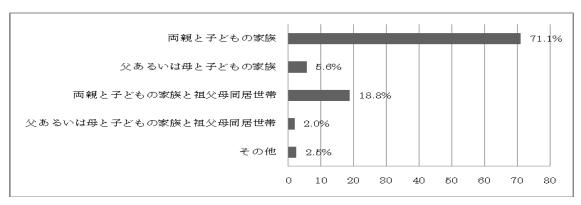


図7 豊田市の家族構成

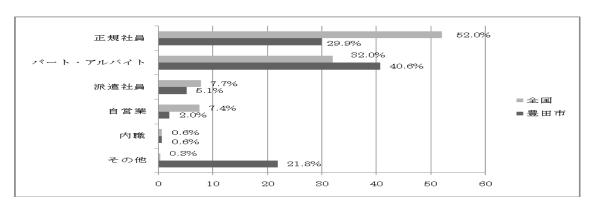


図8 母親の勤務形態

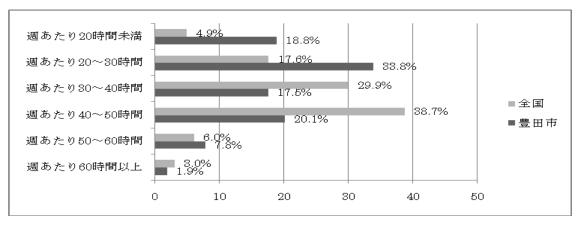


図9 全国、豊田市の母親と職場の勤務時間

表 12 全国、豊田市の母親と職場の勤務時間

|         | 全国  |      |      |     |      |      |         |
|---------|-----|------|------|-----|------|------|---------|
|         | N   | 平均   | SD   | N   | 平均   | SD   | t 値     |
| 職場の勤務時間 | 638 | 3.32 | 1.08 | 154 | 2.70 | 1.30 | 6.15*** |

<sup>\*</sup>p<.05 \*\*p<.01 \*\*\* p<.001

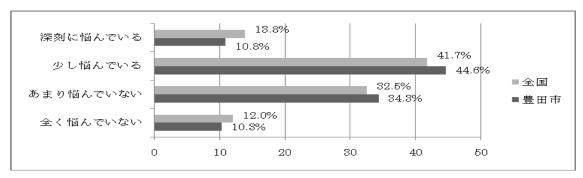


図 10 保護者の家庭の経済状況について

表 13 保護者の家庭の経済状況について

|         | 全国  |      |      |     |      |      |       |
|---------|-----|------|------|-----|------|------|-------|
|         | N   | 平均   | SD   | N   | 平均   | SD   | t 値   |
| 家庭の経済状況 | 686 | 2.43 | 0.87 | 195 | 2.44 | 0.82 | -0.22 |

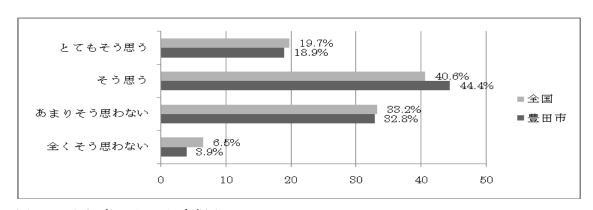


図 11 配偶者にもっと育児をしてほしいか

表 14 配偶者にもっと育児をしてほしいか

|          | 全国  |      |      |     |      |      |         |
|----------|-----|------|------|-----|------|------|---------|
|          | N   | 平均   | SD   | N   | 平均   | SD   | t 値     |
| 配偶者にもっと育 | 686 | 3.12 | 2.19 | 181 | 2.24 | 0.84 | 8.45*** |
| 児をしてほしいか |     |      |      |     |      |      |         |

<sup>\*</sup>p<.05 \*\*p<.01 \*\*\* p<.001

#### 2)父親と母親の育児観

豊田市は母親が「3歳になるまで母親は育児に専念」では「賛成」、「どちらかといえば賛成」が全国では 108 人(15.6%)、豊田市では 95 人(48.2%)、「どちらかといえば反対」、「反対」が全国では 317 人(46.0%)、豊田市では 41 人(20.8%)であった。

「男性は仕事に、女性は家事や育児に専念」では「賛成」、「どちらかといえば賛成」が全国では 46 人(6.7%)、豊田市では 51 人(25.9%)、「どちらかといえば反対」、「反対」が全国では 469 人(68.2%)、豊田市では 88 人(44.6%)であった。

「出産後、母親は仕事をやめるべき」では「賛成」、「どちらかといえば賛成」が全国では 37 人(5.4%)、豊田市では 28 人(14.2%)、「どちらかといえば反対」、「反対」が全国では 477 人(69.3%)、豊田市では 81 人(41.1%)であった。

全体的に母親の育児観は豊田市が全国より賛成の回答が多く、反対の回答が少ない(図 12-1~3 参照)。

豊田市の父親は「3 歳になるまで母親は育児に専念」では「賛成」、「どちらかといえば賛成」が全国では 140 人(25.3%)、豊田市では 80 人(45.7%)、「どちらかといえば反対」、「反対」が全国では 177 人(31.9%)、豊田市では 25 人(14.3%)であった。

「男性は仕事に、女性は家事や育児に専念」では「賛成」、「どちらかといえば賛成」が全国では 69 人(12.4%)、豊田市では 73 人(41.7%)、「どちらかといえば反対」、「反対」が全国では 260 人(47.0%)、豊田市では 41 人(23.4%)であった。

「育児・子育ての責任は母親が中心に担う」では「賛成」、「どちらかといえば賛成」が全国では 123 人(22.2%)、豊田市では 63 人(36.0%)、「どちらかといえば反対」、「反対」が全国では 196 人(35.4%)、豊田市では 52 人(29.7%)であった。

「出産後、母親は仕事をやめるべき」では「賛成」、「どちらかといえば賛成」が全国では 49 人(8.8%)、豊田市では 34 人(19.4%)、「どちらかといえば反対」、「反対」が全国では 283 人(51.1%)、豊田市では 51 人(29.1%)であった。

全体的に父親の育児観は豊田市が全国より賛成の回答が多く、反対の回答が少ない(図 13-1~4 参照)。

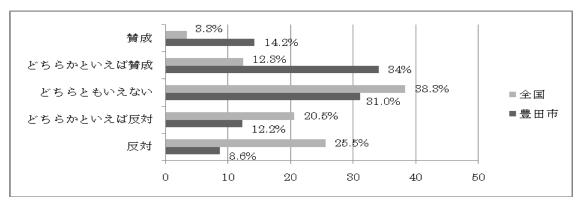


図 12-1 3歳になるまで母親は育児に専念(母親)

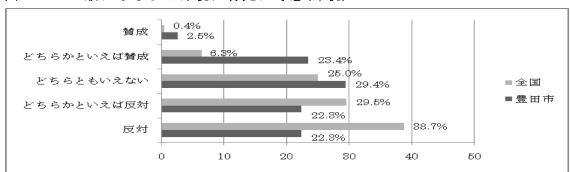


図 12-2 男性は仕事に、女性は家事や育児に専念(母親)

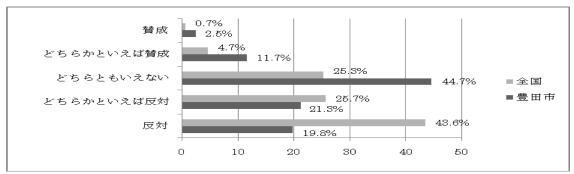


図 12-3 出産後、母親は仕事をやめるべき(母親)

表 15 母親の育児観

|               | 全国  |      |      |     |      |      |         |
|---------------|-----|------|------|-----|------|------|---------|
|               | N   | 平均   | SD   | N   | 平均   | SD   | t 値     |
| 3歳になるまで母親は育児に | 689 | 3.53 | 1.10 | 197 | 2.67 | 1.13 | 9.44*** |
| 専念            |     |      |      |     |      |      |         |
| 男性は仕事に、女性は家事や | 687 | 4.00 | 0.96 | 197 | 3.39 | 1.14 | 6.85*** |
| 育児に専念         |     |      |      |     |      |      |         |
| 出産後、母親は仕事をやめる | 688 | 4.07 | 0.97 | 197 | 3.44 | 1.02 | 7.92*** |
| べき            |     |      |      |     |      |      |         |

<sup>\*</sup>p<.05 \*\*p<.01 \*\*\* p<.001

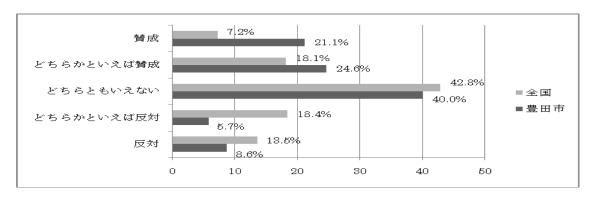


図 13-1 3歳になるまで母親は育児に専念(父親)

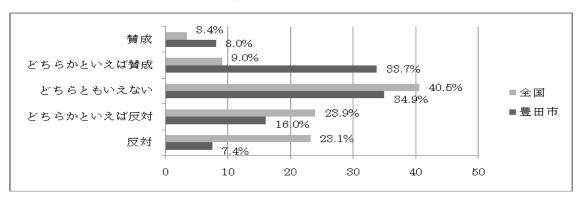


図 13-2 男性は仕事に、女性は家事や育児に専念(父親)

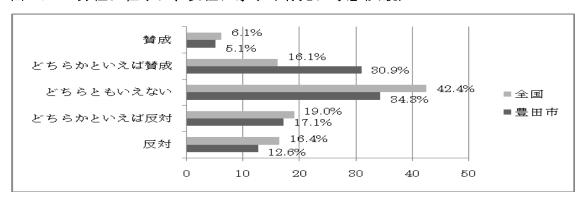


図 13-3 育児・子育ての責任は母親が中心に担う(父親)

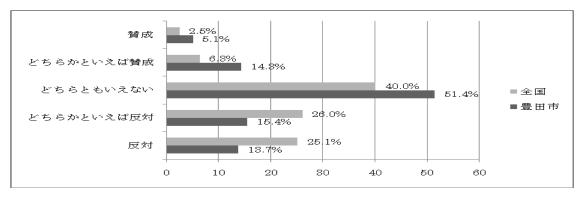


図 13-4 出産後、母親は仕事をやめるべき(父親)

表 16 父親の育児観

|               |     | 全国   |      |     | 豊田市  |      |         |
|---------------|-----|------|------|-----|------|------|---------|
|               | N   | 平均   | SD   | N   | 平均   | SD   | t 値     |
| 育児・子育ての責任は母親が | 554 | 3.23 | 1.10 | 175 | 3.01 | 1.09 | 2.35*   |
| 中心に担う         |     |      |      |     |      |      |         |
| 3歳になるまで母親は育児に | 554 | 3.13 | 1.09 | 175 | 2.56 | 1.14 | 5.82*** |
| 専念            |     |      |      |     |      |      |         |
| 男性は仕事に、女性は家事や | 553 | 3.54 | 1.05 | 175 | 2.81 | 1.04 | 8.08*** |
| 育児に専念         |     |      |      |     |      |      |         |
| 出産後、母親は仕事をやめる | 553 | 3.65 | 1.01 | 175 | 3.18 | 1.01 | 5.34*** |
| べき            |     |      |      |     |      |      |         |

<sup>\*</sup>p<.05 \*\*p<.01 \*\*\* p<.001

## 3)こども園の送迎について

「こども園(保育園)に送る人」は「母親(自分)」が 171 人(86.8%)、「こども園(保育園)に迎えに行く人」は「母親(自分)」が 170 人(86.3%)と回答しており、母親が子どもの送り迎えを担っている(図 14-1,2 参照)。

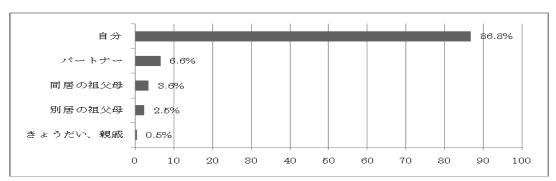


図 14-1 こども園(保育園)に送る人(豊田市)

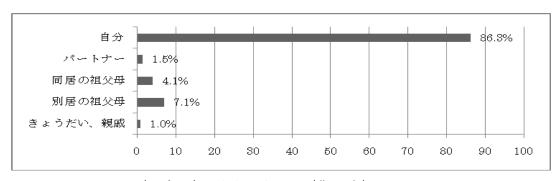


図 14-2 こども園(保育園)に迎えに行く人(豊田市)

## (2)幼保一体化したこども園に対する評価

### 1)職員の配置基準、配置状況

## ①保育者への相談

保育者への相談は「担任以外の職員とも話したい」、「保育者に励ましてほしいと思う」についての項目がある。「担任以外の職員とも話したい」では「そう思う」、「ややそう思う」を合わせると全国では363人(52.8%)、豊田市では47人(26.1%)であった。「保育者に励ましてほしいと思う」では「そう思う」、「ややそう思う」は全国では332人(48.4%)、豊田市は46人(25.7%)であった。「担任以外の職員とも話したい」、「保育者に励ましてほしいと思う」と考える母親は全国の方が高く、全国と豊田市において有意差がみられた(図15-1,2、表17参照)。全国は、職員と話したいと考えている母親が多いと考えられる。

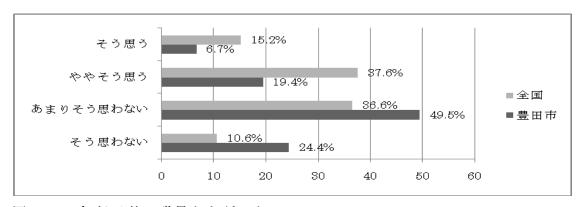


図 15-1 担任以外の職員とも話したい

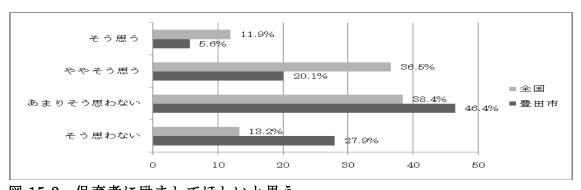


図 15-2 保育者に励ましてほしいと思う

表 17 保育者への相談

|           |     | 全国   |      |     |      |      |          |
|-----------|-----|------|------|-----|------|------|----------|
|           | N   | 平均   | SD   | N   | 平均   | SD   | t 値      |
| 担任以外の職員とも | 688 | 2.43 | 0.87 | 180 | 2.92 | 0.84 | -6.92*** |
| 話したい      |     |      |      |     |      |      |          |
| 保育者に励ましてほ | 687 | 2.53 | 0.87 | 179 | 2.97 | 0.84 | -6.13*** |
| しいと思う     |     |      |      |     |      |      |          |

<sup>\*</sup>p<.05 \*\*p<.01 \*\*\* p<.001

豊田市のこども園において、母親が「担任の保育者と子どもの事で話す日数」では、「1週間に 1,2 日」と「1週間に 3,4 日」が 132 人(67.0%)と多い結果であった(図 16 参照)。

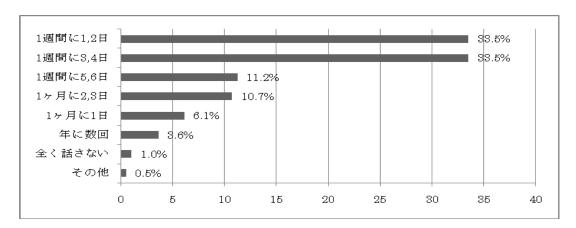


図 16 担任の保育者と子どもの事で話す日数(豊田市)

### ②職員の配置状況

「職員の配置状況」について、母親は「大幅に改善すべきだ」、「少し改善すべきだ」の回答は全国では 217 人(34.1%)、豊田市は 27 人(16.3%)であり、全国より豊田市の方が改善すべきという回答が少ない。「今のままでよい」が全国は 367 人(57.7%)、豊田市は 115 人(68.5%)と豊田市の数値が高く、全国と豊田市に有意差がみられた(図 17、表 18 参照)。

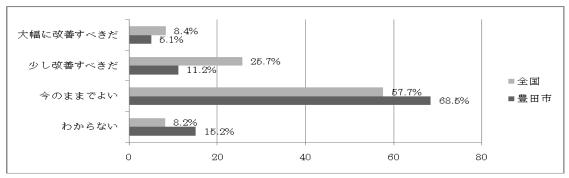


図 17 職員の配置状況

表 18 園の改善希望(母親)

|         |     | 全国   |      | 豊田市 |      |      |          |
|---------|-----|------|------|-----|------|------|----------|
|         | N   | 平均   | SD   | N   | 平均   | SD   | t 値      |
| 職員の配置状況 | 636 | 2.54 | 0.66 | 168 | 2.76 | 0.56 | -4.27*** |

<sup>\*</sup>p<.05 \*\*p<.01 \*\*\* p<.001

#### 2)こども園の料金に関する事項

### ①保育料金について

豊田市の母親に「こども園の保育サービスについての満足度」について尋ねたところ、延長保育の利用料金については、「とても満足している」、「ほぼ満足している」が 78人(39.6%)、「やや不満である」、「とても不満である」が 19人(9.6%)である(図 18参照)。保育料について母親に尋ねると、「高すぎると思う」、「少し高いと思う」は全国が 300人(48.0%)、豊田市は 61人(34.6%)と全国の数値が高い。「妥当な額であると思う」は全国が 218人(34.8%)、豊田市は 87人(49.7%)と豊田市は現在の保育料が妥当な額であると考えている保護者が多い(図 19-1 参照)。また、図はないが豊田市の保育料を就労していない母親のみでみると、「妥当な額である」と 20人(54.1%)が回答している。就労の有無に関わらず、「妥当な額である」と回答する人が全国より多い。

父親について保育料をみると、全国は父親の保育料については調査していない。豊田市については父親の保育料について調査をした結果、妥当な額であると思う」は 71 人(40.1%)であった(図 19·2 参照)。保護者の家庭の経済状況は全国、豊田市共に同様な傾向である(図 10 参照)が、保育料への豊田市の保護者の考え方は「妥当な額であると思う」の回答が高く、全国とは異なっている。

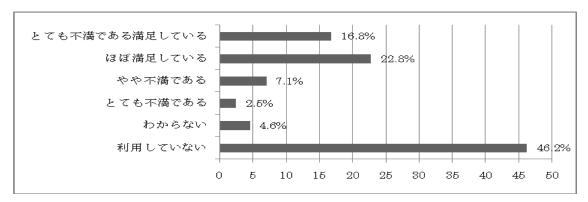


図 18 延長保育の利用料金について(豊田市の母親)

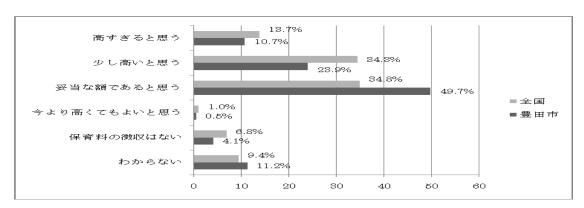


図 19-1 母親の保育料金への考え方

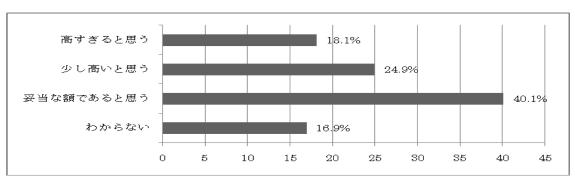


図 19-2 父親の保育料金への考え方(豊田市)

表 19 母親の保育料金への考え方

|          |     | 全国   |      |     |      |                     |       |
|----------|-----|------|------|-----|------|---------------------|-------|
|          | N   | 平均   | SD   | N   | 平均   | $\operatorname{SD}$ | t 値   |
| 保育料金について | 626 | 2.56 | 1.22 | 175 | 2.63 | 1.02                | -0.73 |

#### ②保育園での預かり頻度について

豊田市の「保育園に預けている時間」は 6 割近くの保護者が 8 時間未満の保育を利用していることがわかる(図 20 参照)。

豊田市では土曜日については基本の保育時間以外に別料金が発生するが、 豊田市の保護者が「土曜日に預ける頻度」は「預けていない」が 182人(92.4%)、 「ほぼ毎週」は 13人(6.6%)であり、土曜日にはこども園に預けていない人 が多い(図 21 参照)。土曜日は料金が発生するが利用する人は少ないので、 保護者のニーズに添っていると考えられる。

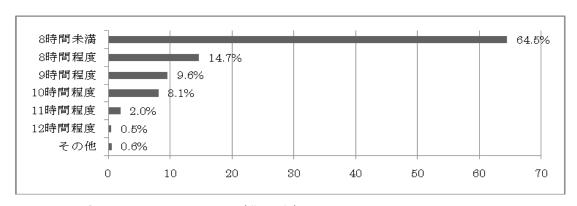


図 20 保育園に預けている時間(豊田市)

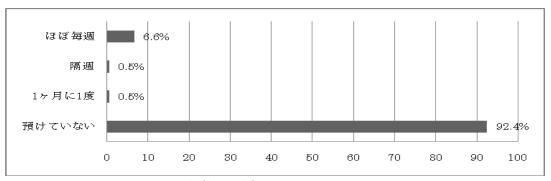


図 21 土曜日に預ける頻度(豊田市)

### ③子育て支援と地域との関わり

「地域の人たちと接する機会の行事を取り入れる」は豊田市のみに質問した事項であるが、回答は「今のままでよい」が 146 人(74.1%)と回答している(図 22 参照)。

図はないが子育て支援に関しては、保護者の入園以前の子育て支援の利用は母親の「園庭開放」の利用が67人(34.0%)という結果もあった。

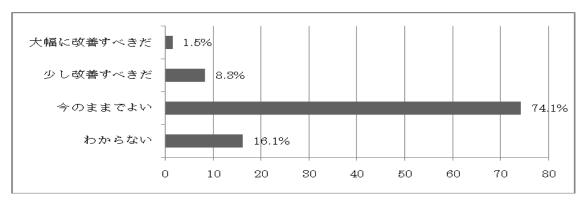


図 22 地域の人たちと接する機会の行事を取り入れる(豊田市)

# (3)こども園の運営的な要望と課題

#### 1)こども園への改善希望について

保護者の園への改善希望は、「運動会などの行事」について母親の「大幅に改善すべきだ」、「少し改善すべきだ」の回答では全国は 188 人(28.4%)、豊田市は 45 人(26.3%)であった。父親は「大幅に改善すべきだ」、「少し改善すべきだ」が全国は 104 人(18.7%)、豊田市は 34 人(19.3%)、「今のままでよい」において全国は 408 人(73.5%)、豊田市は 104 人(59.0%)と全国は「今のままでよい」の数値が高く、豊田市の父親は改善希望の数値が高い(図 23-1,2 参照)。

「給食やおやつ」について、母親の回答は「大幅に改善すべきだ」、「少し改善すべきだ」という回答は、全国が 108 人(16.0%)、豊田市が 35 人(19.0%)であった(図 23-3 参照)。

「運動会などの行事」は豊田市が全国より母親の数値は低く、父親は高い。「給食やおやつ」は豊田市の母親の数値が高い。

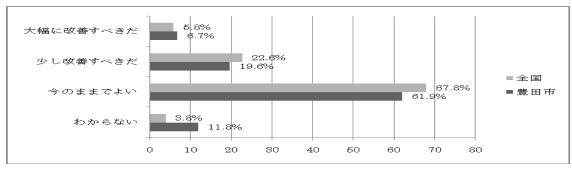


図 23-1 運動会などの行事(母親)

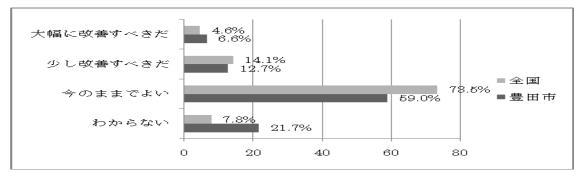


図 23-2 運動会などの行事(父親)

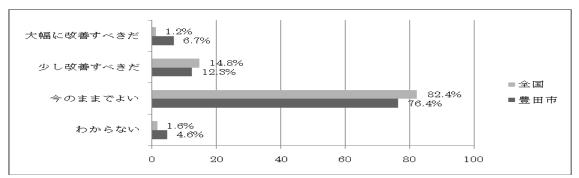


図 23-3 給食やおやつ(母親)

表 20 園の改善希望(母親)

|          | 全国  |      |      | 豊田市 |      |      |       |
|----------|-----|------|------|-----|------|------|-------|
|          | N   | 平均   | SD   | N   | 平均   | SD   | t 値   |
| 給食やおやつ   | 678 | 2.83 | 0.41 | 186 | 2.73 | 0.59 | 2.09* |
| 運動会などの行事 | 663 | 2.64 | 0.59 | 171 | 2.63 | 0.62 | 0.36  |

<sup>\*</sup>p<.05 \*\*p<.01 \*\*\* p<.001

#### 2)保護者の行事参加について

父親に「行事に参加できなかった理由」を尋ねた。「仕事のため」は 99 人 (55.9%)、「私的な用事のため」は 5 人(2.8%)、「気が進まないから」が 6 人(3.4%) であった。父親の理由の約半数が「仕事のため」に行事に参加できなかったとしている(図 24 参照)。

行事に対する父親の意見としてあげられているのは、「働いているためにあまり休めないので親の参加する行事を土、日曜日にしてほしい」が20人、「職場の理解がほしい」、「フレックスが使いやすい職場の整備」が13人であった。また「生活の為には仕事は大切であるが運動会や学芸会等の大きな行事にはできるだけ、平日でも参加するようにしている」という意見もみられた。

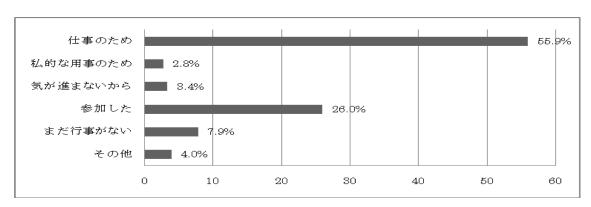


図 24 父親が行事に参加できなかった理由(豊田市)

# 3)園の改善点や子育てをするために必要な点についての保護者の意見

「仕事と家庭を両立するために必要なこと」の自由記述において、母親は「夫や家族の協力が必要」141人、「祖父母との同居」15人、「職場の理解と協力」は41人「園の協力」は5人であった。父親は「職場の理解と協力」が28人、「延長保育等の保育サービスの充実」が14人、「園の協力」が10人であった。

「給食やおやつ」については母親の「改善すべき点」の自由記述をまとめると、「おやつはこども園になってから延長保育の子どものみとなった。定時で帰る子どもにおやつを食べさせてほしい」が 25 人、「給食とおやつの内容」については 18 人であった。

#### 4)こども園になったことについての保護者からの意見

保護者にこども園になってよかった事と不都合な点についての意見を自由記述にて尋ねた(表 21 参照)。肯定的意見は①認可幼稚園と認可保育園の差が少なくなったこと、②園の選択が広がったこと、③幼稚園と制度が一緒のため、保護者と話をする時、話をしやすいことがあげられている。こども園の否定的意見は①他市の人や年齢の高い人にこども園について説明することが難しいことやこども園という言葉が定着しにくいこと、②園の保護者との生活スタイルが異なることによる付き合いの難しさ、③園の行事の実施が平日に行われることになったことである。今まで保育園として実施されていた保育時間や行事の実施が就労する保護者にとっては不利になるという回答がある反面、認可保育園と認可幼稚園の格差の減少等の肯定的意見もみられた。

表 21 こども園になったことについての保護者からの意見

|       | • •             |                    |
|-------|-----------------|--------------------|
|       | こども園の肯定的評価      | こども園の否定的評価         |
| こども園の | ・認可幼稚園と認可保育園    | ・保育園と幼稚園のもともと違ってい  |
| 認識    | の保育時間、保育内容等の    | てよいところを無理に一緒にしてい   |
|       | 差や名称の統一がされた     | ること。               |
|       | ことで、認可幼稚園と認可    | ・こども園って何?説明が面倒なこと。 |
|       | 保育園の差が減少され、フ    | 「それって保育園では」といわれると  |
|       | ラットになりつつある。     | 納得させるまでが大変。        |
|       | ・認可幼稚園と認可保育園    | ・保育園で定着しているので呼びにく  |
|       | が一体化したことから園     | い。年齢層の高い人に説明してもあ   |
|       | を選ぶ時の選択肢が広が     | まりわかってもらえない。       |
|       | った。             | ・こども園という言葉がなかなか定着  |
|       | ・幼稚園機能のこども園と制   | しない。               |
|       | 度が一緒なので、保育の行    | ・保護者の生活スタイルが違うので付  |
|       | 事や内容、保育時間等につ    | き合いにくい。            |
|       | いて、幼稚園機能のこども    | ・仕事をしている親としていない親で  |
|       | 園に通う子どもの友だち     | は時間が全く違うこと。        |
|       | と話をする時わかりやす     |                    |
|       | ٧١ <sub>°</sub> |                    |
| 保育時間・ | ・保育料が以前より、減額と   | ・基本的保育時間が短くなった。    |
| 料金・行事 | なったことが有り難い。     | ・延長料金が発生したこと。      |
|       | ・保育時間が短くなっても、   | ・園の行事も平日に多く、仕事をして  |
|       | 延長保育時間までには迎     | いる親への配慮がほしい。平日に運   |
|       | えに行けるので、保育料が    | 動会などの行事があると、仕事を休   |
|       | 安くなったことは嬉しい。    | まなければいけないので、土曜日ま   |
|       | ・他市より保育料が安いこ    | たは日曜日にしてほしい。       |
|       | と。              | ・こども園となったことにより、平日  |
|       | ・夏季保育時等に自分の子ど   | に行事を行うようになった。      |
|       | もが利用する料金だけを     | ・おやつはこども園になってから延長  |
|       | 払えばよくなったこと。     | 保育の子どものみとなった。定時で   |
|       | ・第3子以降の保育料が無料   | 帰る子どもにおやつを食べさせてほ   |
|       | になったこと。         | しい。                |

### 3 保護者調査の考察

# (1)幼保一体化したこども園の保護者の背景

豊田市はリーマンショック以降、働く母親が増えたと第2章の実態調査(聴き取り)でも語られている。しかし、豊田市の母親の働き方はパート就労が多

い(図8参照)。パートという働き方が多い理由として次の事が考えられる。配 偶者の育児協力が少ない事、性別役割分業等に賛成の育児観が父親と母親共に みられることである。「配偶者にもっと育児をしてほしいか」において「とて もそう思う」、「そう思う」で豊田市の母親は 115 人(63.3%)、全国は 414 人 (60.3%)でわずかながら豊田市の数値が高い(図 11 参照)。母親の自由記述にお いても、「夫や家族の協力が必要」141人、「祖父母との同居」15人と多い。 今回調査した豊田市の家族構成は核家族が140人(71.1%)、祖父母同居世帯が 37 人(18.8%)と核家族が多い(図 7 参照)。「園の改善点や子育てをするために 必要な点についての保護者の意見」の母親の回答にも述べられていたように 「夫や家族の協力が必要」、「祖父母との同居」が仕事と家庭を両立するために 必要であるとの意見が多かった。母親は必要だと感じているがトヨタは夜勤が 多いために、夫の育児協力も難しい状況が一因として考えられる。また豊田市 の「こども園(保育園)に送る人」、「こども園(保育園)に迎えに行く人」は母親 が 8 割であり(図 14-1,2 参照)、母親が送り迎えをしていることから、母親の 働き方に関しても子どもを送迎できる時間帯で就労することが必要である。こ のような家庭環境の中、父親を含む家族に育児を頼る事ができないのではない かと推測する。母親の働き方は父親の働き方、育児の関わりができないことに 多少とも、影響があると考えられる。

また豊田市は母親が「3歳になるまで母親は育児に専念」、「男性は仕事に、女性は家事や育児に専念」、「出産後、母親は仕事をやめるべき」の「賛成」の数値が高い(図 12·1~3 参照)。豊田市の父親は「3歳になるまで母親は育児に専念」、「男性は仕事に、女性は家事や育児に専念」、「育児・子育ての責任は母親が中心に担う」、「出産後、母親は仕事をやめるべき」が全国よりの「賛成」の数値が高い(図 13·1~4 参照)。父親と母親の年齢を全国と豊田市でみても大差はない。また、第 3 章 1節に示したように、「豊田市男女共同参画に関する意識調査報告書」においても女性が結婚や出産を機に仕事を離れるほうがよいと考えている豊田市民が、全国と比較すると、多いことがわかっている。豊田市は父親も母親も全国に比べると、性別役割分業意識が残っている地域といえる。これは母親のパートという就労形態に合致していると推測する。

本研究での豊田市の子育て家庭の背景が幼稚園と保育園の両方の機能をもつこども園のシステムに柔軟に対応できていると考えられる。

保護者の育児観、地域の家庭の実情と保護者のニーズに応じた豊田市の施策が展開されていると考えられる。

#### (2)幼保一体化したこども園での肯定的効果

#### 1)職員の配置基準、配置状況

保育者への相談は「担任以外の職員とも話したい」、「保育者に励ましてほし

いと思う」と考える母親は全国の方が高かった(図 15-1,2 参照)。全国では、職員と話したいと考えている母親が多いと考えられる。全国に対して「担任以外の職員とも話したい」、「保育者に励ましてほしいと思う」と考えている豊田市の母親の値が低いのは、豊田市の職員の配置基準がこども園になったことで公立幼稚園と公・私立保育園の職員一人当たりの子どもの数が統一され、国の職員基準よりも豊田市は高く設定されている(第 2 章 2 節)。豊田市の職員は一人当たりの保護者と十分に話す機会があるのではないかと考えられる。

それは豊田市の8割近くの母親が1週間のうちに保育者と話せる機会があることを示している(図16参照)。

「職員の配置状況」は全国より豊田市の方が改善すべきの回答が少なく、「今のままでよい」の保護者の回答の豊田市の数値が高い結果もある(図 17 参照)。職員については、保育者への質問においても「自分にとって必要なこと:正規職員の増員」が「とても必要である」と回答している保育者は豊田市よりも全国の数値が高いという結果もある(図 31-2 参照)。豊田市の職員の数に関しては保護者も保育者も現状に満足していると考えられる。職員の数に対し、現状に満足しているということは、子どもや保護者に対して余裕をもち、保育ができることを示している。職員の数に関しては、自治体が保育園を増設することで、この問題は解決すると考えられるが、単に保育園を増設する事は財政的に難しい。しかし、豊田市のように職員の配置基準を見直し、職員一人当たりの子どもの数を減らすことはできるのではないかと考える。幼保一体化をしている豊田市がそれを示している。

「園への改善希望」の各項目については統計的に見れば、差はみられたが、 全体的な回答傾向に大きな差はみられなかった。こども園後も質は否定的な方 向に進行していないことがわかった。

## 2)こども園の料金に関する事項

延長保育については、こども園以前は 16 時からであったのが、以降は 15 時からに変更した。それに伴い、延長保育料が「基本となる保育時間以外の保育時間は利用に応じて負担を求める。」としている(第 2 章 2 節)。この措置に対して、「こども園になったことについての保護者からの意見」では、否定的な意見として「延長保育料が発生するようになったこと」という意見があった(表 21 参照)。これは基本的な保育料の他に利用したいサービを選択し、負担するという仕組みになったことからの意見から発生したものと考えられる。しかし、保護者に「延長保育の利用料金について」について尋ねたところ、「とても満足している」、「ほぼ満足している」が 78 人(39.6%)、「やや不満である」、「とても不満である」が 19 人(9.6%)である(図 18 参照)。豊田市の保護者は満足している傾向にある。第 2 章の実態調査(聴き取り)においては、「それはこ

ども園以前の保育園と幼稚園の保育料を超えない範囲で調整しているためである。但し、延長保育や土曜日保育を加算すると、高くなるが、以前から延長保育を利用していた人はそれ以上を支払っていた。」と語られている。単に、延長料金の負担だけをみると、増大したと感じる一部の保護者も存在するが実際、基本的な保育料も含めれば、保護者にとってはよい結果をもたらしている。

母親の勤務時間や子どもを預けている視点から考察する。母親の勤務時間についても豊田市は「週あたり 30 時間未満」が 81 人(52.6%)と高く、全国は「週あたり 30 から 50 時間」が 438 人(68.6%)と高いことから、全国の母親の勤務時間が長く、豊田市は全国よりも子どもを預ける時間が短くてもよいと考えられる(図 9 参照)。豊田市の子どもを「保育園に預けている時間」は 8 時間前後が 154 人(79.2%)であり、ほとんどの家庭が 8 時間未満の保育を利用している(図 20 参照)。土曜日に預ける頻度も「預けていない」人が 182 人(92.4%)。「ほぼ毎週」は 13 人(6.6%)と預けていない人が多い(図 21 参照)。豊田市の保育の基本料金以外は別料金が発生する保育、つまり、延長保育と土曜日保育を利用している保護者が少数であり、親のニーズに応じて保育サービスを実施することは子どもを預けている家庭の状況に合致していると考えられる。金銭面においては利用者本位の視点に立った利用負担に改善されたといえる。

親の経済状況について、豊田市は父母共に全国と同じ傾向であり、「少し悩んでいる」、「あまり悩んでいない」が多い(図 10 参照)。しかし、父母の保育料についてみると、全国は「高すぎると思う」、「少し高いと思う」が多いが、豊田市は「妥当な額であると思う」が多い(図 19-1,2 参照)。豊田市と他の中核市の保育料については他市と比較すると安値である(資料 3,4 参照)。「保育・子育てに関する第二次全国調査」においても保育料は多くの人が関心をもっている<sup>注</sup>?。

図はないが豊田市の保育料を就労していない母親でみると、「妥当な額である」は20人(54.1%)が回答している。就労の有無に関わらず、「妥当な額である」と回答する人が全国より多い。

#### 3)子育て支援と地域との関わり

国の幼保一体化施策には認定こども園にもみられるように、保育園と地域の親に対する子育で支援が重視されている。豊田市においてもこども園開始と同時に全園で子育てひろばを週2日は実施することが原則とされ、子育で支援を進展させている。入園前の園庭開放では保護者の3割以上が利用していたという結果もある。今後、子育で支援が豊田市の一つの発展課題であると考えられる。

また「地域の人たちと接する機会の行事」は全園で行われているが、豊田市の母親へのアンケートにおいて、園の改善について「地域の人たちと接する機会の行事を取り入れる」では、「今のままでよい」という意見が多かった(図22 参照)。入園している子どもの保護者も地域の人たちと接する機会を取り入れるべきだと考えている。地域の中の子どもへの見守りは子どもの健やかな成長にも繋がる。

#### (3)こども園の運営的な要望と課題

こども園の改善希望の「運動会などの行事」は豊田市が全国より母親の「改善すべき」の数値は低く、父親は全国より豊田市の数値が高い(図 23-1,2 参照)。「給食やおやつ」は豊田市の母親の「改善すべき」の数値が高かった(図 23-3 参照)。豊田市の感想において「運動会などの行事」や「給食やおやつ」が記述されている。「運動会などの行事」については、「働いているためにあまり休めないので親の参加する行事を土曜日、日曜日にしてほしい」という意見が多く、こども園の行事に参加できない理由を尋ねると、「仕事のため」の理由が父親に多かった(図 24 参照)。土曜日保育を利用している家庭は少ないため、(図 21 参照)、土曜日に行事を希望する家庭が多いと考えられる。

行事については第2章の実態調査(聴き取り)にも述べられていたが、行事を平日に設定するか、土曜日もしくは日曜日にするかはその園で地域の保護者の実情を鑑みて決定をする。「こども園になったことについての保護者からの意見」においても、「こども園となったことにより、平日に行事を行うようになった」と述べられていた(表 21 参照)。園の行事に親が参加できる日程をくめるかどうかが課題である。

「給食やおやつ」については、「おやつはこども園になってから延長保育の子どものみとなった。定時で帰る子どもにおやつを食べさせてほしい」の保護者の意見があった。こども園となったことで、幼稚園の通常保育と同様な降園時間となり、帰宅が早くなったことで、園でのおやつがなくなったことによる意見とみられる。「運動会などの行事」と「給食やおやつ」について、幼稚園に類似したという保護者の意見や結果があるが、地域の保護者の意向を取り入れながら進めていく必要がある。

「こども園になったことについての保護者からの意見」においてデメリットとして残った保護者の意見は、生活スタイルが異なるため、付き合いにくいこと等であった(表 21 参照)。就労している、就労していない家庭が同一施設にて在園している以上、こうした意見はみられるが、保護者会等で保護者同士が話せる機会の配慮等、今後、時間をかけてクリアしていくことが課題であろう。

こども園の移行は保育園を幼稚園に近づけたことにもなる。それは今まで保育園として実施されていた保育時間や行事の実施が就労する保護者にとって

は不利になるという回答がある反面、認可保育園と認可幼稚園の格差の減少、園の選択肢が広がったこと等の肯定的意見もみられた。こども園名称が定着してくれば、幼稚園や保育園にこだわらず、保育と教育を受ける場という親の意識が広がると考える。それは地域に必要性があれば、それに応じて未満児を受け入れる施設にする土台作りになると考えられる。

#### 第3節 こども園における保育者を対象とする子育て支援に関する調査

- 1 保育者調査の結果
- (1)幼保一体化したこども園の保育者の背景
- 1)保育者の基本的属性

保育者の年齢は $20\sim24$ 歳は全国では18人(9.2%)、豊田市では44人(19.5%)、 $25\sim29$ 歳は全国では26人(13.3%)、豊田市は40人(17.7%)、 $30\sim39$ 歳は全国では69人(35.2%)、豊田市は39人(17.3%)であった。豊田市は全般的に人数が平均している。全国は $30\sim39$ 歳層が高い数値であった(250 参照)。

正規職員と非正規職員の割合を全国と豊田市でみると、正規職員は全国では123人(62.8%)、豊田市は112人(49.5%)、非正規職員は全国では73人(37.2%)、豊田市は114人(50.5%)であった。豊田市は全国に比べると、正規職員と非正規の保育者の人数の割合が同じ傾向にある(図 26·2 参照)。

豊田市の「保育者の婚姻の有無」において、正規職員は独身が 63 人(56.0%)、 結婚して子どもがいるは 27 人(23.9%)、非正規職員の保育者が独身は 28 人 (24.8%)、結婚していて子どもがいるが 63 人(55.6%)と正規保育者は独身が多 く、非正規職員は結婚して子どもがいる保育者が多かった(図 27 参照)。

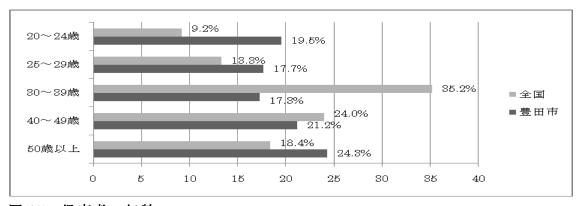


図 25 保育者の年齢

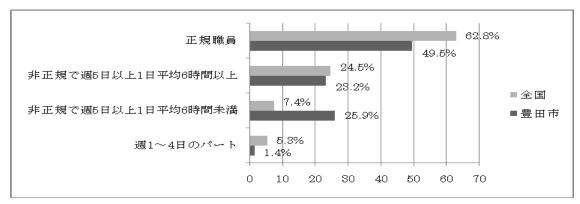


図 26-1 保育者の雇用形態

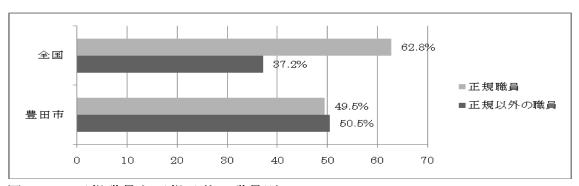


図 26-2 正規職員と正規以外の職員別

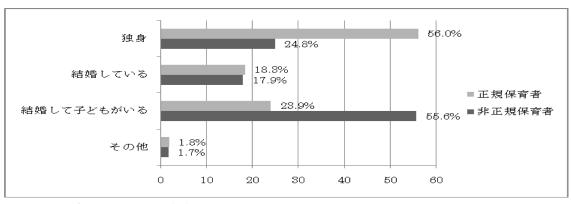


図 27 保育者の婚姻の有無

#### 2)経済状況への悩みについて

保育者の「経済状況への悩み」について「深刻に悩んでいる」、「少し悩んでいる」と回答している全国では94人(48.3%)、豊田市は74人(33.0%)であり、「あまり悩んでいない」、「全く悩んでいない」の回答は全国では101人(51.8%)、豊田市は150人(66.9%)であった。豊田市は非正規の保育者が多いが、経済的には悩んでいる人は少ないことがわかる(図28-1参照)。

また非正規保育者において「経済状況への悩み」をみると、豊田市は「あまり悩んでいない」、「全く悩んでいない」という豊田市の非正規保育者は69人

(60.9%)、全国は37人(50.7%)が悩んでいないと回答している。経済的に悩んでいないのは豊田市の非常勤の保育者が多い(図 28-2,3 参照)が、経済的には悩んでいる人は少ないことがわかる。経済的に悩んでいる人が少ないという事は働かなくてもよい家庭環境が整っているため、非常勤の保育者が多いという結果も生みだしているのではないかと推測された。

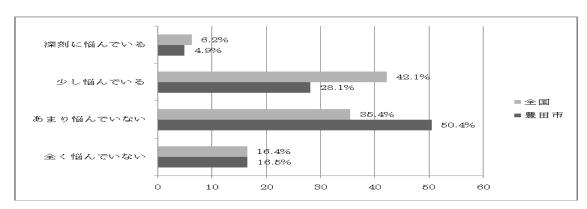


図 28-1 保育者の経済状況への悩み

表 22 保育者の経済状況への悩み

|         |     | 全国   | 3    |     |      |      |        |
|---------|-----|------|------|-----|------|------|--------|
|         | N   | 平均   | SD   | N   | 平均   | SD   | t 値    |
| 経済状況への悩 | 195 | 2.62 | 0.83 | 224 | 2.79 | 0.77 | -2.11* |
| み       |     |      |      |     |      |      |        |

<sup>\*</sup>p<.05 \*\*p<.01 \*\*\* p<.001

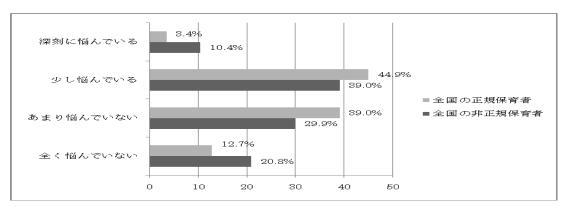


図 28-2 保育者の経済状況への悩み(全国の正規・非正規別)

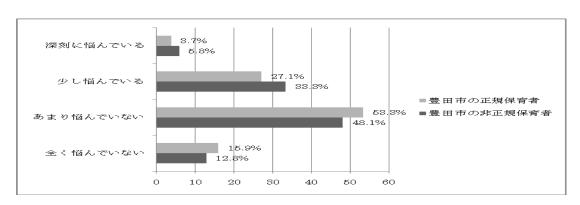


図 28-3 保育者の経済状況への悩み(豊田市の正規・非正規別)

#### 3)保育者の育児観

「3歳になるまで母親は育児に専念」については「賛成」、「どちらかといえば賛成」が全国では52人(27.0%)、豊田市では177人(78.3%)、「どちらかといえば反対」、「反対」が全国では56人(29.0%)、豊田市では12人(5.3%)であった(図 $29\cdot1$ 参照)。

「男性は仕事に、女性は家事や育児に専念」では「賛成」、「どちらかといえば賛成」が全国では8人(4.1%)、豊田市では51人(22.6%)、「どちらかといえば反対」、「反対」が全国では128人(66.3%)、豊田市では100人(44.2%)であった(図29-2参照)。

「育児・子育ての責任は母親が中心に担う」では「賛成」、「どちらかといえば賛成」が全国では 47 人(24.5%)、豊田市では 64 人(28.6%)、「どちらかといえば反対」、「反対」が全国では 56 人(29.2%)、豊田市では 104 人(46.5%)であった(図 29-3 参照)。

「出産後、母親は仕事をやめるべき」では「賛成」、「どちらかといえば賛成」が全国では 13 人(6.8%)、豊田市では 40 人(17.7%)、「どちらかといえば反対」、「反対」が全国では 100 人(51.8%)、豊田市では 88 人(39.1%)であった(図 29-4 参照)。

全体的に保育者の育児観は豊田市が全国より賛成の回答が高く、反対の回答が低い。

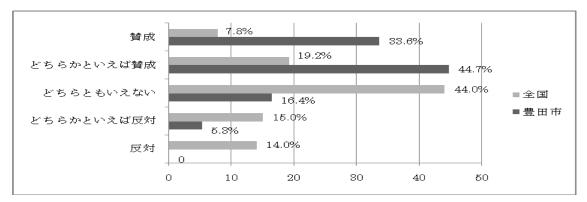


図 29-1 3歳になるまで母親は育児に専念

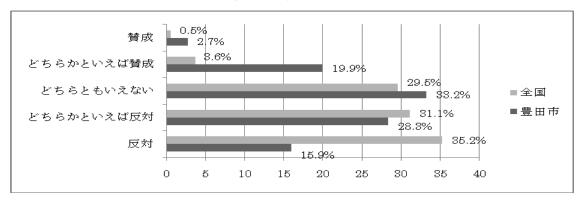


図 29-2 男性は仕事に、女性は家事や育児に専念

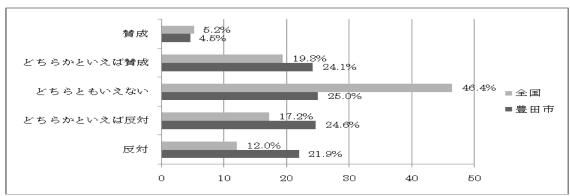


図 29-3 育児・子育ての責任は母親が中心に担う

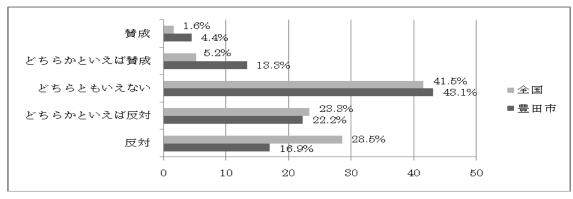


図 29-4 出産後、母親は仕事をやめるべき

表 23 保育者の育児観

|               |     | 全国   |      |     | 豊田市  |      |         |
|---------------|-----|------|------|-----|------|------|---------|
|               | N   | 平均   | SD   | N   | 平均   | SD   | t 値     |
| 育児・子育ての責任は母親が | 192 | 3.11 | 1.02 | 224 | 3.35 | 1.19 | -2.19*  |
| 中心に担う         |     |      |      |     |      |      |         |
| 3歳になるまで母親は育児に | 193 | 3.08 | 1.10 | 226 | 1.93 | 0.84 | 11.8*** |
| 専念            |     |      |      |     |      |      |         |
| 男性は仕事に、女性は家事や | 193 | 3.97 | 0.92 | 226 | 3.35 | 1.05 | 6.43*** |
| 育児に専念         |     |      |      |     |      |      |         |
| 出産後、母親は仕事をやめる | 193 | 3.72 | 0.99 | 225 | 3.34 | 1.05 | 3.82*** |
| べき            |     |      |      |     |      |      |         |

<sup>\*</sup>p<.05 \*\*p<.01 \*\*\* p<.001

#### (2)幼保一体化したこども園に対する評価

## 1)園の現状に対する評価

「職員の配置状況」について、「大幅に改善すべきだ」、「少し改善すべきだ」の回答は全国では 124 人(66.7%)、豊田市は 78 人(37.7%)であり、全国より豊田市の方が改善すべきという回答が少ない。

「運動会などの行事」について「大幅に改善すべきだ」、「少し改善すべきだ」 の回答では全国は 56 人(30.4%)、豊田市は 39 人(18.9%)であった。

「給食やおやつ」について、母親の回答は全国が 65 人(35.1%)、豊田市が 52 人(25.1%)であった。

「園への改善希望」を全体的にみると、豊田市は「今のままでよい」が高い。全国は「改善すべき」が高い。全国が豊田市の保育者の回答より高い値は「園舎や園庭及び遊具などの設備」全国 149人(80.2%)、豊田市は 145人(69.1%)、「安全対策」全国 121人(66.1%)、豊田市 116人(56.8%)、「保育の方針や内容」全国 58人(31.5%)、豊田市 49人(23.9%)、「病気やけがの時の対応」全国 50人(27.1%)、豊田市 27人(13.1%)、「保育者の子どもの接し方」全国 82人(44.8%)、豊田市 57人(27.5%)、「子どもの事や悩みごとなどの相談への対応」全国 73人(39.9%)、豊田市 59人(29.2%)、「親の要望や意見への親身な対応」68人(37.0%)、豊田市 54人(25.6%)、「親と保育者が落ち着いて話せる時間とスペース」全国 115人(62.2%)、豊田市 101人(48.4%)、「親が学習できる機会の提供」全国 95人(51.1%)、豊田市 81人(39.2%)、「送り迎えの時の保育者の対応」全国 77人(41.9%)、豊田市 51人(24.5%)「親同士が自由に交流できるスペースの提供」全国 82人(43.8%)、豊田市 64人(30.4%)である。

表 24 園の改善希望(保育者)

|               |     | 全国   |      |     | 豊田市  |      |          |
|---------------|-----|------|------|-----|------|------|----------|
|               | N   | 平均   | SD   | N   | 平均   | SD   | t 値      |
| 園舎や園庭及び遊具などの設 | 186 | 1.99 | 0.72 | 210 | 2.12 | 0.84 | -1.66    |
| 備             |     |      |      |     |      |      |          |
| 安全対策          | 183 | 2.25 | 0.67 | 204 | 2.41 | 0.74 | -2.16*   |
| 保育の方針や内容      | 184 | 2.73 | 0.63 | 205 | 2.84 | 0.66 | -1.69    |
| 病気やけがの時の対応    | 184 | 2.76 | 0.56 | 207 | 2.94 | 0.48 | -3.31*** |
| 保育者の子どもの接し方   | 183 | 2.57 | 0.58 | 207 | 2.81 | 0.62 | -3.91*** |
| 子どもの事や悩みごとなどの | 183 | 2.66 | 0.64 | 202 | 2.83 | 0.69 | -2.61**  |
| 相談への対応        |     |      |      |     |      |      |          |
| 親の要望や意見への親身な対 | 184 | 2.66 | 0.58 | 208 | 2.88 | 0.67 | -3.51*** |
| 応             |     |      |      |     |      |      |          |
| 親と保育者が落ち着いて話せ | 185 | 2.31 | 0.75 | 206 | 2.55 | 0.78 | -3.09**  |
| る時間とスペース      |     |      |      |     |      |      |          |
| 親が学習できる機会の提供  | 187 | 2.79 | 0.55 | 206 | 2.95 | 0.59 | -3.01**  |
| 送り迎えの時の保育者の対応 | 184 | 2.61 | 0.59 | 208 | 2.82 | 0.61 | -3.34*** |
| 親同士が自由に交流できるス | 187 | 2.64 | 0.76 | 207 | 2.86 | 0.79 | -2.80**  |
| ペースの提供        |     |      |      |     |      |      |          |
| 職員の配置状況       | 186 | 2.25 | 0.78 | 207 | 2.62 | 0.82 | -4.52*** |
| 給食やおやつ        | 185 | 2.66 | 0.59 | 207 | 2.79 | 0.62 | -2.08*   |
| 運動会などの行事      | 184 | 2.72 | 0.56 | 206 | 2.91 | 0.66 | -3.05**  |

<sup>\*</sup>p<.05 \*\*p<.01 \*\*\* p<.001

## 2)保育者の勤務状況について

「有給休暇の取得有無」については豊田市が「ほぼ取りたい時に取れる」が 151 人(67.1%)、全国では 75 人(39.7%)と豊田市が高い数値であり、「ほとんど 取れていない」は全国が 63 人(33.3%)、豊田市は 15 人(6.7%)と全国が高い数値であった(図 30 参照)。

「自分にとって必要なこと:有給休暇が取りやすい仕組み」の「とても必要である」、「少し必要である」の回答において、全国は 163 人(86.7%)、豊田市は 146 人(69.2%)であり(図 31-1 参照)、全国が高い。

「自分にとって必要なこと:正規職員の増員」が「とても必要である」、「少し必要である」と回答している保育者は全国では 188人(86.2%)、豊田市では 136人(67.0%)であり、豊田市よりも全国の数値がとても高い(図 31-2 参照)。

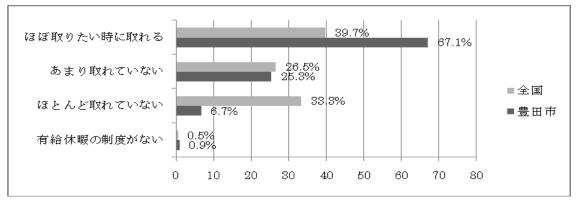


図 30 有給休暇の取得有無

表 25 有給休暇の取得有無

|        |     | 全国   |      |     | 豊田市  |      |         |  |  |
|--------|-----|------|------|-----|------|------|---------|--|--|
|        | N   | 平均   | SD   | N   | 平均   | SD   | t 値     |  |  |
| 有給休暇の取 | 189 | 1.95 | 0.87 | 225 | 1.41 | 0.66 | 6.95*** |  |  |
| りやすさ   |     |      |      |     |      |      |         |  |  |

\*p<.05 \*\*p<.01 \*\*\* p<.001

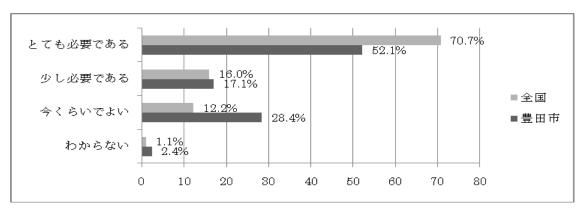


図 31-1 自分にとって必要なこと: 有給休暇が取りやすい仕組み

表 26 自分にとって必要なこと:有給休暇が取りやすい仕組み

|         | 全国  |      |      |     | 豊田市  |      |          |  |
|---------|-----|------|------|-----|------|------|----------|--|
|         | N   | 平均   | SD   | N   | 平均   | SD   | t 値      |  |
| 有給休暇が取り | 186 | 1.41 | 0.70 | 206 | 1.76 | 0.88 | -4.37*** |  |
| やすい仕組み  |     |      |      |     |      |      |          |  |

<sup>\*</sup>p<.05 \*\*p<.01 \*\*\* p<.001

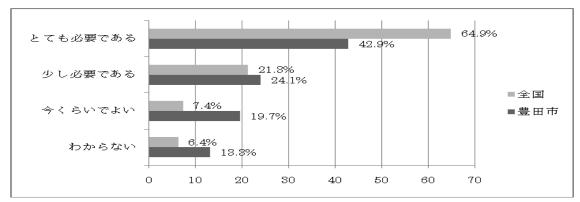


図 31-2 自分にとって必要なこと:正規職員の増員

表 27 自分にとって必要なこと:正規職員の増員

|         |     | 全国   |      |     | 豊田市  |      |          |  |  |
|---------|-----|------|------|-----|------|------|----------|--|--|
|         | N   | 平均   | SD   | N   | 平均   | SD   | t 値      |  |  |
| 正規職員の増員 | 188 | 1.54 | 0.89 | 203 | 2.03 | 1.08 | -6.20*** |  |  |

<sup>\*</sup>p<.05 \*\*p<.01 \*\*\* p<.001

#### 3)保育者の研修について

研修会に関して、豊田市は「月 1 回以上」、「半年に数回程度」では全国が69 人(36.3%)、豊田市は91 人(43.9%)と豊田市が多く、「1 年に数回程度」は全国が79 人(41.6%)、豊田市は55 人(26.6%)と全国が高い数値である(図32参照)。全国と比較すると豊田市は研修の機会がある。

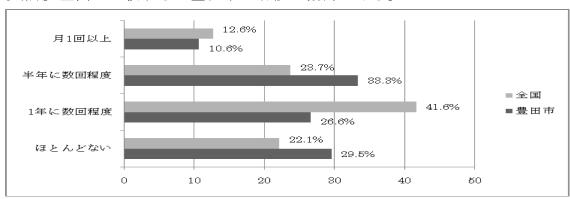


図 32 研究会・研修会への有無

#### 4)豊田市の園長の自由記述から一地域への子育て支援と交流ー

豊田市はこども園にしてから、保育園機能、幼稚園機能の全ての園が園庭開放をしている。園行事(人形劇、運動会)に参加、懇談会、子育て相談、育児講座、保育室の開放、月に一度、フリーの保育者が主になって楽しい催し(大型紙芝居、エプロンシアター等)を計画、月に 1~2 回の絵本の読み聞かせの実施、主任児童委員と民生児童委員の週 1 回来所による子育て相談を実施、ボラン

ティア(在園児の親)が週1回の来所で遊んでもらう。保育者が交代で月1回、 交流館に出前保育である。園庭開放を行っているがそれ以外の特徴は豊田市が 主任児童委員やボランティア等、地域の人たちの力を借りて子育て支援をして いることである。また、出前保育をしていることも特徴的である。

全園が地域の人たちと接する機会を作っている。地域の人たちと接する機会の行事は月に 1 回、読み聞かせの会、地域の人とのふれあい祭りに参加、伝承物語を聞く会、地域の人とのおこしもの作り、地域の人とのお茶摘み体験、老人クラブとのふれあい遠足・竹馬作り、ふれあい発表会、ふれあいお茶会、祖父母を招待してだんごを食べたり、踊ったりする、介護支援センターの利用者との交流、高齢者ふれあい会で一緒に遊ぶ、年 3 回の特別養護老人ホームの高齢者との交流、園児が交流館に出向き交流館に来る高齢者との交流、老人クラブとの交流(おこしもの作り、わらべうた遊び、ふれあい遊び)である。地域の人たちと接する機会の行事は高齢者との関わりがある。

## (3)こども園の運営的な課題

#### 1)保育に対する感情

「保育を通じて感じること:自分自身の保育について自信がなくなること」は「よくある」、「ときどきある」と回答している保育者は全国では 148 人 (79.5%)、豊田市は 197 人(92.0%)である(図 33 参照)。

「保育を通じて感じること:自分自身の保育について自信がなくなること」 について「ある」の回答は全国より豊田市が多い。

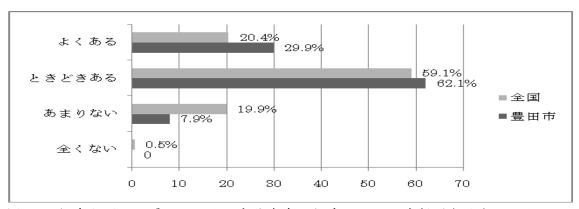


図 33 保育を通じて感じること: 自分自身の保育について自信がなくなること表 28 保育を通じて感じること

|               |     | 全国   |      |     |      |      |         |
|---------------|-----|------|------|-----|------|------|---------|
|               | N   | 平均   | SD   | N   | 平均   | SD   | t 値     |
| 自分自身の保育について自信 | 186 | 2.01 | 0.65 | 214 | 1.78 | 0.58 | 3.66*** |
| がなくなること       |     |      |      |     |      |      |         |

<sup>\*</sup>p<.05 \*\*p<.01 \*\*\* p<.001

## 2)こども園の園長からの回答(アンケートより)-豊田市の園長が考える入所 児の家族への子育て支援の役割

豊田市の園長に今後の園の父親を含む、家族への子育て支援の役割はどんなことであるかを尋ねた。回答は大きく三つに分けることができた。一つ目に育児の楽しさを伝える機会を作る場、情報提供の場としての役割である。親子のふれ合いや講座の開催、情報提供をする。二つ目に親の話や相談、アドバイスをすること、又それにより虐待を未然に防ぐことになる役割である。特に父親の育児関与が困難な場合、園の子育て支援の必要性が考えられる。いつでも話ができるような態勢をもつことが必要である。三つ目にこれら二つの役割を果たすための保育者の資質、向上の必要性である。親を支援するためには保育者の資質向上を高めることが保育者としての役割である。

## 表 29 豊田市の今後の園に通う子どもの家族への子育て支援の役割

#### <育児の楽しさを伝える、情報提供の場>

- ・親子のふれあいの機会を作る。
- ・園だより、参観日、行事等を通してこども園が情報提供していき、温かい家庭 作りの手助けができるようにしたい。
- ・子育ての楽しさを感じてほしいと思うので親子でふれ合う機会を作る。
- ・懇談会等を利用して子育ての楽しさを伝える。
- ・園を拠点として保育参加に合わせて講座を開催。保護者と共に考え、育つ園で ありたい。

#### <話や相談、アドバイスする。虐待を防ぐ>

- ・父親が協力的な家庭とそうでない家庭の差が大きく、父親の協力が少ない母親 は様々な悩みを聞いてもらう人が近くにいないため、大きなストレスとなってい ることが予想される。父母で楽しんで子育てができるよう、今まで以上に保育参 加や懇談会などを行うことで、育児不安を和らいで虐待を防止するように心掛け たい。
- ・登園時にできるだけ多くの保護者に積極的に話しかけ、保護者との良い関係作 りをしていき、どんなことも話してもらえるような雰囲気作りをしていきたい。
- ・親からの相談を他の親がアドバイスするような機会をもつ。
- ・子育てに疲れたり、困っている事が気軽に立ち寄れる場所を作り、いつでも話 を聞くようにする。
- ・月 1 回の誕生日への親の参加。子育てゼミを実施し、参加者で子育ての悩みや体験、アドバイス等を話すことができる場。話を聴く、内容によっては専門機関を紹介する。

#### <保育者の資質向上>

・子ども一人一人が自分を生かし、自分も人も大切にした生活ができるような大

人に育ってほしい。保護者の自分の生き方や人生への考え方が子育てに影響する。また子育てはその保護者がどういう育て方をしてきたかと深く関係している。子育てを考えていくと親の問題となっていることが多分にある。親を支えることは子どもを支えることであることを強く思う。保護者を支えることができる保育者の役割が果たせる保育者の資質向上を図りたい。

### 3)豊田市園長が考える地域の人たちへの子育て支援の役割

豊田市は情報提供を中心に交流の場を提供すること、積極的に地域との関わりを推進する体制の努力をしている姿勢がうかがえる。また保育者の資質についても言及している。前向きの回答が目立ち、地域の子育て支援家庭への今後の支援の思いが文章から伝わる。

#### 表 30 豊田市の今後の園の地域の人たちの子育て支援の役割

#### <情報提供>

- ・地域の子育て支援センターとして子育て**情報提供**と子育てネットワークの基に なる。
- ・地域の人で通園していない親子に園庭や保育室を開放していること等、**回覧板でお知らせ**し、安心して気持ちよく利用してもらえるような雰囲気作りに心掛ける。
- ・園開放の中で**相談の場もあることをきちんと打ち出し**、いつでも気軽に立ち寄れる場所を用意する。
- ・子育てひろば、出前保育等、**地域の人に利用してもらうための PR**。地域の人に回覧、公共施設にポスター、ちらしを貼る、置く。

## <地域との関わり>

- ・たてわりの世代を通して遊びができる場を作っていきたい。
- ・地域の人が園に来てもらう機会を作り、園の様子を見てもらったり、園児と触れ合ってもらったりして子育てについて話題にしてほしい。
- ・地域の人に見守られ、助けられていることに感謝の気持ちをもって昔のように **園と家庭と地域とで協力して子育てができる**ような関係作りができるよう努力 していきたい。
- ・地域の人とのふれあい活動を通して園に対する関心、信頼を得る。気軽に声を 掛け合う、立ち寄れるふれあいや活動を大切にし、子育てが楽しめる支援をして いきたい。

#### <保育者の資質>

・園児の保護者であっても地域の子育て中の保護者であっても子育てに悩み、困っている親を支えていく。そのためには自分の**資質を高める努力**をしながら人生の先輩として、出会う若い保護者を支え、若い保育者を育てていきたい。

#### 2 保育者調査の考察

#### (1)幼保一体化したこども園の保育者の背景

豊田市は非常勤の保育者が多いが、豊田市の施策としては毎年、50名の保育者を新規採用しており、募集規定の年齢幅が広い(45歳まで募集)のため、子育でが一段落してからも正規保育者に応募をする雇用環境は整っている。しかし、豊田市はなぜ非常勤の保育者が多いのか。

非常勤という働き方は保育者の育児観「3歳になるまで母親は育児に専念」「男性は仕事に、女性は家事や育児に専念」、「育児・子育ての責任は母親が中心に担う」、「出産後、母親は仕事をやめるべき」が豊田市は全国より高く(図29・1~4参照)、保育者の育児観に関連していると推測される。豊田市は父親も母親も全国に比べると、性別役割分業意識が残っている地域といえるが、豊田市の保育者の育児観も保育者の働き方に影響しているのではないかと推測される。保育者の「経済状況への悩み」では豊田市は全国より「あまり悩んでいない」、「全く悩んでいない」という保育者が多い結果であった(図28・1参照)。また豊田市は非常勤の保育者が多いが、全国より経済的には悩んでいる人は少なかった(図28・2,3参照)。経済的に悩んでいる人が少ないという事は経済的収入を他市よりは必要としないために非常勤の保育者が多いという結果を生みだしているのではないかと推測された。こうした背景は豊田市の非常勤保育者を積極的に採用する考え方に合致していると思われる。

#### (2)幼保一体化したこども園に対する評価

#### 1)保育者の雇用状況と園の改善

保育者の雇用については、保育者の「有給休暇の取得有無」において、豊田市が「ほぼ取りたい時に取れる」が全国より豊田市が高いという結果がでている(図 30 参照)。「自分にとって必要なこと:有給休暇が取りやすい仕組み」が必要であるの回答においては全国が豊田市より高かった(図 31-1 参照)。豊田市は有給休暇がほぼ取りたい時に取れる体制が整っていると考えられる。

「自分にとって必要なこと:正規職員の増員」の必要が豊田市と比較すると、全国は高い(図 31-2 参照)。豊田市は非常勤保育者が多いにもかかわらず、全国より低い値であることは非常勤保育者でも賄える体制が整っていると考えられる。豊田市は全国と比較して、職員の待遇は良好であると考えられる。

また、「園への改善希望」の各項目については統計的に見れば、差はみられたが、全体的な回答傾向に大きな差はみられなかった。こども園後も質は否定的な方向に進行していないと考えられる。

#### 2)保育者の研修の状況

研修会に関して、豊田市は「月 1 回以上」、「半年に数回程度」が多く、全

国と比較すると豊田市は研修の機会がある(図 32 参照)。第 2 章の実態調査(聴き取り)で述べられたように、豊田市は正規職員だけでなく、パートも研修が受けられる体制を整えている。保育園の研修は通常、平日での研修体制を整えることは難しいが、豊田市では職員が研修参加中はクラスに代替保育士が入る体制が整っている。また研修費用も市がきちんと歳出していることは保育者にとっての負担を軽減させ、参加しやすい状況を作り出していると考えられる。

#### 3)豊田市の保育者の意見から

幼保一体化施策には国の認定こども園にみられるように、地域子育て支援の 役割も含まれており、保育園の保護者に対する子育て支援と共に実施していく 必要がある。こども園に伴い、全園において子育て広場を実施する等、地域子 育て支援の充実に力を注ぐようになった。

本調査では豊田市の保育者からは子育て支援に関する意見があり、その基本的視点は、保育園や地域の親に対する子育て支援と共に、家庭への教育支援の必要性が述べられていた。また、地域住民との交流の機会を図り、地域を視野に入れた子育て支援を展開していた。

また、自宅より近い園においての就園前から出向く機会は就園後の友だちとの関わりを継続できるという利点もあると考えられる。

## (3)こども園の運営的な課題

豊田市はこども園にしてから、保育園機能のこども園では乳児クラスをする園の増加、延長保育時間が長くなったこと、一クラスの子どもの数に対する保育者の配置基準を変更したことの必要性から保育者の確保が必要である。豊田市は非常勤保育者の勤務が多いことから質を保つための研修も必要とされる。

「自分自身の保育について自信がなくなること」について「ある」の回答は全国より豊田市が多い(図 33 参照)。豊田市は研修の機会を設けているので、研修を通して、保育に自信がもてるように研修の内容を検討していくことも課題である。

また、こども園に伴い、全園において子育て広場を実施しているが、こども 園園長の記述からは子育て支援のための保育者の資質、向上の必要性を述べて いる。子育て支援を推進するためにも、保育者の研修の充実が必要とされる。

さらに園長の記述には、「親を支えることは子どもを支えることである」、親の子育てを支援することで、やがては入園する子どもと親が安定した気持ちで子育てができる環境作りをしていくことも、こども園の役割である。地域の中で子どもと地域の人たちがふれ合いをすることで地域に根付いた保育と教育が展開するための地域とのコミュニケーションも課題である。

#### 注

- 注 1)豊田市(2004) 豊田市子育て支援に関する市民意向調査報告書. 100-105、 豊田市調査地域は豊田市全域、調査対象は豊田市に居住する 0~5 歳まで の児童の保護者、無作為抽出、郵送法、調査時期は 2003 年 9~10 月であ る。
- 注 2)豊田市(2003)広報とよた「市立保育園・幼稚園の民間移管計画を決定しました・市民の意見と市の考え」3月1日号.6-7 2002年10月に素案を公表(広報とよた10月15日号)し、市民に意見を求め、得られた回答である。
- 注 3)豊田市総合企画部企画課(2010) 第 18 回市民意識調査報告書. 31 調査期間は 2009 年 11 月 11~25 日、豊田市内在住 3 ヶ月以上の満 20 歳 以上の 6,404 人を対象。
- 注 4)豊田市(2008) 豊田市男女共同参画に関する意識調査報告書、概要版. 3 20 歳以上の男女各 1,500 人の市民を無作為抽出、女性 888 人(回収率 59.2%)、男性 645 人(回収率 43.0%)であった。
- 注 5)「第二次村山科研子育で支援に関する共同研究プロジェクト」が立ち上げられ、「保育・子育でに関する第二次全国調査」が 2008 年 11 月~2009年 3 月に実施されたが、その調査報告書として「保育・子育でに関する第二次全国報告書」が 2008年度事業として公表されている。さらに、2009年度事業として、経年比較データが冊子にまとめられ、2010年度事業として、研究成果報告書としてまとめられている。
- 注 6)博士論文のためのアンケート調査を実施するに当たっては、金城学院大学の「ヒトを対象とする研究に関する研究計画等」について審査の申請手続きを行った。2009 年 7月 27日(H099005)に承認された。
- 注 7)「保育・子育て第二次全国調査」の母親調査において保育についての意見・要望の質問がある。回答として、多くあげられているのは保育料についてである。例:「保育料を安くしてほしい」、「保育料をこれ以上、上げないでほしい」、「保育料が高すぎる」、「保育料を軽減するよう市に検討してほしい」、「パート代がほとんど保育料で消えてしまう。」等の意見が多くみられた。

## 第4章 考察と提言

#### 第1節 幼保一元化と子育て支援の歴史から

様々な保育・子育て支援施策が展開されるなかで 2006 年には幼保一体化施設である認定こども園が開始された(第 1 章 2 節)。また現代の保育・子育て支援にはいくつかの懸念されている事項があり、まとめると以下のように概略できる。

第一に、待機児童問題。第二に、公・私立保育園と公・私立幼稚園の保育料の格差や公立保育園の保育料の自治体間の格差による不平等さ。第三に、政府は国の財政を理由に保育所増設を積極的に実施はせずに規制緩和による基準の緩和、いわゆる詰め込み保育の問題、さらに非常勤保育士の増加は保育士に過重の負担をもたらし、保育の質の低下に繋がるのではないかという懸念がある。第四に、現行の幼保一体化施策として提唱されている認定こども園制度では保育所入所を直接契約の導入で進められ、保育料に関しても保育料を滞納した場合は、「退所を命ずること」ができる。第五に、共働き世帯の増加による延長保育の需要の増加の対応である。

これらの問題を解決する方策として、幼保一元化がある。幼保一元化するためには、以下のように五つの課題が考えられる。

①「文部科学省と厚生労働省の二つの省が統一されていないこと」、幼稚園と保育園を管轄する省が厚生労働省と文部科学省と異なるため、この二つの省を一つの省にすることができず、行政的な統一がなされていない。②「幼稚園と保育園の職員待遇の問題」、職員待遇に差がある。③「職員の配置基準」、幼稚園と保育園の職員の配置基準が異なる。④「保育料の問題」、幼稚園と保育園の保育料負担に差がある。⑤「幼稚園の幼保一元化への抵抗」、幼稚園の保護者や保育者の中には幼稚園と保育園の教育に差があると感じている人もいる。

#### 第2節 豊田市の事例から

豊田市は上記の五つの課題に対して様々な対策を実施してきた(第2章 $1\sim3$ 節)。

第一に、保育園と幼稚園を所管する部署を統一、子ども課を創設した。

第二に、保育士・教諭の職名を総称して「保育師」とし、職員待遇の統一、 保育園と幼稚園の人事交流等を実施した。

第三に、職員配置の基準の統一を行った。

第四に、公・私立保育所、公立幼稚園の保育料による保護者負担を統一し、 負担の軽減を実施した。私立幼稚園に関しても公立幼稚園と同等の保育料にな るように市から助成した。

第五に、公・私立保育園と公立幼稚園に関して、保育師の人事交流や研修等を一緒に実施してきたことや名称をこども園にしたことで、保育師や保護者の

意識の統一を図った。

豊田市はこのような幼保一体化施策を講じて、国がクリアできない課題を実現した。国がクリアできない課題を豊田市が実現できた理由は、豊田市の中で様々な事項を統一した、つまり一元化しているからである。

国では一元化できなかった課題を豊田市は先に述べた試みにより、豊田市の中で一元化できた。そして豊田市が一元化できた背景は、以下のようである。①幼保一体化に至るまでの豊田市の保育・子育て支援施策の流れがあった(第2章1,2節)。②豊田市の保護者の幼保一体化へのニーズがあった(第3章1節)。③豊田市市長を初めとする行政の「子どもはみな同じで、同質の教育、保育を受けられるようにする」という幼保一体化の方針があった(第2章4節)。④市長のトップダウンでおりてきた計画のため、該当部署が進めやすかった(第2章4節)。⑤働く母親の増加にともない保育サービスにおける整備の充実が求められたことがあげられる(第2章4節)。⑥家族の背景をみると、母親の就労形態はパート労働が多いというデータがあり(第3章2節)、母親が育児を担うという観点が高い。実際に園の送迎等は母親が大部分を担っている。このような風土の中では保育園と幼稚園が同じ保育時間に設定されていても保護者が受け入れやすいという環境にあったかもしれない。

また最初に豊田市は幼保一元化を実施しようと議論された時期があったが 実現せず、一体化に向けての方向が進められたという経緯がある(第2章4節)。 この経緯が現在の豊田市においての一元化を前提とする一体化をめざした根 拠となったのではないかと考える。豊田市の中での様々な事項を統一すること で、豊田市の中での一体化がスムーズに進行した。これは国の一元化ではなく、 地方自治体の状況に合わせ、一元化を前提とする一体化ができることを豊田市 が示しているのではないか。

#### 第3節 幼保一元化と幼保一体化

国の一体化については先行研究や国の施策において議論されてきた。この中で国が実施している一体化のメリットは以下のようである。第一に、待機児童対策。第二に、親の就労に関わらず、保護者の選択肢が広げられるということ。第三に、子育て支援事業を実施していること。第四に、就学前の子どもたちに対して、等しく教育、保育の内容を提供できること。第五に、幼稚園教諭と保育士の人事交流を図ること。第六に運営の効率化を図ることができる。

一体化のデメリットは、以下のようである。第一に、認定こども園に関しては園と保護者の直接契約であるので、子どもが通う家庭が経済的困難な場合、退所することもありえること。第二に、同等な教育、保育を受けながら保育料が異なるということ。第三に、認定こども園は最低基準が緩和され、職員配置等において、幼稚園と保育園のどちらか低い方の基準に合わせればよいこと。

第四に、認定こども園は認定基準を都道府県で定めるため、自治体格差が拡大し、質の低下に繋がる可能性もある。第五に、同じ施設において、保育時間の 長短の異なる子どもがいることがあげられる。

以上のように一体化にはメリットが十分にみられるが、国が一体化を提唱しているにもかかわらず、一体化はあまり進行していない。

それでは豊田市はなぜ一体化が進行したのであろうか。その理由として、豊田市は様々な事項で統一、豊田市においての一元化をしたからではないかと考えられる。豊田市は①職員の配置基準、②保育師の待遇、③園の名称、④部署、⑤保育料等の各事項を統一し、豊田市においての一元化を実施したことにより、一体化がスムーズに進行した。豊田市は一体化をしたことで、いくつかのメリットがもたらされたと考えられる。

①から⑤のメリットについては、第 2 章豊田市における子育て支援施策と実態調査(聴き取り)及び、第3章本研究のアンケート調査を通して以下に述べる。

①職員の配置基準について、豊田市はこども園の職員の配置基準に対して確実に対応している。聴き取りによると、職員の配置基準より 1 人でも子どもが多い場合は 1 クラスを増加するというやり方を行い、子どものための保育を実施している(第 2 章 4 節)。保護者は保育師の職員配置基準に関して、現状に満足している結果がある(第 3 章 2 節)。現状に満足しているということは子どもや保護者に対して余裕をもち、保育ができることを示している。

②保育師の待遇についてである。非常勤も含む保育師の待遇に関しては幼稚園や保育園において給料や研修を初めとする様々な事項で同等に確保されている(第2章4節)。職員の配置基準や研修、有給休暇等の職員待遇に関する項目についてはデータにおいても満足度が高い(第3章2節)。保育師の満足度が高ければ、保育師の希望者も増加し、質の高い保育師を確保することや研修の機会を通して、質の高い保育師を育成することに繋がると考える。また、子育て支援を担う保育師は保護者との対応のためにも質の向上は必要である。豊田市のように職員の配置基準や保育師の質が保たれており、延長保育と預かり保育が同様に行われている施設が近辺にあれば誰でも同質な保育が利用できることを示している。また豊田市のように研修費用においても市の予算が確実に拠出されており、職員数も整っていれば研修に参加しやすいと考えられる。

③園の名称変更後によるメリットがある(第2章4節、第3章2節)。

運営内容については、名称がこども園となり、様々な事項が統一されていれば、保護者のニーズや実情に応じて保育園機能に変更することが可能である。また未満児の受け入れに関しては、市内の全ての園を国が提唱している幼保一体化園の認定こども園に移行するならば、幼稚園に保育園機能を付加することになり、児童福祉法の最低基準に則して調理室等を設けること、未満児の受け入れによって職員補充の必要性がでてくる。それは財政的にも市に負担がかか

ることになる。また保護者に関しては保育料の負担が増加するかもしれない。 しかし、豊田市のように地域の実情に応じて保護者のニーズがあった場合に保 育所機能を付設する設備をすればよいのではないかと考える。

地域の実情によっては保育所機能を必要としなければ、既存の建物をそのま ま活用すればよく、財政的にも負担がかからず、その予算で保護者が必要とし ていること、家庭の経済的負担の軽減としての保育料の軽減に予算を回すこと ができるかもしれない。保育料は第2,3章で述べたように豊田市や本研究で豊 田市と比較した全国においても保護者の最大の関心事であった。必要とする財 政へ歳出していくことも保護者のニーズに沿った施策といえる。そして様々な 事項が統一されており、さらに園の名称を統一すれば、保護者のニーズが必要 な時は保育所機能に変更することも可能である。こども園と名称変更したこと により、未満児も受け入れる施設を作る可能性が拓けたといえる。これは待機 児童対策にも繋がると考えられる。また子育て支援についてはこども園の名称 変更後、全園で実施されるようになり、園長の子育て支援の役割についても子 育て支援への積極的な意見が述べられていた(第3章3節)。 就園前の園庭開放 には多くの保護者が参加していたという結果もある(第3章2節)。地域の子ど もや保護者は園庭開放等に参加することにより、就園前から園との関わりをも つこと、また地域のいろいろな世代の人と関わりをもつことができる。自宅か ら近い園を選択した場合は、就園前から地域の子育て支援参加を通して親しん だ、園や友だちと関わることができるというメリットがある。特に、専業主婦 家庭が多い地域では、4歳から子どもの入所を希望する場合や子どもが少ない 地域では子ども同士の関わりがもてない場合もあり、そうした状況下では地域 の子育て支援が重要となるであろうと推測される。

④について、実態調査(聴き取り)にて国は管轄部署が統一されていないが、 豊田市は部署を統一したことで幼稚園と保育園でそれぞれの費目の経費がわ かれていたものがこども園となり統一され、保育課の事務処理が効率的になっ たこと、保育現場においても幼保の書類が統一されたことで、保育事務上、効 率的になったと述べられている(第2章4節)。窓口が一本化したことにより、 保護者も保育についての質問や相談等の対応もわかりやすく提供できるよう になったと考えられる。部署が統一することで保護者と保育者も効率的なメリ ットがあると考えられる。

⑤の保育料については、一体化以前における保護者の一番の関心事であった (第2章4節)。全国と豊田市においての経済状況をみると、ほぼ同様な結果であるが、幼保一体化後の本研究の調査において豊田市の保育料に対する保護者からは満足している結果が得られ(第3章2節)、自分の利用時間外の料金に関して出費することは公平性が確保されたという保護者の意見があり(第3章2節)、公平性の確保という豊田市の意図したことが結果として示されたことで 功を奏したと考えられる。これは土曜日保育は 9 割以上の子どもが利用していないという豊田市の保護者の背景からみても利用者負担の意義は大きいのではないか。

以上のように、豊田市の事例をみると、市において一元化していることにより、一体化が進行し、メリットを得ている。豊田市は一体化をしたことで、国が懸念する事項を減少し、いくつかのメリットをもたらした。様々な事項を統一し、一元化をしたからこそスムーズに一体化が実現できた。

国の一体化が進まない理由は一元化をしていないからと考えられ、豊田市のように地方自治体において一元化をすれば、一体化を進めることができることを証明した。豊田市は様々な事項を統一することから始めたことにより、一体化が確実に成し遂げられた。国が一体化のみで推進しようとしても、進まないと考えられる。

幼稚園と保育園は文部科学省と厚生労働省と所管も異なり、法律も学校教育法と児童福祉法に別れているため、一元化はすぐに国レベルでは無理である。よって、国が一体化を進めるには、今後も難しいと考えられる。しかし、豊田市の事例でもわかるように国が必ずしも一元化をしなくても、各地方自治体においての一元化を試みることでメリットをもたらす様々な事項が実現できることが多いということが明らかになった。したがって、国が一元化を実施することは難しいが各自治体で様々なことを統一し、一元化をすることが一体化を進めることになるであろうと考えられる。

## 第4節 提言

国は長い年月、一元化に向けて議論を繰り返してきた。しかし、豊田市は独自の一体化を実施した。筆者は一元的対応の豊田市の保育・子育て施策のプロセスを示し、一体化後の調査結果を考察した結果、職員の待遇や保護者の評価は全国と比較して否定的ではなく、むしろ肯定的であった。二元制度の下での市町村の一元的体制が整えば、必ずしも国が幼保一元化する必要はなく、地域において地域の実情に合わせて実施していけばよいと考えられる。

幼保一体化ではあるが一元的対応を実施し、地域の実情に合わせて市で統一された施設を運営している豊田市の事例がそれを証明した。今後、地域の保護者のニーズに対して、柔軟に対応できるシステム作りが必要であろう。国の二元制度の下での市町村の一元的対応、つまり、児童福祉行政と教育行政との一体的、統一的な対応を一つの方策として提言したい。

また待機児童問題で保育の量的拡大が必要とされている(第 1 章 3 節)が、規制緩和による保育の質の低下等が言われる中で、一体化を行うことの前提には 共働き家庭や専業主婦家庭の子ども、子どもの数の増減、また子どもの多い地 域と少ない地域に関わらず、国が示す最低限の保育環境を整えること、そして 家庭の経済状況に関わらず、等しく教育・保育が受けられることが必要である。

国が困難とされている一元化の課題(第1章2節)を実際、豊田市が一体化施策として実施しており、就労している、していないということに関わらず、多彩な保育環境を選択できる豊田市のような一体化がよいと考えられる。保護者からの視点も大切なことである。豊田市の事例でみると、人事交流や保育者の採用や給料等を統一してきた流れがある。職員の配置基準、保育料、名称統一等の保護者と子どもに直結する事柄を一元化し、簡潔に示した。保護者が一元化した内容を理解してこそ、園の選択肢も広がるであろう。

市の予算については保護者が必要としている事項に予算を歳出することが保護者のニーズに対応した子育て支援といえる。運営については国の二元制度の下で自治体レベルでの一元的対応を行うことが可能であることを示した。

幼保一体化するためには窓口の一本化、職員の身分を一緒にした上で公立幼稚園と公・私立保育園の人事交流や会議、研修を一本化し、全園の名称を統一して行えばスムーズに一本化が進行すると考えられる。

### 第5節 まとめと今後の展望

本研究では、施策の幼保一体化を先取りしたこども園を実施している豊田市に焦点を当てた。豊田市は全国に先駆けて幼保一体化を自治体独自に取り入れた。豊田市の保育・子育て支援施策をベースとし、こども園を利用する保護者と保育者へのアンケート調査の結果を検討することで、豊田市の幼保一体化に関する保育・子育て支援施策の成果と課題を明らかにすることを目的とした。

第 1 章では、研究の背景と問題の所在、幼保一元化と子育て支援施策について先行研究と文献研究を行い、国にはどのような問題があるかについてみた。

第 2 章では、豊田市における子育て施策の動向と豊田市こども園の実態調査の聴き取りを行い、豊田市の幼保一体化と子育て支援についての実態と行政の意識及び、どのように展開してきたかを把握した。

第 3 章では、幼保一体化に取り組んでいる豊田市の保護者と保育者のアンケート調査を実施した。「保育・子育てに関する第二次全国調査」と豊田市を比較することにより、豊田市の保育・子育て支援施策の実態と成果を具体的にみた。また、幼保一体化以前の豊田市の市民意向調査も参考にした。

豊田市は部署を統一して、子ども課を設置等、様々な事項を統一し、幼保一体化を実施した。国は一元化を試みる議論はされていたが、実施はできず、一体化を推進しているが、一体化の大きな進行はみられない。

豊田市の子育て支援施策や聴き取り調査、アンケート調査をみていく中で、 行政主導で様々な事項を統一、一元化することで、一体化が進むことがわかっ た。国は一元化することに様々な問題を抱えており、困難な状況であるが、地 方自治体で一元化を推進していくことは、豊田市が可能だということを示した ことにより、国の一元化ではなく、地方自治体が様々なことを統一する一元化 を実施すべきであると考えられる。

今後の残った課題は、豊田市を一つの事例として検討してきたが、幼保一元化についての議論は十分でない。それは実践したこども園の保護者に対してのアンケート調査はとれているが、こども園に入園をせずに私立幼稚園を選択した保護者がいることも事実である。本研究ではそれなりの成果はみられているので、それを幅広くするためには、私立幼稚園を選択した保護者についても検討していく必要がある。

# 資料

| 資料 1 | 豊田市周辺の広域地図と豊田市内の地図 |
|------|--------------------|
| 資料 2 | 豊田市と国の施策と保育の取り組み   |

資料 3 2007 年度中核市保育料表資料 4 2008 年度中核市保育料表

資料 5調査票(母親)資料 6調査票(父親)資料 7調査票(保育者)

資料 8 調査票(園長)

図 1-1 豊田市周辺の広域地図

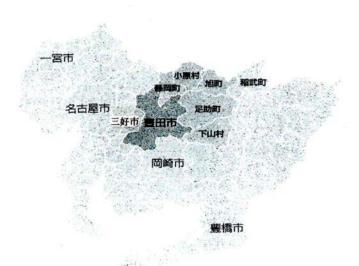


図 1-2 豊田市内の地図

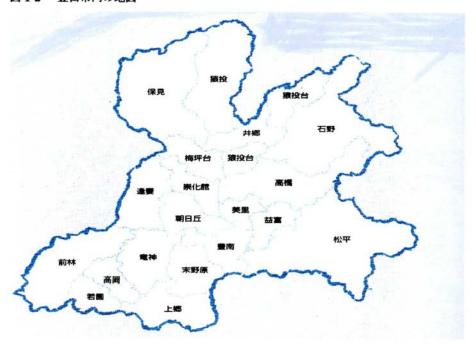


表 2 豊田市と国の施策と保育の取り組み

| 年号         | 豊田市の施策                       | 年号      | 国の施策                                  |
|------------|------------------------------|---------|---------------------------------------|
| 1925 年     | ・最古幼稚園、挙母幼稚園設置               | 1890年   | ・小学校令(1886に交付)を改正「規定は幼稚               |
| 1948年      | ・最古保育園、青松保育園設置               |         | 園にも適用することになった。保娒の名称                   |
|            |                              |         | が用いられた。」                              |
| 1950~1965年 | ・保育園・幼稚園の創設期                 | 1899 年  | <ul><li>・文部省「幼稚園保育及設置規定」を制定</li></ul> |
|            |                              | 1926年   | ・幼稚園令を公布                              |
| 1966~1980年 | ・豊田市総合計画                     | 1947年   | ・児童福祉法を公布                             |
|            |                              |         | ·学校教育法、教育基本法公布(幼稚園令廃止)                |
| 1966年      | ・4、5歳児の保育園・幼稚園全員就園施策         | 1948年   | ・児童福祉施設最低基準が施行                        |
|            | 保育園での積極的な私的契約児の受け入れ          | 1951年   | ・児童福祉法改正「保育所が幼稚園と混同さ                  |
| 1970年      | ・保育園、幼稚園の人事交流が始まる            |         | れることを回避する為に挿入。第24条第1                  |
| 1970~1979年 | ・第2次ベビーブーム対応の施設増設期           |         | 項の規定に保育に欠ける6つの事項が示さ                   |
| 1970~1980年 | ・保育園の低年齢児保育と長時間保育充実期         |         | れた。」                                  |
| 1971~1985年 | ・豊田市新総合計画                    | 1952 年  | ・幼稚園基準について                            |
| 1973年~     | ・豊田市学校法人助成条例の施行              |         | ・厚生省「保育指針」が刊行                         |
| 1977~1985年 | <ul><li>第3次豊田市総合計画</li></ul> | 1956年   | ・文部省「幼稚園教育要領」が刊行                      |
| 1984~1990年 | ・第4次豊田市総合計画                  |         | ・幼稚園設置基準を制定                           |
| 1991~2000年 | ・豊田市 21 世紀未来計画               | 1961年   | ・保育所の入所措置基準を設定、通知                     |
| 1991年      | ・豊田市幼稚園・保育園教育課程の策定           | 1963年   | ・幼稚園と保育所の関係について通知                     |
| 1994年      | ・市立幼稚園保育時間を全20園で午前8時30       | 1965年   | ・保育所保育指針が刊行                           |
|            | 分~午後2時30分となった。               | 1971年   | ・文部省、幼稚園教育振興計画「幼稚園に入                  |
| 1995年      | ・幼稚園における保育時間の延長を段階的に午        |         | 園を希望するすべての 4,5 歳児の就園を」                |
|            | 後3時まで実施する。                   | 1981年   | ・保育所抑制策                               |
| 1996年      | ・保育園における私的契約児の入園調整を段階        | 1987年   | ・臨時教育審議会教育改革に関する答申「保                  |
|            | 的に実施する。                      |         | 育所が整備されていない地域などの幼稚                    |
| 1998年      | • 豊田市児童育成計画                  |         | 園の時間の延長、臨時的要請に対応する保                   |
|            | 「こども・家庭元気プラン」(分野別計画)         |         | 育所の私的契約などの両施設の運用の弾                    |
|            | 保育園・幼稚園の連携強化と運用の弾力化を         |         | 力化を進める」                               |
|            | 重点施策として位置づける。                | 1994年   | ・エンゼルプラン策定                            |
| 1998年      | ・市立幼稚園保育時間を全20園で午前8時30       | 1995 ~  | ・緊急保育対策等 5 か年事業                       |
|            | 分から午後3時とする。                  | 1999 年度 |                                       |
| 1998年      | ·第3次豊田市行政改革大網                | 1997年   | ・児童福祉法の一部改正「措置制度から利用                  |
|            | 「豊田がんばるプラン」                  |         | 契約制度へ」、「第 24 条保育所への入所の                |
|            | 10 年間で 5 園の保育園と幼稚園の公設民営      |         | 措置を保育の実施に置換」保育所運営の                    |
|            | 化、共用化、統廃合をめざす。               |         | 国、自治体の公的責任は維持された。                     |

| 年号         | 豊田市の施策                                  | 年号      | 国の施策                   |
|------------|---|---------|------------------------|
| 2001~2010年 | ・第6次豊田市総合計画                             | 1999年   | ・新エンゼルプランが策定           |
| 2001年      | ・保育園と幼稚園を所管する部署を統一し、市                   | 2000年   | ・児童虐待の防止等に関する法律が施行     |
|            | 長部局に「子ども課」を創設する。部署統一                    |         | ・保育所設置認可の規制緩和、運営企業参入   |
|            | と共に、保健給食関係事務の統一、研修体系                    |         | 容認                     |
|            | の一本化、各種会議の一本化、保護者組織の                    | 2001年   | ・児童福祉法の一部改正「保育士資格の法定   |
|            | 一本化を表明する。                               |         | 化、認可外保育施設の届け出義務の付加、    |
|            | ・市立幼稚園 4 園で保育要件を要する 3 歳児保               |         | 監督の強化」第 18 条の 4        |
|            | 育を実施する。                                 |         | ・待機児童ゼロ作戦              |
| 2002年      | ・市立幼稚園2園で預かり保育を開始する。                    | 2003年   | ・児童福祉法の一部改正「子育て支援事業の   |
|            | ・市立幼稚園さらに4園で保育要件を要する3                   |         | 法定化」第 21 条の 8          |
|            | 歳児保育を実施する。                              |         | ・次世代育成支援対策推進法          |
|            | ・市立幼稚園8園で預かり保育の実施                       | 2004年   | ・児童福祉法の一部改正「相談体制における   |
| 2003年      | ・保育士、幼稚園教諭を総称し保育師とする。                   |         | 市町村の役割の明確化」第 21 条の 9   |
|            | ・市立幼稚園2園で保育要件を要する3歳児保                   |         | 第 21 条の 11             |
|            | 育、預かり保育を実施する。                           |         | ・公立保育所運営費の一般財源化        |
| 2003~2018年 | ・豊田市立保育園・幼稚園民間移管計画                      | 2005 ~  | ・子ども・子育て応援プラン          |
| 2004年      | <ul><li>・保護者会組織「豊田市保育園父母の会連絡協</li></ul> | 2009 年度 | ・公立保育所運営費の一般財源化        |
|            | 議会(市立及び私立幼稚園)」と「豊田市立幼                   | 2005年   | ・総合施設モデル事業、全国 35 ヶ所での施 |
|            | 稚園 PTA 連絡協議会(市立幼稚園)」を「豊田                |         | 設で実施。                  |
|            | 市保育園・幼稚園保護者の会」として統合。                    |         |                        |
| 2005年      | ・国の実施する総合施設モデル事業において豊                   |         |                        |
|            | 田市立渡刈保育園が指定を受ける。                        | 2006年   | ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総   |
| 2005~2006年 | ・幼保一体化検討部会を設置し、幼保一体化の                   |         | 合的な提供の促進に関する法律が制定      |
|            | 推進にかかる審議を行った。(6回開催)                     |         | ・認定こども園を制度化            |
| 2006年      | ・「これからの市の幼稚園と保育園を考えます                   | 2005 ~  | ・次世代育成支援対策地域行動計画・事業主   |
|            | ~保育園・市立幼稚園の一体的な運用につい                    | 2009 年度 | 行動計画の策定(前期)            |
|            | て~」パブリックコメントを実施。                        | 2008年   | ・幼稚園教育要領改訂             |
| 2005~2009年 | ・(仮)第2次豊田市児童育成計画素案を基に                   |         | ・保育所保育指針改定             |
|            | 豊田市次世代育成支援行動計画(とよた子ど                    |         | ・新待機児童ゼロ作戦             |
|            | もスマイルプラン)前期計画策定し、幼保一体                   | 2008年   | ・児童福祉法の一部改正「地域における子育   |
|            | 化の推進を計画の重点事業として位置づけ                     |         | て支援の充実、要保護児童等に対する支     |
|            | た。                                      |         | 援、地方公共団体及び事業主の取り組みの    |
|            |   |         | 強化」「家庭的保育事業、一時預かり事業    |
|            |   |         | 法制化」                   |
|            |   |         |                        |

| 年号         | 豊田市の施策                 | 年号      | 国の施策                 |
|------------|------------------------|---------|----------------------|
| 2007年      | ・市保健福祉審議会に保育料の統一を始めとす  | 2010年   | ・子ども・子育て新システムの基本制度案要 |
|            | る幼稚園・保育園の一体的な運用について諮   |         | 綱「全ての保育所を幼稚園と保育所の一体  |
|            | 問し、3月、一体化を推進する旨の答申を受   |         | 化施設に移行すること」を発表した。保育  |
|            | ける。                    |         | 料は地域別に単価を細かく定めるものと   |
|            | ・9 月に市議会に施設名称の変更、保育料の統 |         | している。                |
|            | 一に係る関係条例の一部改正議案を上程し、   |         |                      |
|            | 可決される。                 | 2010 ~  | ・次世代育成支援対策地域行動計画・事業主 |
| 2010~2014年 | ・豊田市子ども総合計画(新・とよた子どもスマ | 2014 年度 | 行動計画の実施(後期)          |
|            | イルプラン)行動計画の後期計画        |         |                      |
| 2008年~     | ・こども園開始                |         |                      |
| 2008~2017年 | ・第7次豊田市総合計画            |         |                      |
|            |                        |         |                      |

#### 2007年度 中核市保育料表

|   |  | (10人) 多别由                                     |   | 市 (39  | The same of the sa | 7.1865                          | (361,370)        |          | ihi (35  | -             |   |            |              |  |
|---|--|---|---|--|--|---------------------------------|------------------|----------|--|---------------|---|------------|--------------|--|
| 国の降                                     | 11区分                                     | 細分  | 3歳未満児                                   | 3歳児  | 4.建以上更   | 3歲未満児                           | 3歲以上児            | 3.意未满见   | 3歲児  | 4歲以上党         | 3度未満更   | 3歳児        | 4 RUL        |  |
|   | 市町村民税                                    | 非課税世帯   | 4,500                                   | 4,0  | 00   | 7,500                           | 6,000            | 2,000    | 1,600  | 1,400         | 1,300   | 1,0        | 00           |  |
| 除き前年度分                                  |  | 均等割の額のみ<br>(所得別額のない世帯)                        |   |  |  | 8,500                           | 7,500            | 7,700    | 6,100  | 5.800         | 13,300  | 9,5        | 00           |  |
| の額の区分が                                  | 市町村民税<br>課税 世帯                           | 所得割額が<br>5 千円未満                               | 8,200 6,300                             |  |  |                                 | 0.000            | 0.000    | 7.500  |               |   |            |              |  |
| 当する世帯                                   |  | 所得割額が<br>5千円以上                                |   |  |  | 10,000                          | 9,000            | 9,300    | 7,500  | 6,900         | 15,400  | 400 11,700 |              |  |
|   |  | 1.5万円未満                                       | 10,500                                  | 500 8,600  |  | 14 500                          | 12.500           | 11,600   | 9,900  | 9,100         | 18,600  | 14,8       | 4,800        |  |
|   |  | 1.5万円以上                                       |   |  |  | 14,500                          | 15,500           |          | .5万円以上   |               | 1   | 35万円以上     | E            |  |
|   | 7.2万円未満                                  |   | 16,900                                  | 15,2   | 00   | 3 277                           | mb/ b            | 16,500   |  | 14,200        | 22 700  | 10.3       | ~            |  |
|   |  |   |   | -  |  | 3.3777                          | .3/,//           |          | SAMME  |               | 22,700  | 15,5       | 00           |  |
|   |  |   |   |  |  |                                 |                  | 21,200   | 18,600   | 17,100        |   | 3.4万円以上    |              |  |
|   |  | 7.2万円以上                                       | 22,300                                  |  |  | 20,500                          | 18,000           | 27 100   | 20 500   | 10.000        | 29,600  | 26,4       | 00           |  |
|   |  |   |   |  |  |                                 |                  | 27,100   | 20,300   | 13,000        | 34,200  |            |              |  |
|   | 7.2万円以上                                  | 12万円未満  | 35,000                                  |  |  | 10.127                          | 円以上              |          |  |               | 10.8万円以上                                      | 32,600     |              |  |
|   | 18万円未満                                   | 12万円以上<br>14万円未満                              |   |  |  |                                 | 28,000           | 19,500   | 33,000   | 21,100        | 19,700  | 39,500     |              |  |
|   |  | 14万円以上  |   |  |  |                                 |                  |          |  |               | 14.475  | 円以上        |              |  |
|   |  |   | 43.200                                  |  |  |                                 |                  | _        | 15万円以上   |               | 44,700  | 33.800     |              |  |
|   |  | 18万円未満  |   |  |  | 16.877                          | 門坦上              | 40,400   | 22,300   | 20,700        |   |            |              |  |
| であってその                                  |  | 18万円以上<br>24万円未通                              | 21万円以上                                  |  |  | 36,000                          | 20,500           |          | 20万円以上   |               | 53,400  |            |              |  |
| 区分が次の区                                  |  |   |   |  |  | 23.627                          | 門以上              |          |  |               | 21.6万円以上                                      |            | 20.400       |  |
|   | 18万円以上                                   | 30万円未満  | 45,700                                  | 20,700 17,300  |  |                                 |                  |          |  |               |   |            |              |  |
|   | 45.9万円未満                                 | 30万円以上  |   |  |  |                                 |                  | 45,400   | 23,500 21,00                                       |               |   |            | 29,4         |  |
|   |  | 40万円未満  | 37万円以上                                  |  |  | 44,000                          |                  |          |  | 21,000        |   |            |              |  |
|   |  | 40万円以上<br>45.9万円未満                            |   |  |  | 44,000                          |                  |          |  |               |   |            |              |  |
|   |  | 45.9万円以上                                      |   |  |  |                                 | 21,500           |          |  |               |   | 34,700     |              |  |
|   |  | 51万円未満  |   |  |  |                                 |                  |          |  |               | 59,700  |            |              |  |
|   | 51,100                                   |   |   | 57.3万円以上   |  |                                 |                  | 57.6万円以上 |  |               |   |            |              |  |
| 100000000000000000000000000000000000000 | 61万円以上                                   |   |   |  | 45,000   |                                 | 48,000           | 23,900   | 21,300   | 63,600        |   |            |              |  |
| ・固定資産税額に<br>・母子・父子世帯<br>ある。<br>・※は、保育所以 | よる別途規定が8<br>、障害者世帯等に<br>外(幼稚園・認定さ        | ある場合もある。<br>減額がある場合も<br>こども国等) への同            | 課税額47<br>児全額、<br>その他1/1<br>額4万円<br>額、次年 | 万円未満は<br>次年長児<br>10徴収。所<br>以上は、最<br>少児数は半  | 、最年長<br>ほね半額、<br>得税課税<br>年少児全  | 長児全額、カ                          | 《年長児半額徵          | 長児全日     | 1、次年5  | 合、最年<br>【児半額、 | 長児全額  | 、次年長       | 児様ね          |  |
| 併による区域別保                                |  | 合は、当該地域を表示                                    | -                                       | 量田市区   |  |                                 |                  |          |  |               |   |            |              |  |
|   | 2006年度決算へ                                | ニスの時間   | 66.0                                    | %(公立即  | ()   | 61.4% (                         | 公立含む)            | 64.5     | 9%(公立  | 2()           |   | _          |              |  |
| M収基準額に対する                               |  |   | _                                       |  |  | -                               |                  | -        |  |               | -   |            | な験く)         |  |
| の機収割合                                   |  | ベースの数値(試算)                                    | 62.6                                    | % (公立間   | <b>k</b> <)  | 60.5% (                         | 公立含む)            | -        | 2% (公立)  | ¥()           | -   | %(公立)      |              |  |
|   | ・固定資産税額に<br>・母子・父子世帯<br>ある。<br>・※は、保育所以: | 属1~7 年 日本 | 4~7 個雇を 会                               | 第1 階層 及び 4 ~ 7 階度 分の市前の民役 2 2 300 所得到額が次の区分に 2 1.5万円未満 10,500 所得到額が次当する世帯 15.5万円未満 10,500 15.5万円未満 10,500 15.5万円未満 10,500 15.5万円未満 22,300 7.2万円未満 22,300 7.2万円未満 22,300 7.2万円未満 22,300 12万円未満 22,300 12万円未満 22,300 12万円未満 22,300 12万円未満 22,300 12万円未満 24,500 12万円未満 16万円以上 16万円未満 16万円以上 16万円以上 16万円以上 16万円以上 16万円以上 16万円以上 16万円以上 16万円以上 24万円以上 24万円以上 24万円以上 24万円以上 24万円以上 24万円以上 30万円以上 45.9万円未満 45.9万円未満 45.9万円未満 45.9万円以上 51万円以上 51万円以上 51万円以上 51万円未満 51,100 45.9万円以上 51万円以上 51万円以上 51万円以上 51万円以上 51万円以上 51万円以上 51万円以上 45.9万円以上 51万円以上 | 第1 階層を   | 第1 階層及び 4 ~ 7 階層を分の市町村民税 部間 2 次 | 第 1 階層を除っているのでは、 | 第 1 類    | 第 1 階層 を 設全 日本 | 第 日曜月 2 년     | # 日周月 2 7 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 | # 1 日      | 1 開展及び   1-1 |  |

保育白書 2007 年度版から抜粋

## 2008年度 中核市保育料表

(単位:円)

| 4  | 51.0                       |                       | The second second second          |                         | 10 (40)               | LIZU) | 9 株                  | th (36               | 2,007)                                  | 图 约         | in (36      | 0,008)                       | 大計                   | 市 (32)        | 5,413)              |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
|----|----------------------------|-----------------------|-----------------------------------|-------------------------|-----------------------|-------|----------------------|----------------------|---|-------------|-------------|------------------------------|----------------------|---------------|---------------------|------------|------------------|--------|--|--|---|--------|---|--|--|--|--------|----|--------|
| 4  | 国の階                        | ■区分                   | 親分                                | 3 意未满党                  | 3歲児                   | 4度以上見 | 3 歲未满児               | 3歲児                  | 4.是以上更                                  | 3歲未満児       | 3歲児         | 4章以上哭                        | 3.股未满党               | 3歲児           | 4歲以上與               |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
| 2  | 第1階層及び                     | 市町村民税                 | 非課税世帯                             |                         | 0                     |       | 7,500                | 6,500                | 5,500                                   | 2,000       | 1,600       | 1,400                        | 1,300                | 1,0           | 100                 |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
|    | 4~7階層を<br>除き前年度分<br>の市町村民税 |                       | 均等割の額のみ<br>(所得割額のない世番)            |                         |                       |       | 9,200                | 8,200                | 6,900                                   | 7,700       | 6,100       | 5,800                        | 13,300               | 9,5           | 600                 |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
| 3  | の額の区分が次の区分に該当する世帯          | 市町村民税舞税世幕             | 所得割額あり                            | 4,000                   |                       | 1     | 10,900               | 9,800                | 8,200                                   | 9,300       | 7,500       | 6,900                        | 15,400               | 11,7          | 00                  |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
|    |                            |                       | 1.5万円未満                           | 7,000                   | 1,0                   | 1,000 |                      |                      |   | 11,600      | 9,900       | 9,100                        | 18,600               | 14,8          | 07.5                |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
| 1  |                            |                       |                                   |                         | 1万円以上                 |       | 15,700               | 14,700               | 12,300                                  | 16,500      | 9千円以上       | 14,200                       | i                    | 7.4千円以上       |                     |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
|    |                            | 4万円未満                 | 1.5万円以上<br>3万円未満                  | 13,000                  | 7,800<br>2万円以上        | 6,500 | 1                    | 1.87万円以上             | -                                       | 10,500      | .7万円以上      |                              | 22,700               | 19,300        |                     |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
|    |                            |                       | 3万円以上<br>4万円未満                    |                         |                       |       | 22,200               | 19,500               | 16,400                                  | 21,200      | 18,600      | 17,100                       | 29,600               | 99万円以<br>26,4 | 리 <u>노</u><br>6,400 |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
|    |                            |                       | 4万円以上<br>5万円未満                    |                         |                       |       |                      |                      |   |             | .5万円以」      |                              | 24 200               |               |                     |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
|    |                            |                       | 5万円以上<br>6万円未費                    | 31,000                  |                       |       | 5                    | 62万円以                |   | 27,100      | 20,500      | 19,000                       | 34,200               |               |                     |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
|    |                            | 4万円以上<br>10.3万円未満     | 6万円以上                             |                         |                       |       |                      |                      |   |             |             |                              | 6.17万円以上             | 32,600        |                     |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
| 5  |                            |                       |                                   | 7万円未満<br>7万円以上<br>8万円未満 |                       |       |                      | 30,300               | 21,200                                  | 17,800      | 33,000      | 21,100                       | 19,700               | 39,500        |                     |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
|    | 第1階層を除<br>き、前年分の<br>所得税課税世 |                       | 8万円以上<br>9万円未満                    | 39,000                  |                       |       |                      |                      |   |             | 3.4万円以      |                              | 8.2375               | 用以上           |                     |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
|    | 帯であって、<br>その所得税の           |                       | 9万円以上<br>10.3万円未満                 |                         |                       |       | •                    | 37万円以                |   | 40,400      | 22,300      | 20,700                       | 44,700               | 33,800        |                     |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
|    | 額の区分が次<br>の区分に該当<br>する世帯   |                       | 10.3万円以上<br>15万円未満                | 12万円以上                  | 12,000                | 8,000 | 39,000               | 22,200               | 18,700                                  | ļ .         | 2.5万円以      | -                            | E2 400               |               |                     |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
|    | 1000                       | 10.3万円以上<br>41.3万円未満  |                                   |                         |                       |       |                      |                      |   |             |             |                              |                      |               |                     | 40 OFFINAL | 15万円以上<br>20万円未満 | 42,000 |  |  | " | .49万円以 | + |  |  |  | 53,400 | 21 | 29,400 |
| 6  |                            |                       | 20万円以上<br>30万円未満                  |                         |                       |       |                      |                      |   | 45,400      | 23,500      | 21,000                       |                      |               |                     |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
|    |                            |                       |                                   | 28万円以上                  |                       |       | 48,000               |                      |   |             |             |                              | 56,700               |               |                     |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
|    |                            |                       | 30万円以上<br>41.3万円未満                |                         |                       |       |                      | 23,300               | 19,600                                  |             |             |                              |                      | 34,700        |                     |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
|    |                            |                       |                                   | 47,000                  |                       |       | 53.997/FIELE         |                      |   | _           | 47万円以       | 5                            | 59,700<br>51.82万円以上  |               |                     |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
| 7  |                            | 41.3万円以上              |                                   |                         |                       |       | 48,800               |                      |   | 48,000      | 23,900      | 21,300                       | 63,600               |               |                     |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
| 推  | ある。<br>・米は、保育所以:           | よる別途規定があ<br>、陳客者世帯等に対 | る場合もある。<br>減額がある場合も<br>: ども国等)への同 | 長児全都                    | 上入所の場<br>人次年長<br>その他無 | 児振ね半  | 長児全部<br>収、その<br>の児童3 | 、次年長<br>他無料。<br>人以上の | 合、最年<br>紀半額徵<br>18歳未満<br>2~3階層<br>以降無料。 | 長児全部 その他1   | <b>镇、次年</b> | 合、最年<br>吳児半額、<br>第3子以<br>無料。 | 長児全部                 | 入所の場、次年長その他無  | 児概ね半                |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
|    | 合併による区域別保                  | 資料設定がある場合             | は、当該地域を表示                         |                         |                       |       |                      |                      |   |             |             |                              |                      |               |                     |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
|    | の微収基準額に対する                 |                       |                                   | 67.                     | 2% (公立)               | 線()   | 61.4                 | 4%(公立                | <b>含</b> む)                             | 64.         | 8% (公立      | 除()                          |                      | _             |                     |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
| A. | の微収割合                      |                       | ースの数値(試算)                         | _                       | 5% (公立)               |       | -                    | %(公立                 |   | 62.9%(公立除く) |             |                              | 81.2%(公立除く)<br>規則による |               |                     |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
| _  |                            | 額の規定                  |                                   | -                       | 規則によ                  |       | 規則による                |                      |   | -           | 規則によ        |                              |                      |               |                     |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |
|    | 直近の                        | 改定時期                  |                                   | 1                       | 2008年4                | 4     | 1                    | 2008年4               | FI.                                     | 1 3         | 2007年10     | 月                            | 1 .                  | 2008年4月       |                     |            |                  |        |  |  |   |        |   |  |  |  |        |    |        |

# 「子育て支援に関する研究」についての アンケート調査票 (お母様に)

#### <研究についての説明>

今回の調査は、こども園(保育園)に通園されている保護者の皆様のご家庭を通して、子育て家庭の現状と保育サービス、保育所機能の現状を調査したいと考えています。 今後は、益々、こども園(保育園)における需要が増し、また園への期待も増大するかと 考えます。また、保育所保育指針も改定され、「保護者支援」の観点から、子育て家庭に おける現状と保護者のこども園(保育園)へのニーズを調査することで、地域の中で展開 している、こども園(保育園)としての役割も位置づけることができると考えます。

#### < 「子育て支援に関する研究」についてのアンケートのお願い>

お手数をおかけいたしますが、このアンケートには<u>お母様ご自身でご記入</u>いただきたい と思います。尚、ご記入いただいた調査票は<u>調査票が入っていた封筒に入れ、密封し、</u> 園へお渡し下さい。お忙しい中、本当に申し訳ありませんが<u>、〇月〇日まで</u>にご回答いた だければ幸いです。

調査にあたり、以下のことに留意いたします。

- ■アンケートへの記入は回答したくない質問に関しては、回答しなくても結構です。
- ■アンケートは記入後、封をしていただいて回収すると共に、無記名で行いますので、個人が 特定されることは一切ありません。また、記入いただいた内容は統計的に処理します。
- ■記入いただいた内容は、調査および教育目的以外には使用しません。
- ■アンケートにご記入いただきました個人情報の保護に関しては、細心の注意を図ります。

#### 問い合わせ先

00000

| 1. 19歳以下 2. 20~24歳 3. 25~29歳 4. 30~34歳 5. 35~39歳 6. 40~44歳 7. 45~49歳 8. 50歳以上 B)家族構成に○をおつけ下さい。また、5のその他の場合はご記入もお願いします。 1. 両親と子どもの家族 2. 父あるいは母と子どもの家族 3. 1と祖父母同居世帯 4. 2と祖父母同居世帯 5. その他( ) C)家庭の経済状況についてお答え下さい。 1.深刻に悩んでいる 2.少し悩んでいる 3.あまり悩んでいない 4.全く悩んでいない |
|--|
| B) 家族構成に○をおつけ下さい。また、5のその他の場合はご記入もお願いします。 1. 両親と子どもの家族 2. 父あるいは母と子どもの家族 3. 1と祖父母同居世帯 4. 2と祖父母同居世帯 5. その他( )  C) 家庭の経済状況についてお答え下さい。 1.深刻に悩んでいる 2.少し悩んでいる 3.あまり悩んでいない 4.全く悩んでいない  |
| 1. 両親と子どもの家族     2. 父あるいは母と子どもの家族     3. 1と祖父母同居世帯     4. 2と祖父母同居世帯     5. その他( )      C) 家庭の経済状況についてお答え下さい。     1.深刻に悩んでいる     2.少し悩んでいる     3.あまり悩んでいない     4.全く悩んでいない   |
| 3. 1と祖父母同居世帯 4. 2と祖父母同居世帯 5. その他( )  C) 家庭の経済状況についてお答え下さい。 1.深刻に悩んでいる 2.少し悩んでいる 3.あまり悩んでいない 4.全く悩んでいない   |
| C) 家庭の経済状況についてお答え下さい。<br>1.深刻に悩んでいる 2.少し悩んでいる 3.あまり悩んでいない 4.全く悩んでいない   |
| 1.深刻に悩んでいる 2.少し悩んでいる 3.あまり悩んでいない 4.全く悩んでいない  |
|  |
|  |
|  |
| - 関う - 仕車についてお関キします - それ ぞれの頂目に 1 へへむへはて下さい  |
| 問2 仕事についてお聞きします。それぞれの項目に1つ○をつけて下さい。<br>A) あなたは現在、働いていますか。  |
| A) めなたは現在、関いていまりが。   |
|  |
| B) 現在のお仕事はどのような形態ですか。  |
| 1. 正規社員 2. 自営業·家族従業 3. パート·アルバイト 4. 内職   |
| 5. 派遣社員・契約社員 6. その他( )   |
| C) 週あたりの労働時間をお答え下さい。残業時間も含めて下さい。   |
| 1. 週あたり20 時間未満 2. 週あたり20 時間以上30 時間未満   |
| 3. 週あたり30 時間以上40 時間未満 4. 週あたり40 時間以上50 時間未満  |
| 5. 週あたり 50 時間以上 60 時間未満 6. 週あたり 60 時間以上  |
| D) 現在、働いているお母さん、また働いていないお母さんにお聞きします。働きながら  |
| 子育でしたいと思いますか。  |
| 1. とてもそう思う 2. そう思う 3. あまりそう思わない  |
| 4. 全くそう思わない 5. わからない   |
|  |
| 問3   |
| A) 平日のお母さんの育児時間は   |
| 1. 0 時間 2. ~30 分程度 3. ~1 時間程度 4. ~2 時間程度 5. ~3 時間程度  |
| 6. ~4 時間程度 7. ~5 時間程度 8. ~6 時間程度 9. ~7 時間程度 10. 7 時間以上   |
| B) 配偶者(パートナー)にもっと育児をしてほしいと思いますか。   |
| 1. とてもそう思う 2. そう思う 3. あまりそう思わない 4. 全くそう思わない  |
|  |

問1 あなたの世帯のことについてお聞かせ下さい。各項目に1つ○をつけて下さい。

| 問 4 | 家事・育児に対  | するお考え    | について、お尋ねし      | ます。各項目に1つ○をつけて下さい。 |
|-----|----------|----------|----------------|--------------------|
| A)  | 「子どもが3歳に | なるまで、    | 母親は育児に専念す      | るべきである」という考え方について  |
| 1.  | 賛成       | 2. どちらかと | こいえば賛成         | 3. どちらともいえない       |
| 4.  | どちらかといえば | 反対       | 5. 反対          |                    |
| B)  | 「男性は仕事に、 | 女性は家事    | や育児に専念するべ      | べきである」という考え方について   |
| 1.  | 賛成       | 2. どちらかと | <b>∵</b> いえば賛成 | 3. どちらともいえない       |
|     |          |          |                |                    |

- 4. どちらかといえば反対 5. 反対
- C)「子どもが3歳になるまで、母親は育児に専念するべきである」という考え方について
  - 1. 賛成
     2. どちらかといえば賛成
     3. どちらともいえない
     4. どちらかといえば反対
     5. 反対
- D) 「子どもを産んだあとは、母親は仕事をやめた方がよい」という考え方について
- 1. 賛成 2. どちらかといえば賛成 3. どちらともいえない
  - 4. どちらかといえば反対 5. 反対
- 問5 延長保育について、お答え下さい。各項目に1つ○をつけて下さい。
- A) 延長保育を何歳の時から利用されていますか。
- 1.6ヶ月未満 2.6~12ヶ月未満 3.1~2歳未満 4.2~3歳未満
- 5. 3~4 歳未満 6. 4~5 歳未満 7. 5 歳以上
- B) 延長保育の利用料金の負担について
- 1. とても満足している 2. ほぼ満足している 3. やや不満である
- 4. とても不満である 5. わからない

| ᄩ       | 6  | _ | - , | L" ( | ł, | 貳   | 上 | $\mathcal{O}$ | 閗 | 12  | n  | 1.7 | 1 | 1/ | 7 | お  | 턥   | き             | 1.     | 生~      | 十.  | 各   | 項   | 目 | 17 | 1 - | $\mathcal{I}$ | うか   | 十-  | 77         | トカ | 1   | ١. |
|---------|----|---|-----|------|----|-----|---|---------------|---|-----|----|-----|---|----|---|----|-----|---------------|--------|---------|-----|-----|-----|---|----|-----|---------------|------|-----|------------|----|-----|----|
| $H_{-}$ | ΙU | _ | _ ( |      |    | 281 | _ | V /           |   | ロリン | ٠, | 1   |   | ν. | _ | 4U | IHI | $\overline{}$ | $\cup$ | <u></u> | 7 0 | . 🗆 | - 1 | ш | -  | 1   | 7             | 1.0- | • / | <b>└</b> I |    | · v |    |

| THE TEST OF THE STATE OF THE ST |
|--|
| A) こども園に預けている時間をお聞かせ下さい。   |
| 1. 8 時間未満 2. 8 時間程度 3. 9 時間程度 4. 10 時間程度   |
| 5.11 時間程度 6.12 時間程度 7. その他( 時間程度 )   |
| B) こども園は土曜日も利用していますか。それはどのような頻度ですか。  |
| 1. はい〈 ・ほぼ毎週 ・隔週 ・1ヶ月に1度 ・その他( )〉 2. いいえ   |
| C) こども園には、誰がお子さんを送って行きますか。一番、多い人に○をつけて下さい。   |
| 1. 自分(母親) 2. パートナー(夫) 3. 同居の祖父母 4. 別居の祖父母  |
| 5. きょうだい・親戚  |
| D) こども園には、誰がお子さんを迎えに行きますか。一番、多い人に○をつけて下さい。   |
| 1. 自分(母親) 2. パートナー(夫) 3. 同居の祖父母 4. 別居の祖父母  |
| 5. きょうだい・親戚  |
| E) あなたは担任の保育者と子どもの事で話す機会は何日ありますか。  |
| 1. 1週間に1,2日 2.1週間に3,4日 3. 1週間に5,6日 4. 1ヶ月に2,3回   |
| 5. 1ヶ月に1回 6. 年に数回 7. 全く話さない 8. その他( )  |
| F) あなたは、園の保育料について、どう感じていますか。   |
| 1. 高すぎると思う 2. 少し高いと思う 3. 妥当な額であると思う  |
| 4. 今より高くてもよいと思う 5. わからない 6. 保育料の徴収はない  |
| G) 育児や子どものことで保育者に相談する時、どのように思いますか。   |
| 1) 保育者に励ましてほしいと思う  |
| 1. そう思う 2. ややそう思う 3. あまりそう思わない 4.そう思わない  |
| 2) 主任、園長など他の職員とも話したい   |
| 1. そう思う 2. ややそう思う 3. あまりそう思わない 4.そう思わない  |

問7 園への改善希望について、各項目に1つ○をつけて下さい。

| 1111 | 圏、70以音和主に 20・1、石頂口に 1 20で 2 | 大幅に改善 | 少し改善 | 今のまま  | わから           |
|------|-----------------------------|-------|------|-------|---------------|
|      |                             | すべき   | すべき  | でよい   | ない            |
| ア    | 国金の国庁及び、英日などの乳供             | 9***  | 9.10 | - 60. | <i>'</i> &v'. |
|      | 園舎や園庭及び、遊具などの設備             |       |      |       |               |
| イ    | 園への送迎の利便性                   |       |      |       |               |
| ウ    | 安全対策                        |       |      |       |               |
| エ    | 保育の方針や内容                    |       |      |       |               |
| オ    | 運動会などの行事                    |       |      |       |               |
| 力    | 給食やおやつ                      |       |      |       |               |
| 丰    | 病気やけがの時の対応                  |       |      |       |               |
| ク    | 職員の配置状況                     |       |      |       |               |
| ケ    | 保育者の子どもへの接し方                |       |      |       |               |
| コ    | 子どもの事や悩みごとなどの相談への対応         |       |      |       |               |
| サ    | 親の要望や意見への親身な対応              |       |      |       |               |
| シ    | 保護者会(PTA)などの活動              |       |      |       |               |
| ス    | 親と保護者が落ち着いて話せる時間とスペース       |       |      |       |               |
| セ    | 園やクラスのお便りや連絡帳などの情報伝達        |       |      |       |               |
| ソ    | 保育参観、クラス懇談会などの回数や内容         |       |      |       |               |
| タ    | 子育て講座など親が学習できる機会の提供         |       |      |       |               |
| チ    | 送り迎えの時などの保育者の対応             |       |      |       |               |
| ツ    | 親同士が自由に交流できるスペースの提供         |       |      |       |               |
| テ    | 地域(高齢者や中学生等とのふれあい)の人たち      |       |      |       |               |
|      | と接する機会の行事を取り入れる             |       |      |       |               |

| 0 | 「アーテ」の内容で改善すべき点があれば、 | 具体的にお書き下さい。 |  |
|---|----------------------|-------------|--|
|   |                      |             |  |
|   |                      |             |  |
|   |                      |             |  |

問8 あなたが子どもの入園前に、利用したものをお聞かせ下さい。(いくつでも○を)

| 1. | 一時保育 2. 園庭開放(園 | の親子遊びも含)(   | 3. 交流館の子育てサロン(遊び場)   |   |
|----|----------------|-------------|----------------------|---|
| 4. | 子育て支援センターの遊び場  | 5. 子育て支援も   | マンターの親子遊び            |   |
| 6. | センターの育児講座 7.会  | 社での育児に関する講  | <b>禁座</b> 8. 子育てサークル |   |
| 9. | 子育て支援センターの育児相談 | 10.利用したことはな | い 11.その他(            | ) |

| 問 9  | 現在、働いている方、今後働きに行きたいと思っている方、子育てをするためには |
|------|---------------------------------------|
|      | どのようなことが必要だと思いますか。ご自由にお書き下さい。         |
|      |                                       |
|      |                                       |
|      |                                       |
| 問 10 | 「こども園」についてお聞かせ下さい。                    |
| A)   | 「こども園」に変わったことで、良かった点をお書き下さい。          |
|      |                                       |
|      |                                       |
| B)   | 「こども園」に変わったことで、不都合な事がありましたらお書き下さい。    |
|      |                                       |
|      |                                       |

ご協力、ありがとうございました。

# 「子育て支援に関する研究」についての アンケート調査票(お父様に)

#### <研究についての説明>

今回の調査は、こども園(保育園)に通園されている保護者の皆様のご家庭を通して、子育て家庭の現状と保育サービス、保育所機能の現状を調査したいと考えています。 今後は、益々こども園(保育園)における需要が増し、また園への期待も増大するかと考えます。また、保育所保育指針も改定され、「保護者支援」の観点から、子育て家庭における現状と保護者のこども園(保育園)へのニーズを調査することで、地域の中で展開している、こども園(保育園)としての役割も位置づけることができると考えます。

#### < 「子育て支援に関する研究」についてのアンケートのお願い>

お手数をおかけいたしますが、このアンケートには<u>お父様ご自身でご記入</u>いただきたい と思います。尚、ご記入いただいた調査票は<u>調査票が入っていた封筒に入れ、密封し、</u> 園へお渡し下さい。お忙しい中、本当に申し訳ありませんが<u>、〇月〇日まで</u>にご回答いた だければ幸いです。

調査にあたり、以下のことに留意いたします。

- ■アンケートへの記入は回答したくない質問に関しては、回答しなくても結構です。
- ■アンケートは記入後、封をしていただいて回収すると共に、無記名で行いますので、個人が 特定されることは一切ありません。また、記入いただいた内容は統計的に処理します。
- ■記入いただいた内容は、調査および教育目的以外には使用しません。
- ■アンケートにご記入いただきました個人情報の保護に関しては、細心の注意を図ります。

#### 問い合わせ先

00000

| 問1 あなたの世帯のことについてお聞かせ下さい。各項目に1つ○をつけて下さい。                      |
|--|
| A) あなたの年齢はどれにあてはまりますか。                                       |
| 1. 19 歳以下 2. 20~24 歳 3. 25~29 歳 4. 30~34 歳 5. 35~39 歳        |
| 6. 40~44 歳 7. 45~49 歳 8. 50 歳以上                              |
| B) 家庭の経済状況についてお答え下さい。  |
| 1.深刻に悩んでいる 2.少し悩んでいる 3.あまり悩んでいない 4.全く悩んでいない                  |
|  |
| 問2 仕事についてお聞きします。1つ○をつけて下さい。                                  |
| A) 現在のお仕事はどのような形態ですか。  |
| 1. 正規社員 2. 自営業・家族従業 3. パート・アルバイト 4. 内職                       |
| 5. 派遣社員・契約社員 6. その他( )                                       |
| B) 週あたりの労働時間をお答え下さい。残業時間も含めて下さい。                             |
| 1. 週あたり 20 時間未満 2. 週あたり 20 時間以上 30 時間未満                      |
| 3. 週あたり30 時間以上40 時間未満 4. 週あたり40 時間以上50 時間未満                  |
| 5. 週あたり50 時間以上60 時間未満 6. 週あたり60 時間以上                         |
|  |
| 問 $3$ 家事・育児に対するお考えについて、お尋ねします。各項目に $1$ つ $\bigcirc$ をつけて下さい。 |
| A)「子どもが3歳になるまで、母親は育児に専念するべきである」という考え方について                    |
| 1. 賛成 2. どちらかといえば賛成 3. どちらともいえない                             |
| 4. どちらかといえば反対 5. 反対  |
| B) 「男性は仕事に、女性は家事や育児に専念するべきである」という考え方について                     |
| 1. 賛成 2. どちらかといえば賛成 3. どちらともいえない                             |
| 4. どちらかといえば反対 5. 反対  |
| C)「子どもが3歳になるまで、母親は育児に専念するべきである」という考え方について                    |
| 1. 賛成 2. どちらかといえば賛成 3. どちらともいえない                             |
| 4. どちらかといえば反対 5. 反対  |
| D) 「子どもを産んだあとは、母親は仕事をやめた方がよい」という考え方について                      |
| 1. 賛成 2. どちらかといえば賛成 3. どちらともいえない                             |
| 4. どちらかといえば反対 5. 反対  |
|  |

| 問4 こども園との関わりについてお聞きします。各項目に1つ○をつけて下 | さい | ${}^{\circ}$ |
|-------------------------------------|----|--------------|
|-------------------------------------|----|--------------|

| A) あなたはこども園の行事の参 | \$加についてお聞きします | 上。(行事例:運動会、位  | 保育参観等) |
|------------------|---------------|---------------|--------|
| 1. 毎回参加している 2.缶  | 手回ではないが参加している | 3 .全く参加してい    | ない     |
| 4. その他(          |               |               | )      |
| B) Gの2,3に○をつけた力  | 「におうかがいします。参  | ネ加できなかったのは、   |        |
| 1.仕事のため 2.私的な用事の | ため 3.気が進まないから | ら 4.その他(      | )      |
| C) あなたは、園の保育料につ  | いて、どう感じています   | か。            |        |
| 1. 高すぎると思う       | 2. 少し高いと思う    | 3. 妥当な額であると思う | i      |
| 4. 今より高くてもよいと思う  | 5. わからない      | 6. 保育料の徴収はない  | ١      |

## 問5 「こども園」についてお聞かせ下さい。

- C) 「こども園」に変わったことで、良かった点をお書き下さい。
- D) 「こども園」に変わったことで、不都合な事がありましたらお書き下さい。

ご協力、ありがとうございました。

# 「子育て支援に関する研究」についての アンケート調査票(保育者の皆様に)

#### <研究についての説明>

今回の調査では、保育者の皆様には、保育に関する事項、そして子育て意識について、個々のご意見を伺わせていただきたいと思います。「保護者支援」の観点から、また、こども園(保育園)が果たす役割という意味からも子育て家庭における現状と総合的に検討することで、地域の中で展開している子育て支援や保育園としての役割を位置づけることができると考えています。

#### < 「子育て支援に関する研究」についてのアンケートのお願い>

今回の調査は、こども園(保育園)に勤務されている保育者の皆様にお願いしたいと 思います。お忙しい中、申し訳ありませんが、アンケートの回答にご協力いただければと 存じます。

なお、ご記入いただいた調査票は再度、<u>調査票が入っていた封筒に入れ、密封し、</u> 園長先生にて回収いただければと存じます。お手数をおかけしますが、<u>○月○日までに</u> ご回答いただければ幸いです。よろしくお願い致します。

調査にあたり、以下のことに留意いたします。

- ■アンケートへの記入は回答したくない質問に関しては、回答しなくても結構です。
- ■アンケートは記入後、封をしていただいて回収すると共に、無記名で行いますので、個人が 特定されることは一切ありません。また、記入いただいた内容は統計的に処理します。
- ■記入いただいた内容は、調査および教育目的以外には使用しません。
- ■アンケートにご記入いただきました個人情報の保護に関しては、細心の注意を図ります。

問い合わせ先

00000

| 問1保育者ご自身のことや働き方についてお聞かせ下さい。各項目に1つ○をつけて下さい。      |
|---|
| A) 年齢をお聞かせ下さい。                                  |
| 1. 19 歳以下 2. 20~24 歳 3. 25~29 歳 4. 30~39 歳      |
| 5. 40~49 歳 6. 50 歳以上                            |
| B) 雇用形態をお聞かせ下さい。                                |
| 1. 正規職員 2. 非正規で週 5 日以上、1 日平均 6 時間以上の勤務          |
| 3. 非正規で週 5 日以上、1 日平均 6 時間未満の勤務 4. 週 1 日~4 日のパート |
| 5. その他( )                                       |
| C) 週あたりの労働時間をお答え下さい。残業時間も含めて下さい。                |
| 1. 週あたり 20 時間未満 2. 週あたり 20 時間以上 30 時間未満         |
| 3. 週あたり30 時間以上40 時間未満 4. 週あたり40 時間以上50 時間未満     |
| 5. 週あたり 50 時間以上 60 時間未満 6. 週あたり 60 時間以上         |
| D) 保育者の婚姻の有無について                                |
| 1.独身 2. 結婚している 3. 結婚して子どもがいる                    |
| 4.その他( )  |
| E) 家庭の経済状況についてお答え下さい。                           |
| 1.深刻に悩んでいる 2.少し悩んでいる 3.あまり悩んでいない 4.全く悩んでいない     |
| F) 有給休暇は  |
| 1. ほぼ取りたい時に取れる 2. あまり取れていない 3. ほとんど取れていない       |
| 4. 有給休暇の制度がない                                   |
|   |
| 問2 家事・育児に対するお考えについて、お尋ねします。各項目に1つ○をつけて下さい。      |
| A)「子どもが3歳になるまで、母親は育児に専念するべきである」という考え方について       |
| 1. 賛成 2. どちらかといえば賛成 3. どちらともいえない                |
| 4. どちらかといえば反対 5. 反対                             |
| B) 「男性は仕事に、女性は家事や育児に専念するべきである」という考え方について        |
| 1. 賛成 2. どちらかといえば賛成 3. どちらともいえない                |
| 4. どちらかといえば反対 5. 反対                             |
| C)「子どもが3歳になるまで、母親は育児に専念するべきである」という考え方について       |
| 1. 賛成 2. どちらかといえば賛成 3. どちらともいえない                |
| 4. どちらかといえば反対 5. 反対                             |
| D) 「子どもを産んだあとは、母親は仕事をやめた方がよい」という考え方について         |
| 1. 賛成 2. どちらかといえば賛成 3. どちらともいえない                |
| 4. どちらかといえば反対 5. 反対                             |
|   |

問3 園への改善希望について、各項目に1つ○をつけて下さい。

|   |                        | 大幅に改善 | 少し改善 | 今のまま | わから |
|---|------------------------|-------|------|------|-----|
|   |                        | すべき   | すべき  | でよい  | ない  |
| ア | 園舎や園庭及び、遊具などの設備        |       |      |      |     |
| 1 | 園への送迎の利便性              |       |      |      |     |
| ウ | 安全対策                   |       |      |      |     |
| H | 保育の方針や内容               |       |      |      |     |
| オ | 運動会などの行事               |       |      |      |     |
| カ | 給食やおやつ                 |       |      |      |     |
| キ | 病気やけがの時の処置対応           |       |      |      |     |
| ク | 職員の配置状況                |       |      |      |     |
| ケ | 保育者の子どもへの接し方           |       |      |      |     |
| コ | 子どもの事や悩みごとなどの相談への対応    |       |      |      |     |
| サ | 親の要望や意見への親身な対応         |       |      |      |     |
| シ | 保護者会(PTA)などの活動         |       |      |      |     |
| ス | 親と保育者が落ち着いて話せる時間とスペース  |       |      |      |     |
| セ | 園やクラスのお便りや連絡帳などの情報伝達   |       |      |      |     |
| ソ | 保育参観、クラス懇談会などの回数や内容    |       |      |      |     |
| タ | 子育て講座など親が学習できる機会の提供    |       |      |      |     |
| チ | 送り迎えの時などの保育者の対応        |       |      |      |     |
| ツ | 親同士が自由に交流できるスペースの提供    |       |      |      |     |
| テ | 地域(高齢者や中学生等とのふれあい)の人たち |       |      |      |     |
|   | と接する機会の行事を取り入れる        |       |      |      |     |
| ト | 保育者の専門性を高めるための研修       |       |      |      |     |

問4 研究会、研修会に参加されましたか。1つ○をつけて下さい。

| 1. | 月1回以上 | 2. 半年に数回程度 | 3. 1年に数回程度 | 4. ほとんどない |
|----|-------|------------|------------|-----------|
|----|-------|------------|------------|-----------|

| 1.  | とても必要である | 2. 少し必要7  | である 3. 今く  | らいでよい | 4. わからない  |      |
|-----|----------|-----------|------------|-------|-----------|------|
| B)  | 保育者などの正  | 規職員の増員は   |            |       |           |      |
| 1.  | とても必要である | 2. 少し必要   | である 3. 今くは | らいでよい | 4. わからない  |      |
|     |          |           |            |       |           |      |
| 問 6 | あなたのふだん  | んのお気持ちにつ  | ついてお尋ねしま   | ミす。各項 | 目に1つ○をつけて | 下さい。 |
| A)  | 自分自身の保育  | 育について自信が  | ぶなくなることが   |       |           |      |
|     | 1. よくある  | 2. ときどきある | 3. あまりない   | 4. 全  | くない       |      |
|     |          |           |            |       |           |      |
| 問 7 | 今後のこども[  | 園の子育て支援の  | の役割はどんなこ   | とである。 | と思いますか。   |      |
|     | ご自由にお書   | き下さい。     |            |       |           |      |
|     |          |           |            |       |           |      |
|     |          |           |            |       |           |      |
|     |          |           |            |       |           |      |

問 5 保育者自身の要望についてお聞きします。それぞれの項目に1つ○をつけて下さい。

A) 有給休暇が取りやすい仕組みは

お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

## 参考資料(一部改編)

## こども園に関する調査のお願い (園長先生)

#### <調査のお願い>

こども園での子育て支援について、園長先生にご記入をお願い致します。 また、保育者のアンケート調査についても回収の程、よろしくお願い致します。 保育者の方とは正規職員、非正規職員かを問わず、園において、実際に保育を担っていらっしゃる保育師の方です。

尚、保護者調査については、兄弟姉妹で園に通われている世帯には、最も年下の お子さんを通じて配布、回収をお願い致します。

#### < 「子育て支援に関する研究」についてのアンケートのお願い>

今回の調査は、こども園(保育園)に通園している子どもの保護者とこども園(保育園)に 勤務されている保育者の皆様にお願いしたいと思います。お忙しい中、申し訳ありませんが、 アンケートの回答にご協力いただければと存じます。なお、ご記入いただいた調査票は再度、 調査票が入っていた封筒に入れ、密封し、園長先生にて回収いただければと存じます。 お手数をおかけしますが、〇月〇日までにご回答いただければ幸いです。 よろしくお願い致します。

調査にあたり、以下のことに留意いたします。

- ■アンケートへの記入は回答したくない質問に関しては、回答しなくても結構です。
- ■アンケートは記入後、封をしていただいて回収すると共に、無記名で行いますので、個人が 特定されることは一切ありません。また、記入いただいた内容は統計的に処理します。
- ■記入いただいた内容は、調査および教育目的以外には使用しません。
- ■アンケートにご記入いただきました個人情報の保護に関しては、細心の注意を図ります。

問い合わせ先

00000

| 問 1   | 園児以外の在宅児とその親への園が行っている子育て支援について教えて下さい。                |
|-------|--|
|       |  |
|       |  |
|       |  |
|       |  |
|       |  |
|       |  |
| 問 2   | 地域の人たちと接する機会の行事を教えて下さい。                              |
|       |  |
|       |  |
|       |  |
|       |  |
|       |  |
| 問 3   | 今後のこども園の家族への子育て支援の役割はどんなことであると思われますか。                |
|       | ご自由にお書き下さい。  |
|       |  |
|       |  |
|       |  |
|       |  |
|       |  |
| 日日 4  | △※のこじも国の地域の↓たもにフガマ士極はじノ ねこしづもてし用われますか。               |
| ii] 4 | 今後のこども園の地域の人たちに子育て支援はどんなことであると思われますか。<br>ご自由にお書き下さい。 |
|       |  |
|       |  |
|       |  |
|       |  |
|       | l l  |

誠にご協力ありがとうございました。